

# 令和6年度第2回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和6年7月26日(金)

富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

富山労働局長 挨拶

議 事

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)
- 2 労働経済等関係指標について
- 3 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 4 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- 5 富山県最低賃金専門部会委員について
- 6 その他

閉 会

- 資料 No. 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)(写)
- No. 2 労働経済等関係指標
- No. 3 最低賃金に関する基礎調査結果
- No. 4 関係労働団体からの意見書(写)
- No. 5 富山県最低賃金専門部会委員名簿
- No. 6 富山県最低賃金審議運営事項
- No. 7 第56期富山地方最低賃金審議会運営小委員会 委員名簿
- No. 8 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会 委員名簿

参考資料 消費者物価指数(富山市)抜粋

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

## 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事



業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

## イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

#### ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（16.9%→19.6%）、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加（63.0%→67.2%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加（19.6%→23.4%）し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割（8.8%）の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

## エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

## オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

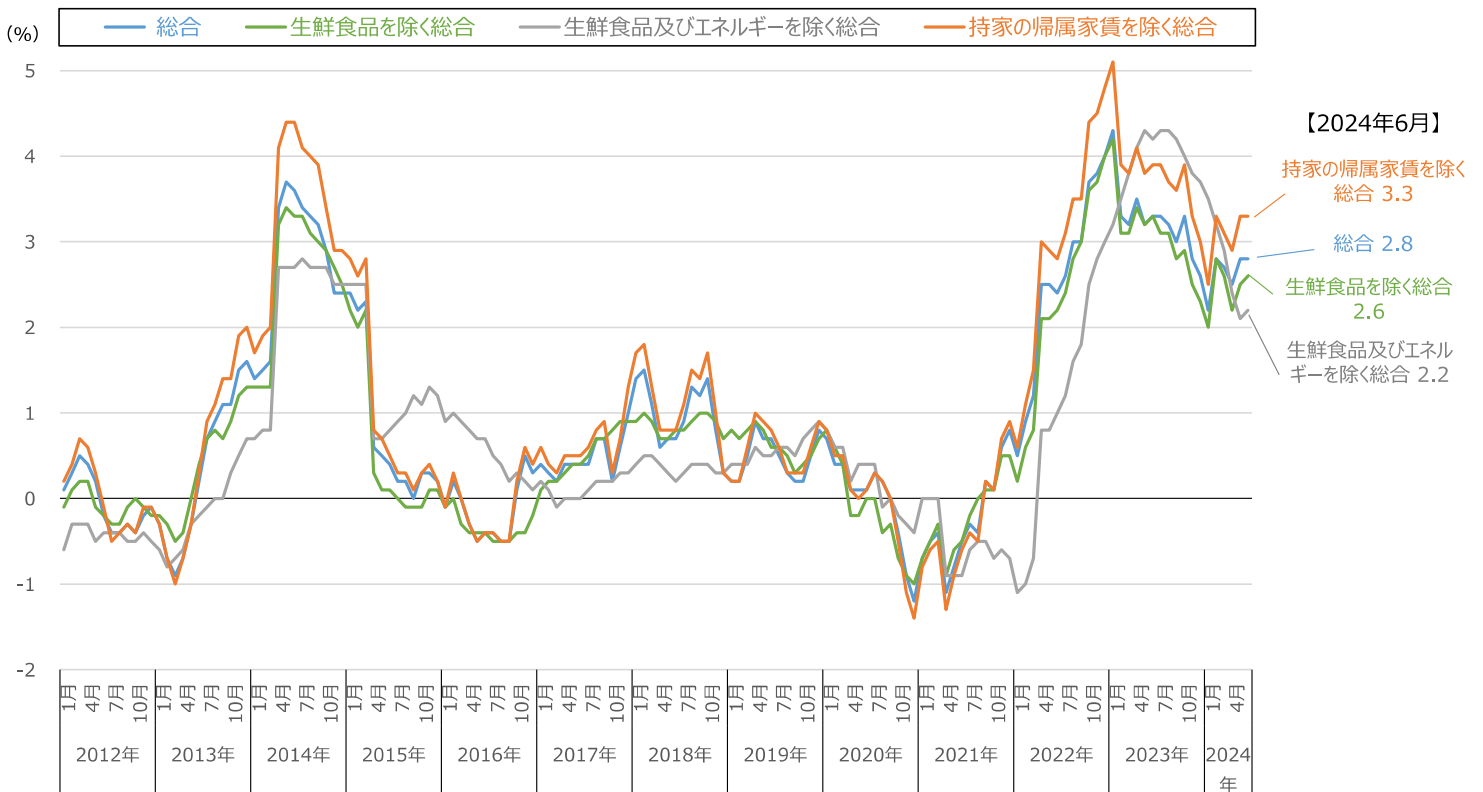
である。

## 参考資料

### 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」



# 2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

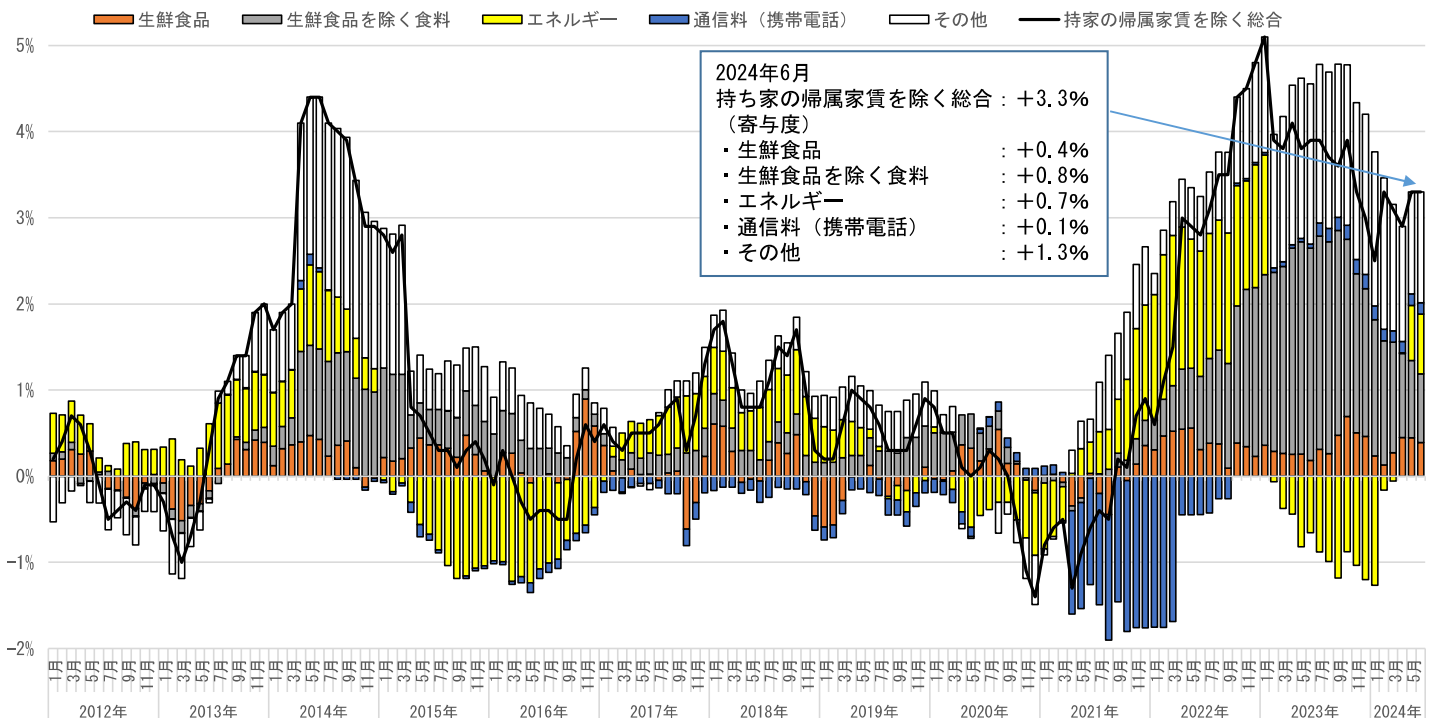
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

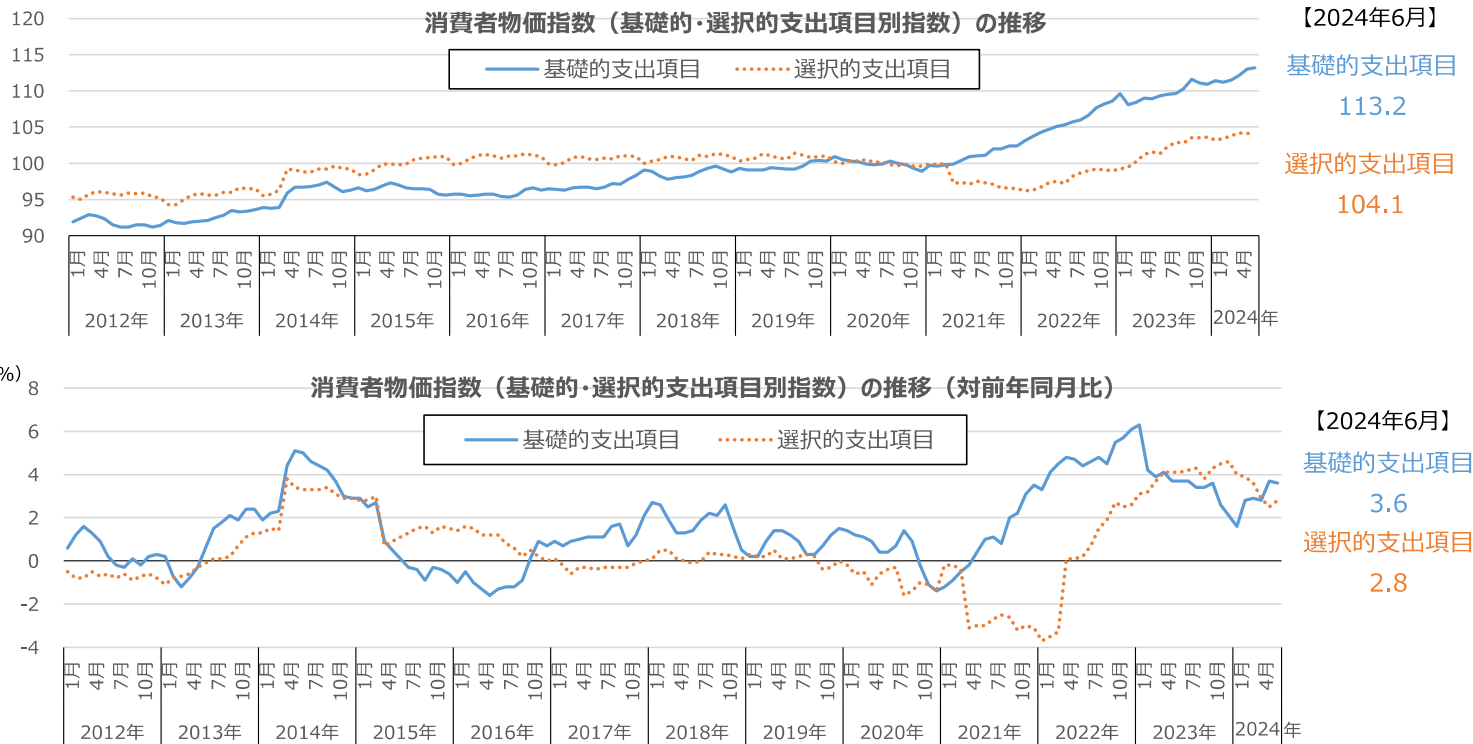
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

### 値引き単価

2024年4月使用分まで

#### <電気>

低圧：3.5円/kWh  
 高圧：1.8円/kWh

#### <都市ガス>

15円/m<sup>3</sup>  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

2024年5月使用分

#### <電気>

低圧：1.8円/kWh  
 高圧：0.9円/kWh

#### <都市ガス>

7.5円/m<sup>3</sup>  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

# 消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

## 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

# 消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

### 【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

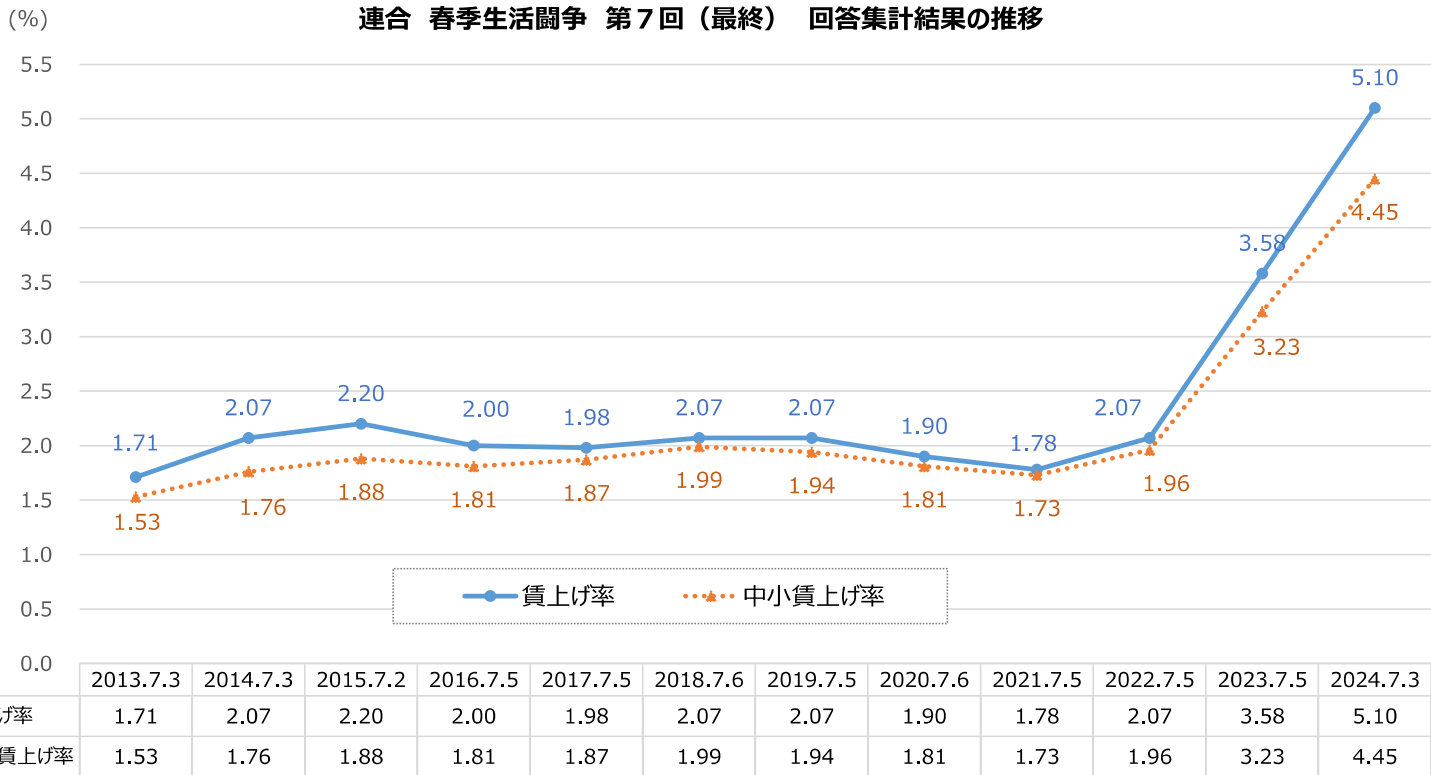
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

7

# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

# 連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

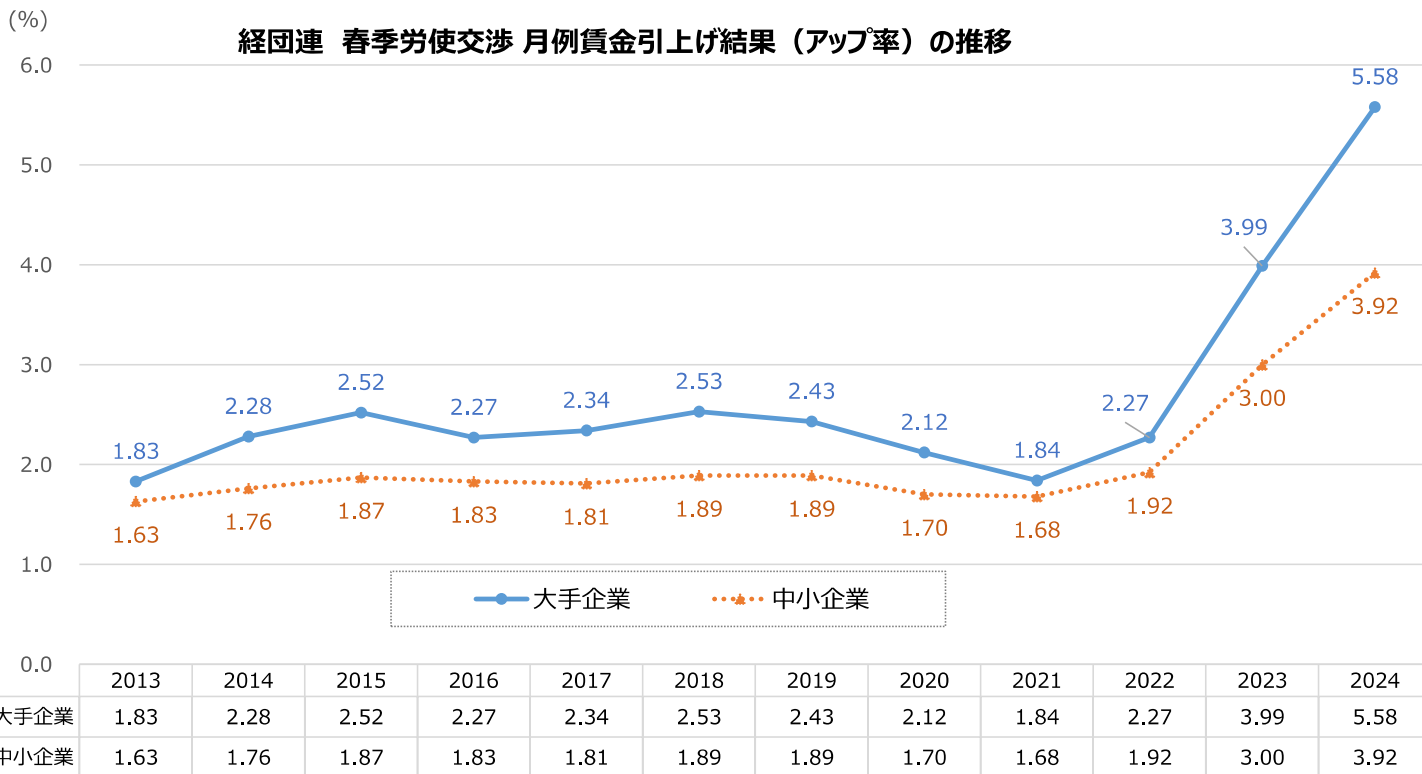
		第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)	
		単純平均	加重平均
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)
		引上げ率	—
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)
			10,869円(6,828円)

(注) ( )内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

9

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
 （注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

# 日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社		3.62%
	20人以下	8,801円	
パート・ アルバイト (時給)	709社		3.34%
	全体	37.6円	
	1,070社		3.43%
20人以下	43.3円		
	450社		3.88%

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。  
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

# 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			
男 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

# 賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

# 賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 業態 形態 ラング	（四、％）																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,511	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6％）。

## 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。



# 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	〃 1,000万円未満	8.1	8.2	8.3	8.0	8.2	8.6	9.1	8.4	8.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

# 法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

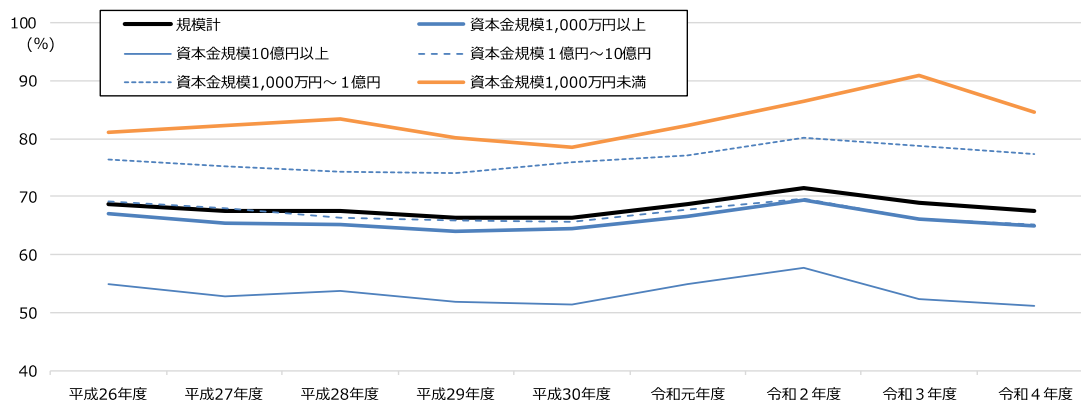
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



17



# 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

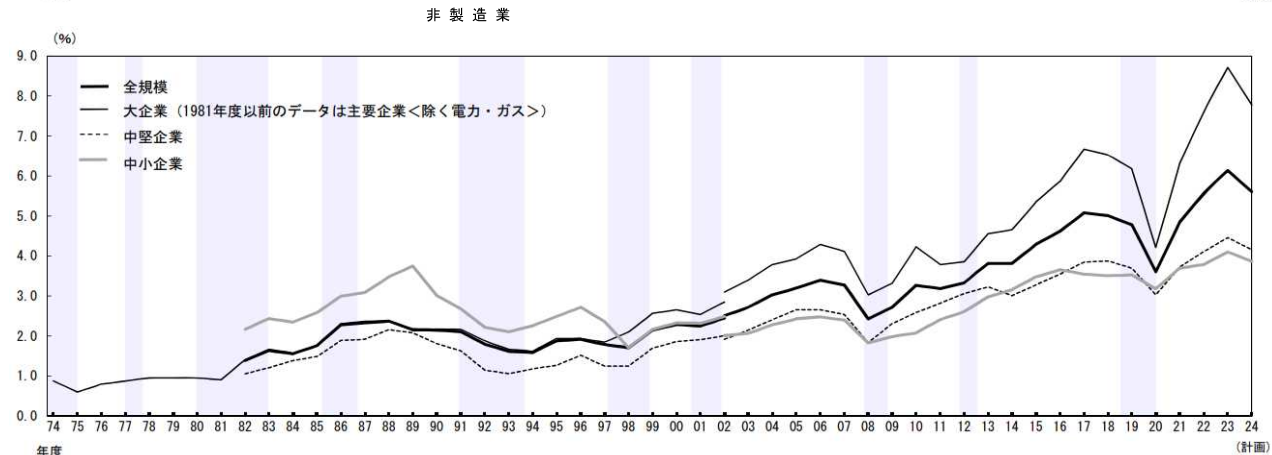
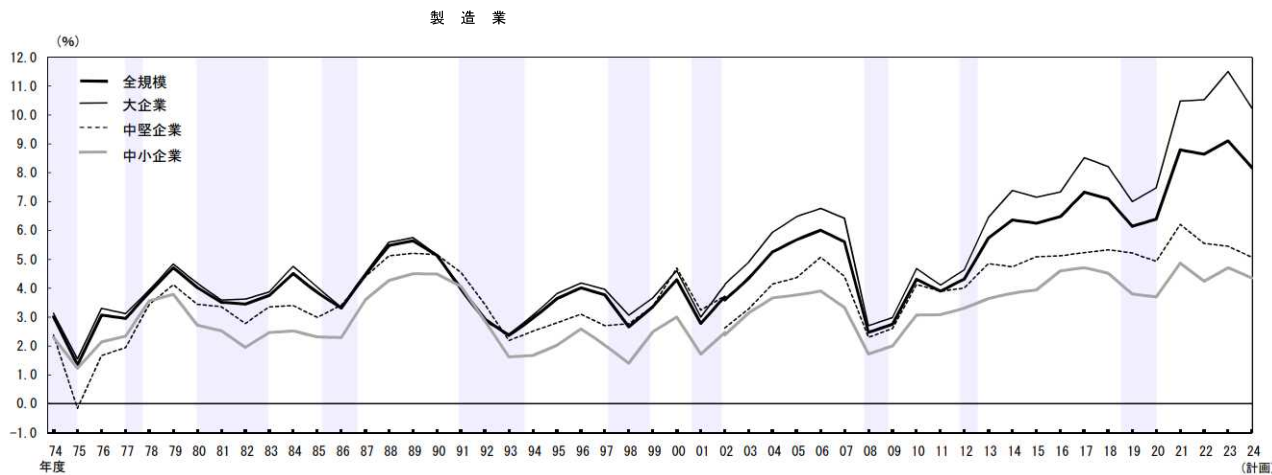
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益-支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

# 売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

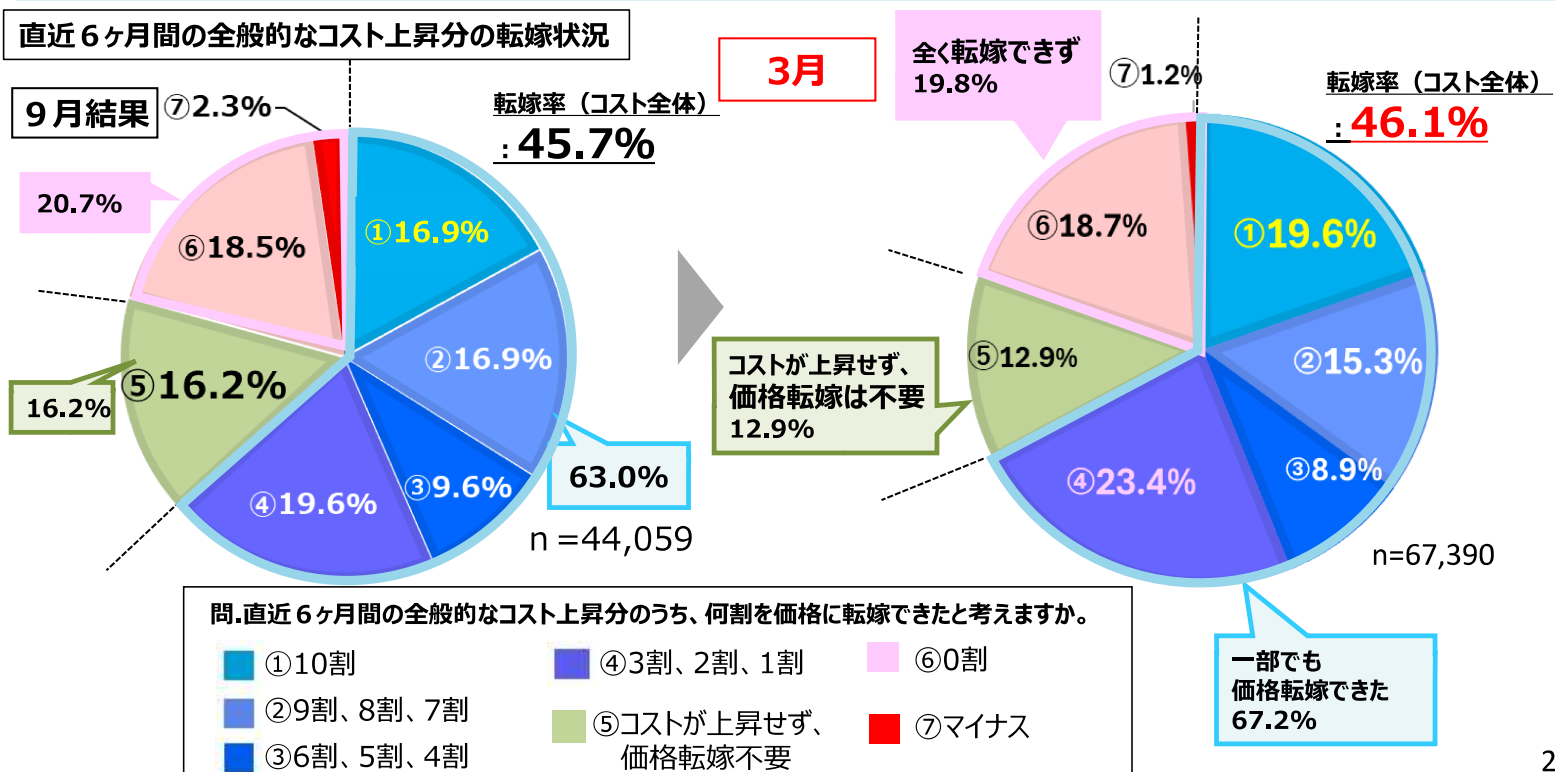
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

20

## 価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
  - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
  - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

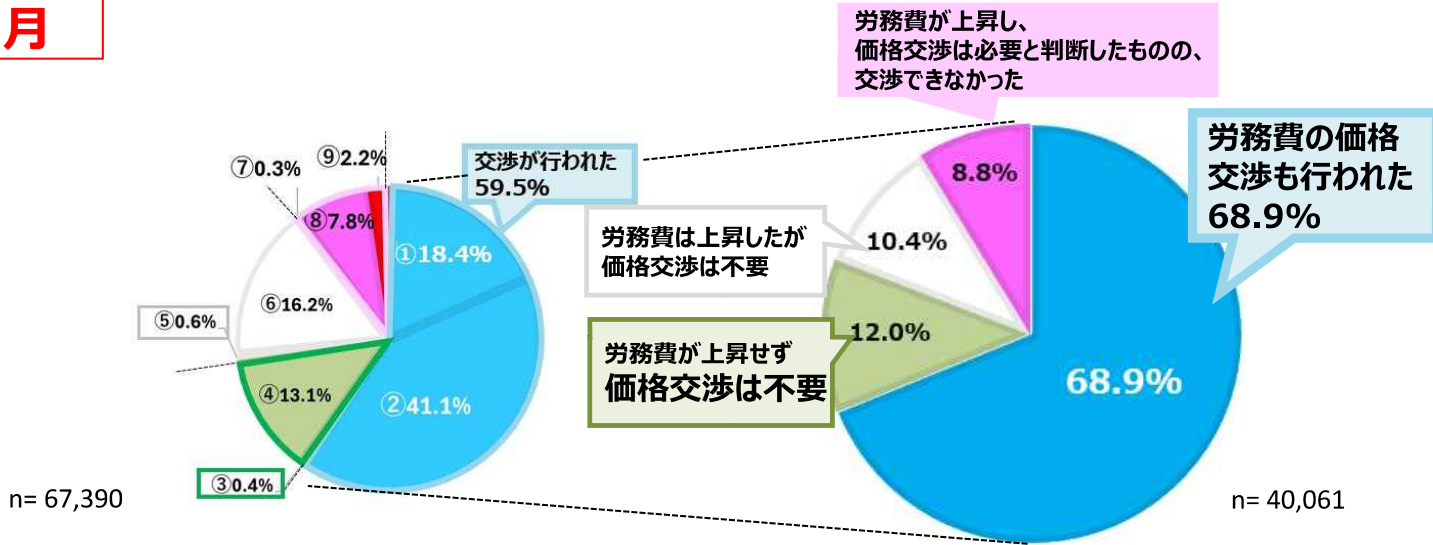


21

# (今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
  - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
  - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

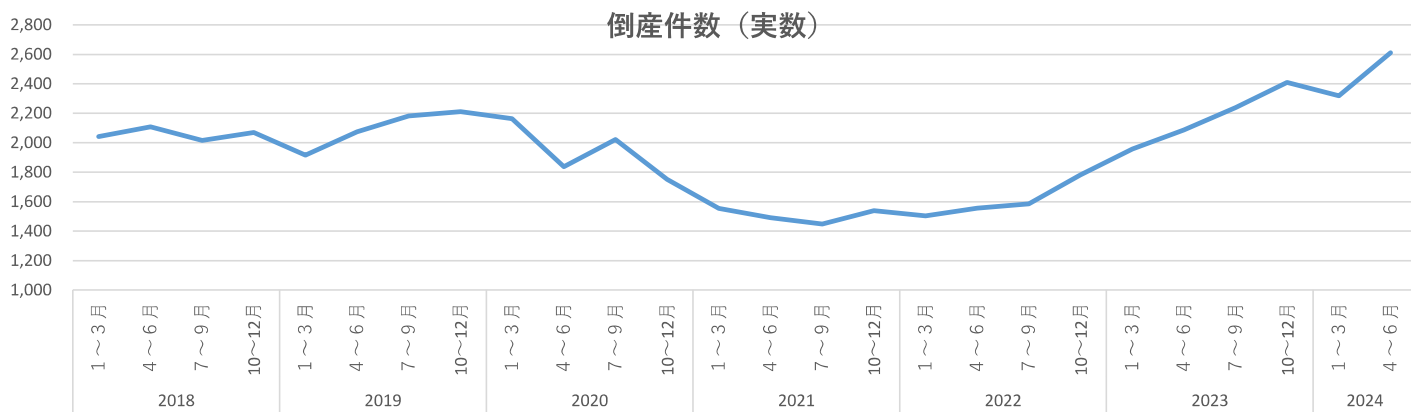
- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

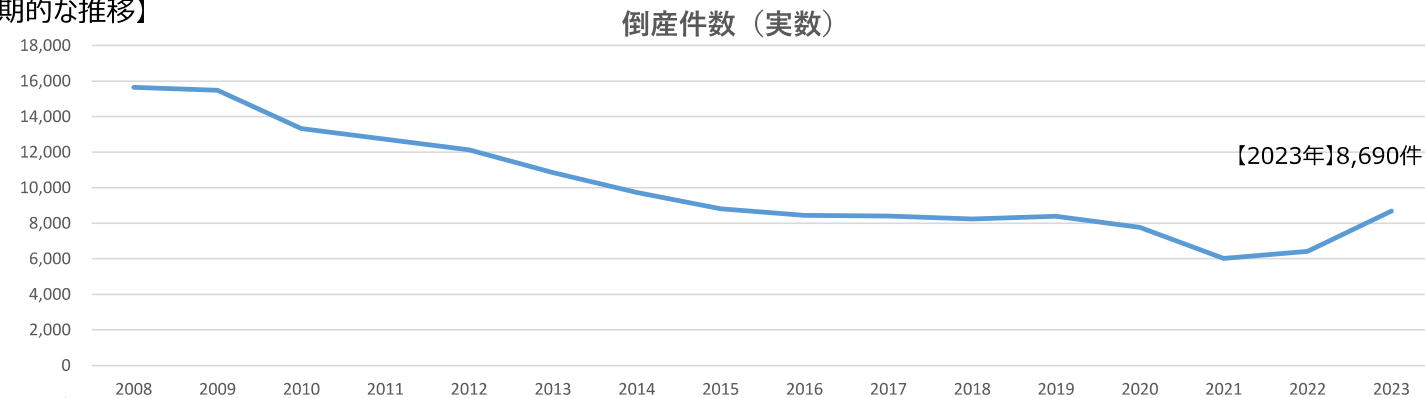
## 倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

23

# 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

## 2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

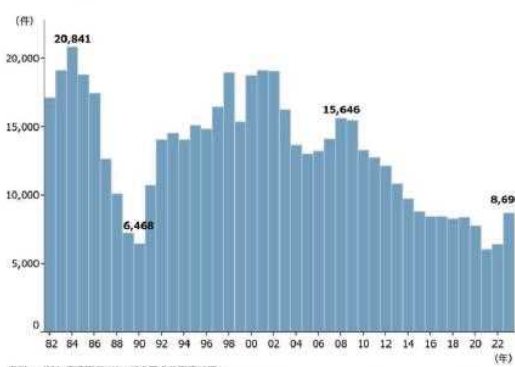
### 第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

## 全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

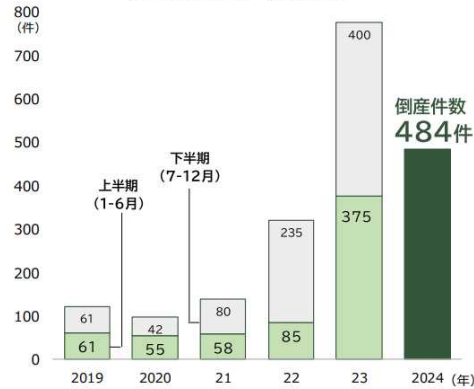
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」  
 （注）1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移

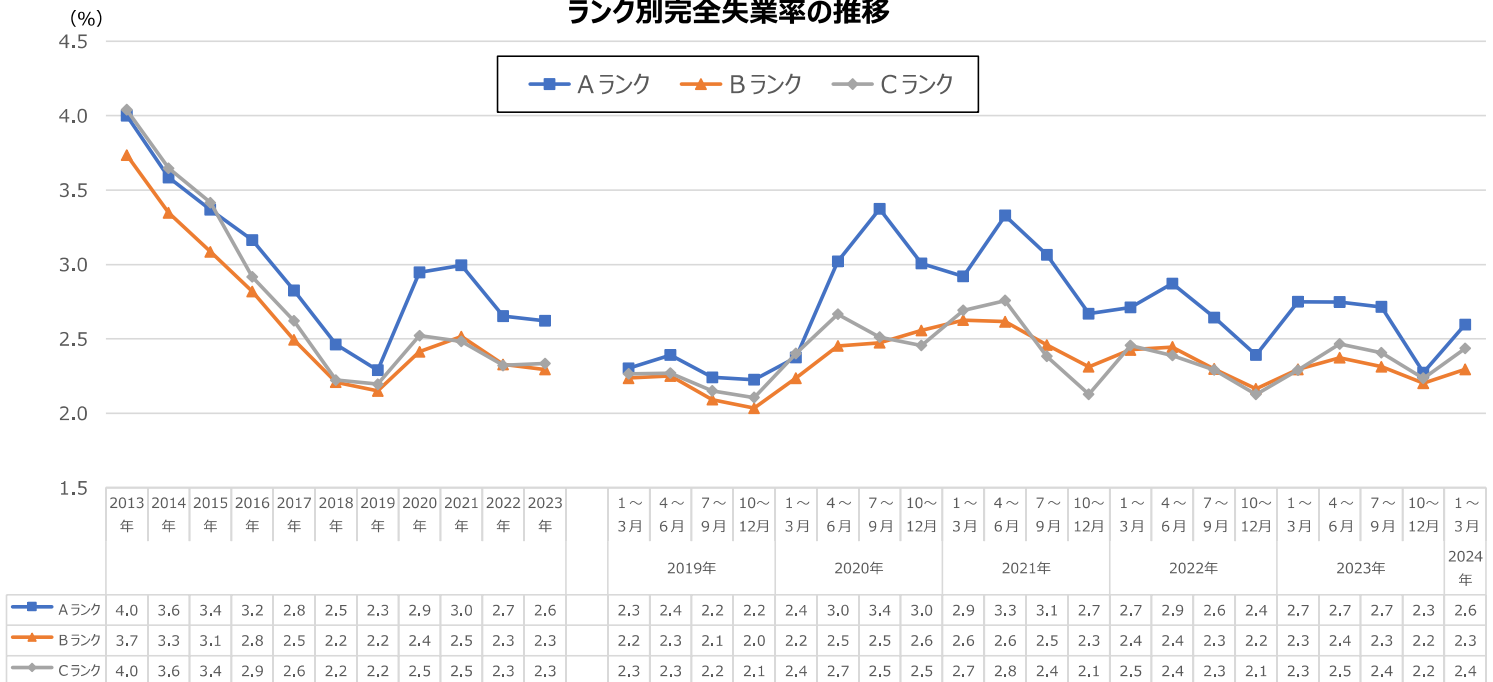


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」  
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

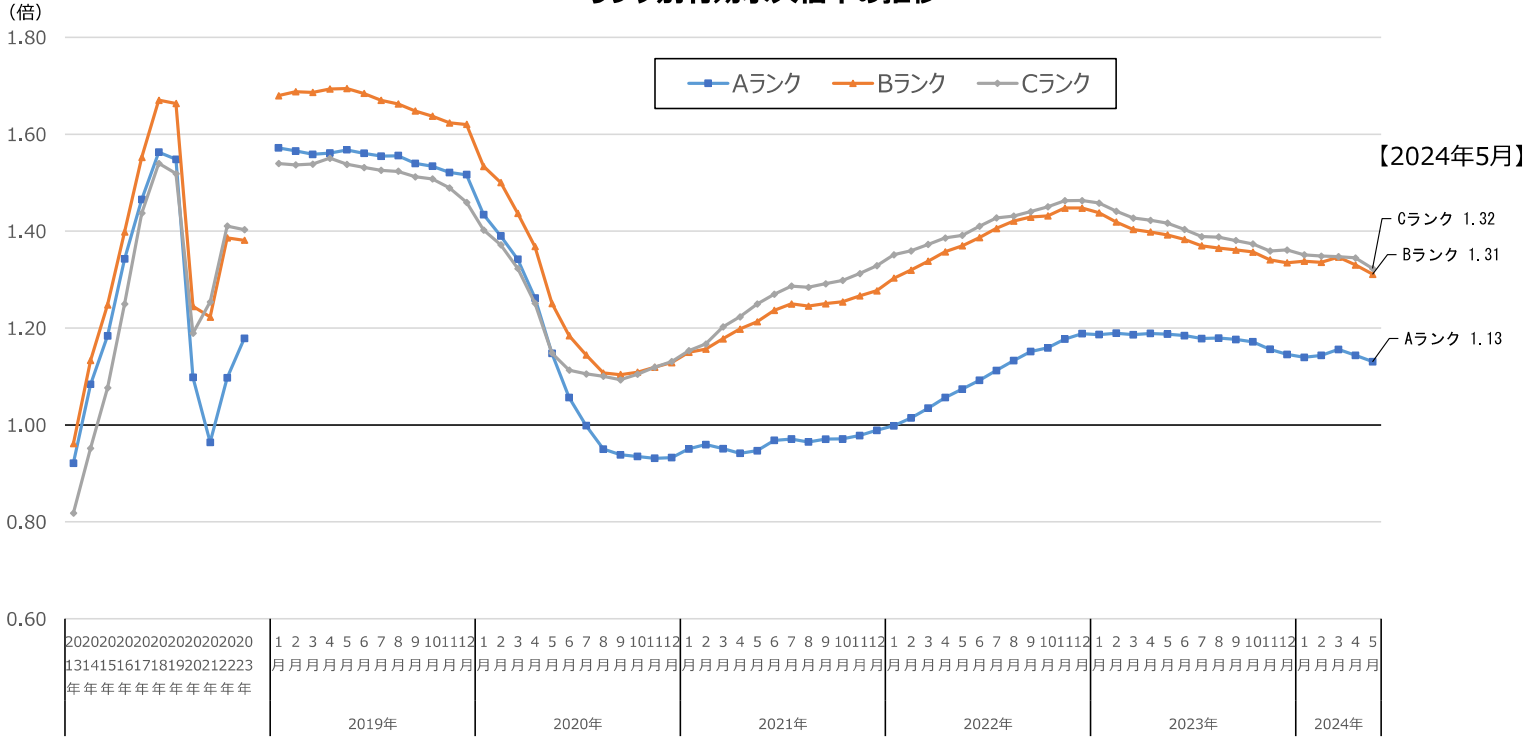


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。  
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

### ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
- 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

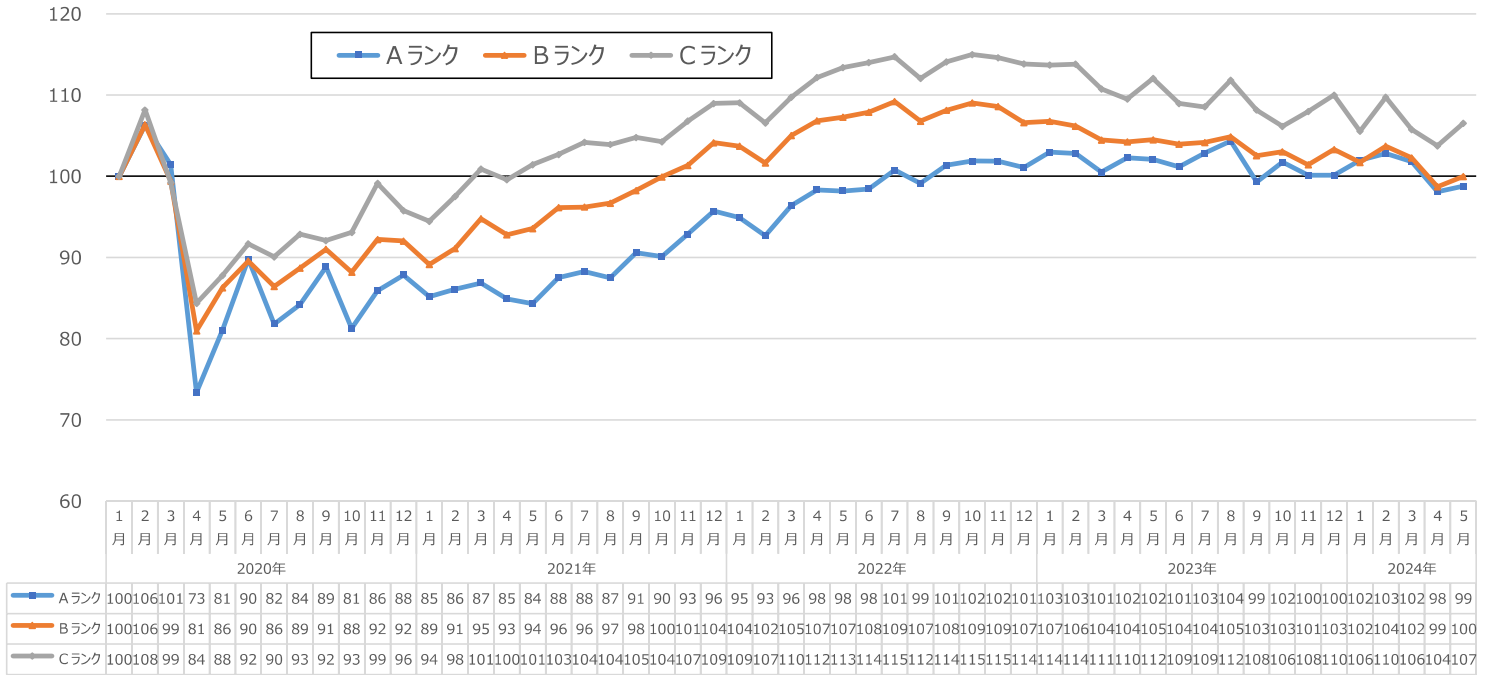
- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 5 各月の数値は季節調整値である。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 6 年 7 月 24 日

## 1 はじめに

令和 6 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33 年ぶりの 5% 台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第 1 条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは 2 年程度で全都道府県において 1,000 円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の 6 割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は 3% 前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.4% と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年の C ランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた 3 要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。



さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、



業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

### ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.4%で、前年同期の令和 4 年 10 月から令和 5 年 6 月までの平均 4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

## イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.10%、中小でも 4.45%となっており、昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る 5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.58%、中小企業では 3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 3.62%、20 人以下の企業で 3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で 3.43%、20 人以下で 3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年

を上回る賃金引上げの状況が見られる。

#### ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し

8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

## エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年以上を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

## オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案



することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に

関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

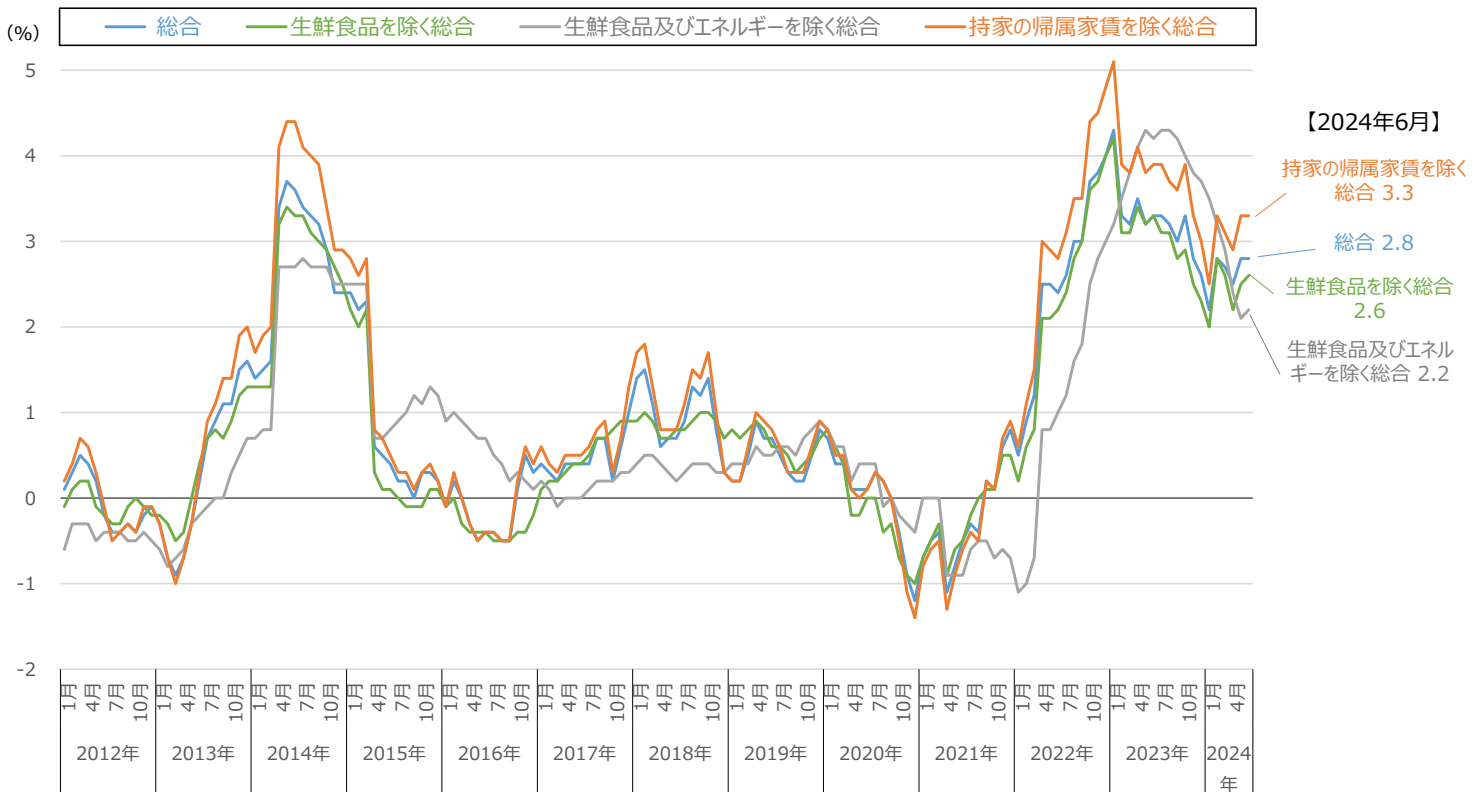
(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 参考資料

### 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

# 2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

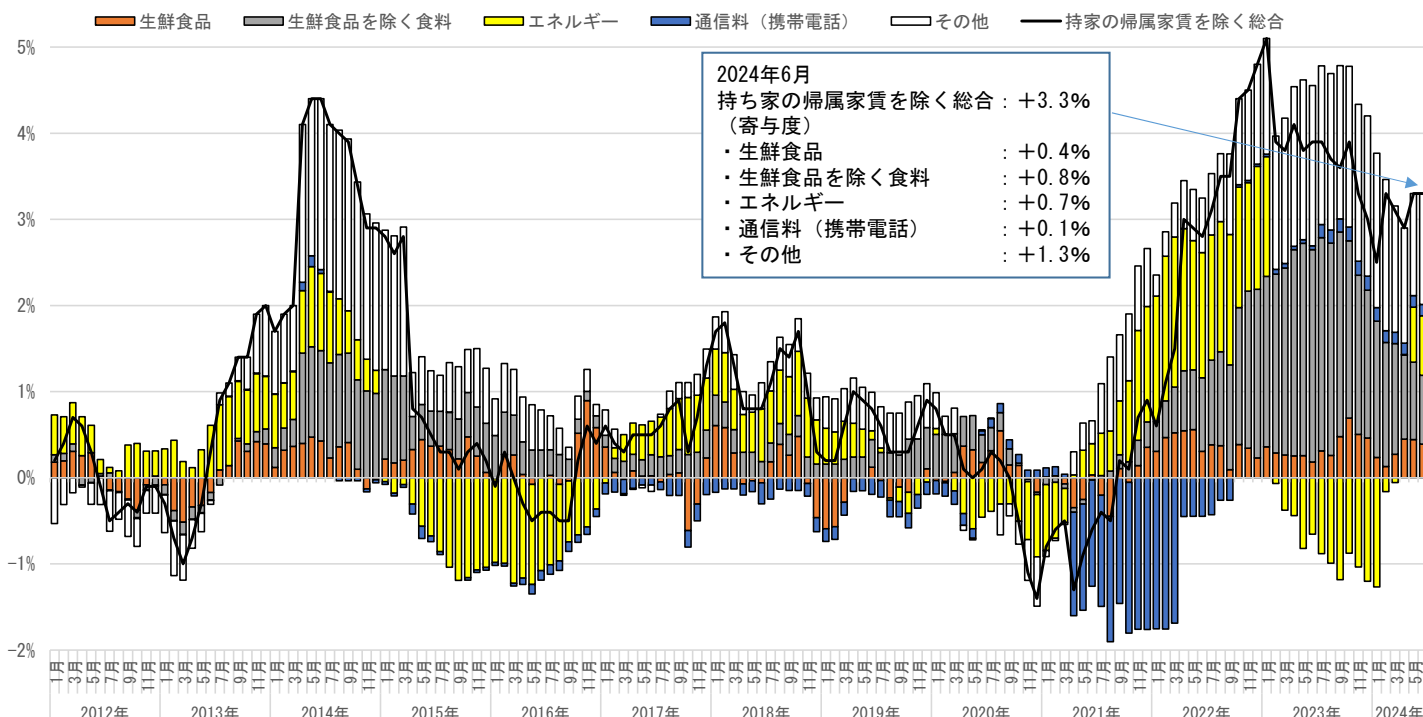
4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

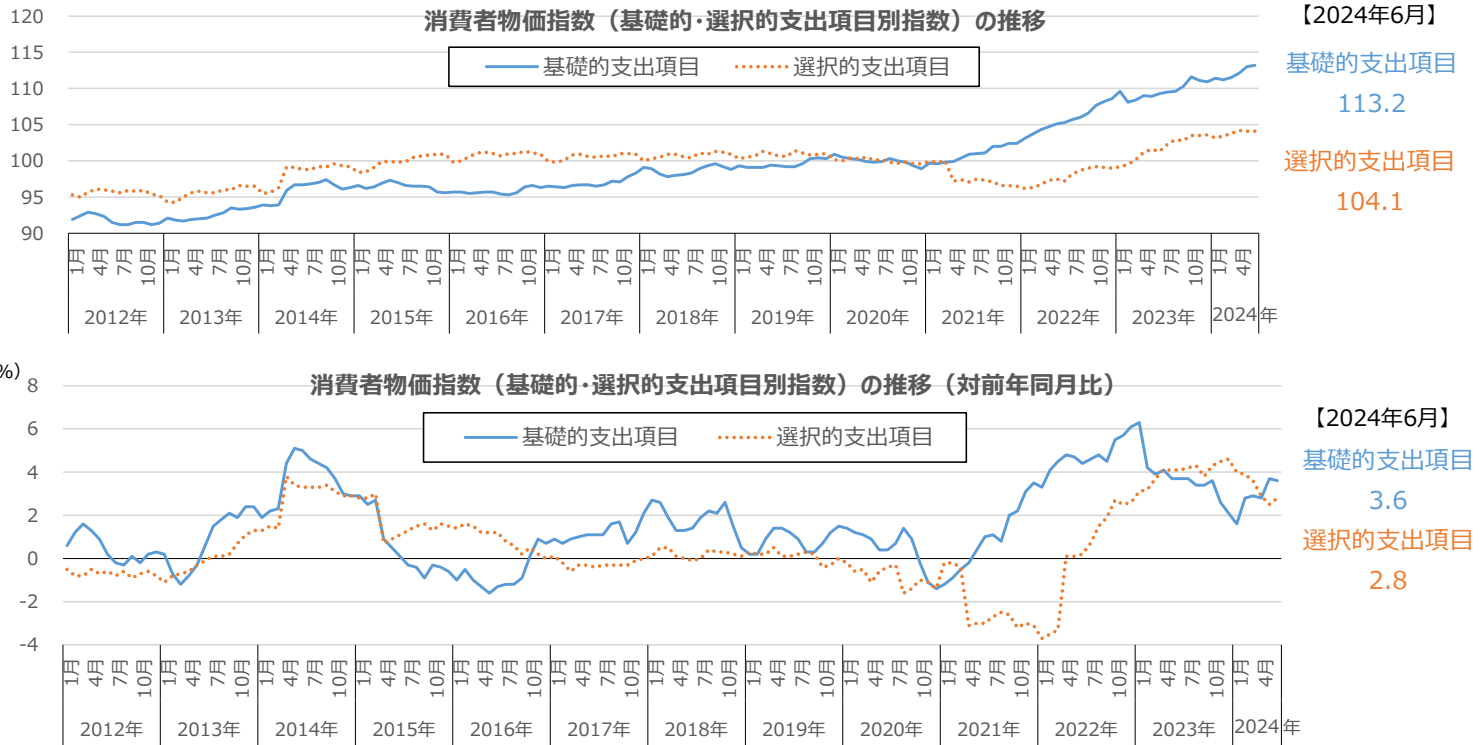
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

3

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に名財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

### 値引き単価

2024年4月使用分まで

#### <電気>

低圧：3.5円/kWh  
 高圧：1.8円/kWh

#### <都市ガス>

15円/m<sup>3</sup>  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

2024年5月使用分

#### <電気>

低圧：1.8円/kWh  
 高圧：0.9円/kWh

#### <都市ガス>

7.5円/m<sup>3</sup>  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

## 消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

### 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

#### <電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1m<sup>3</sup>当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1m<sup>3</sup>当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1m<sup>3</sup>当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>未満の家庭や企業等が対象

6

## 消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

#### 【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

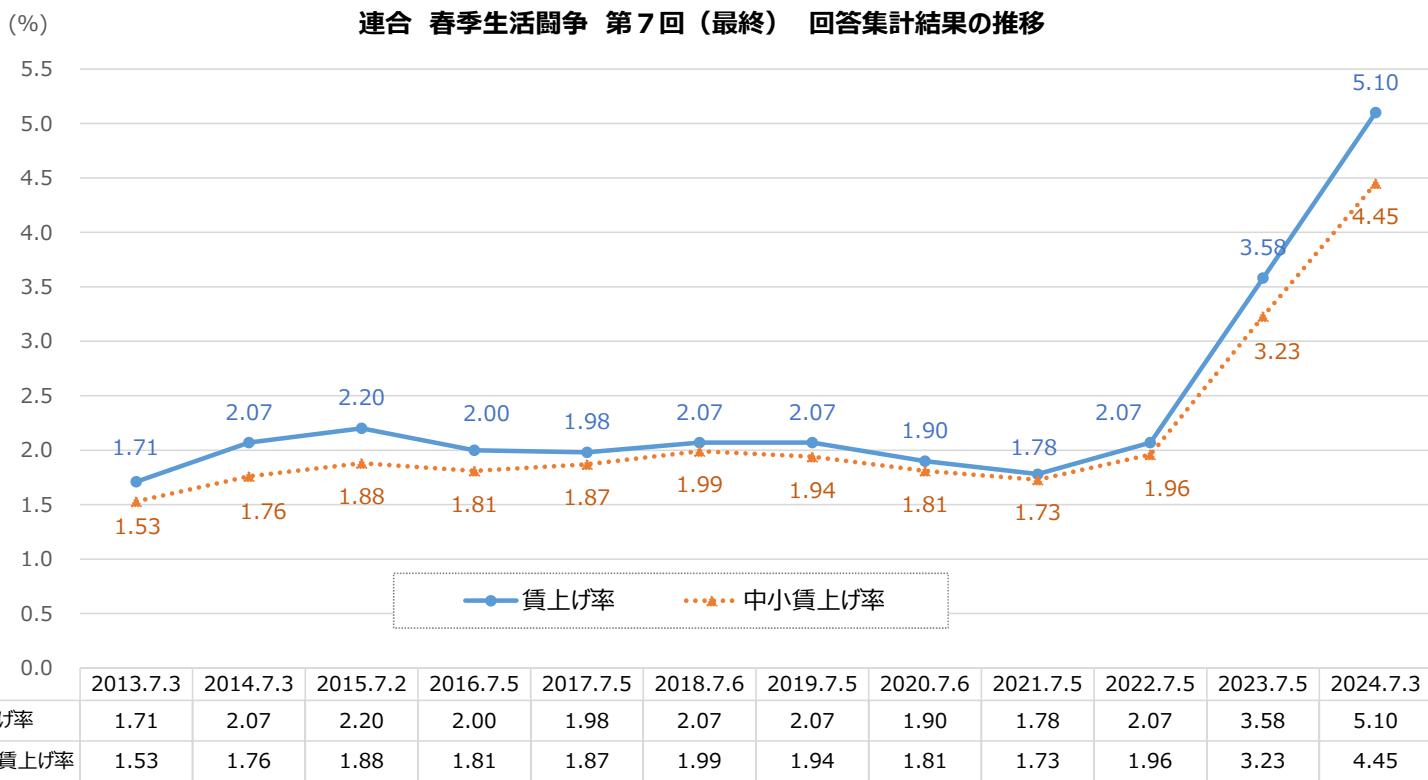
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

7

# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

# 連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

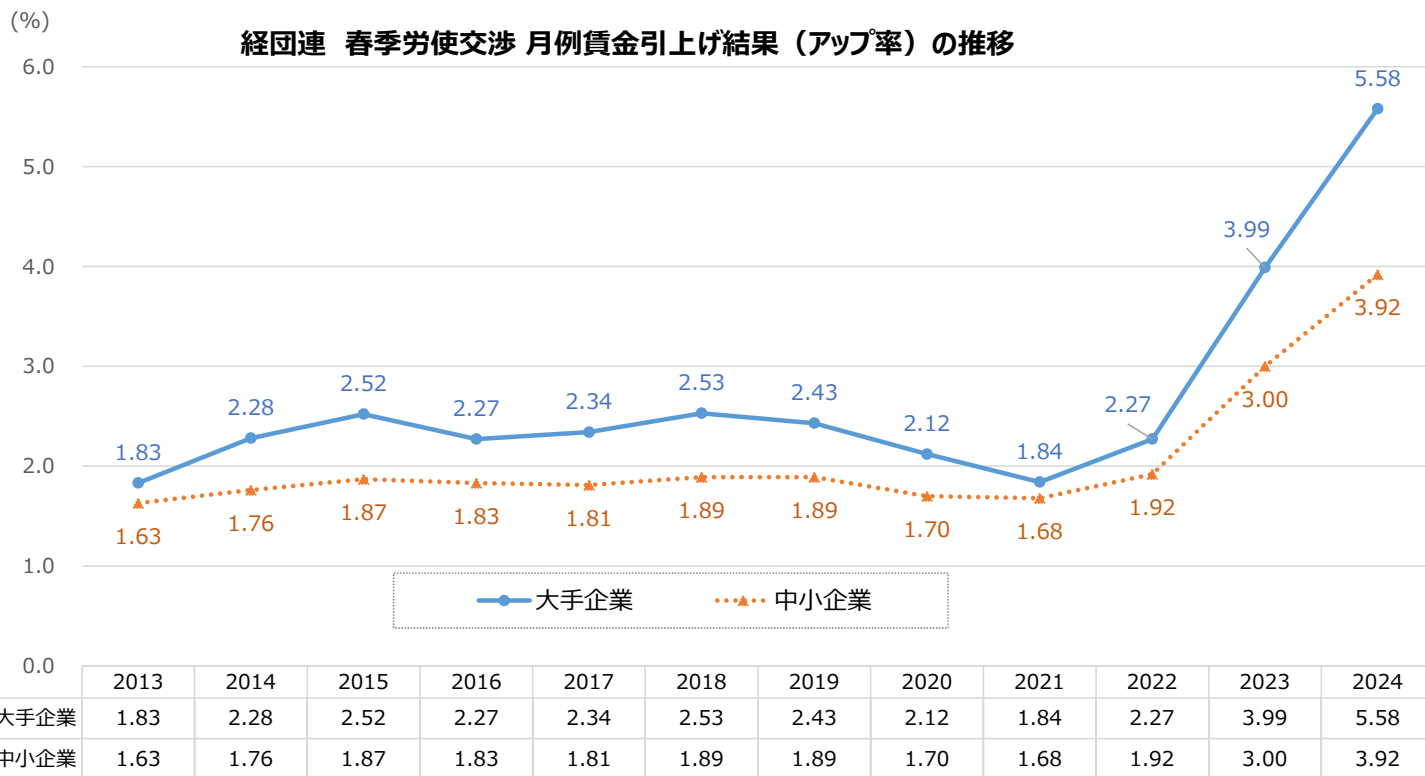
		単純平均		加重平均	
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)	
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)	
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)	
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)	
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)	

(注) ( )内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

9

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
 （注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

# 日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社	3.62%	
	20人以下	8,801円	
	709社	3.34%	
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社	3.43%	
	20人以下	43.3円	
	450社	3.88%	

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。  
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11



# 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男 女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女 男 計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

# 賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月			
一 般 パ ー ト 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一 般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パ ー ト 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

# 賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年		
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4	
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3	
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6	
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3	
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8	

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

## 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	” 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	” 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	” 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	
” 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	” 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	” 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	” 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	” 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

# 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

# 法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

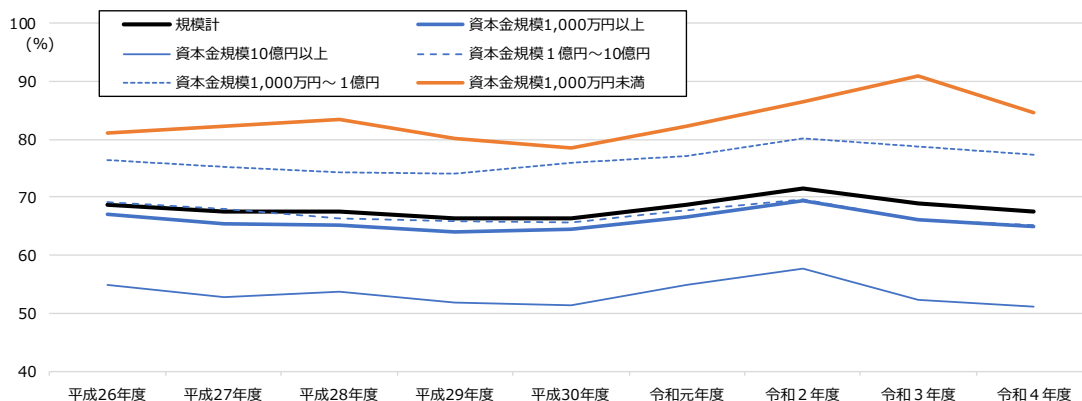
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



17

# 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
				前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

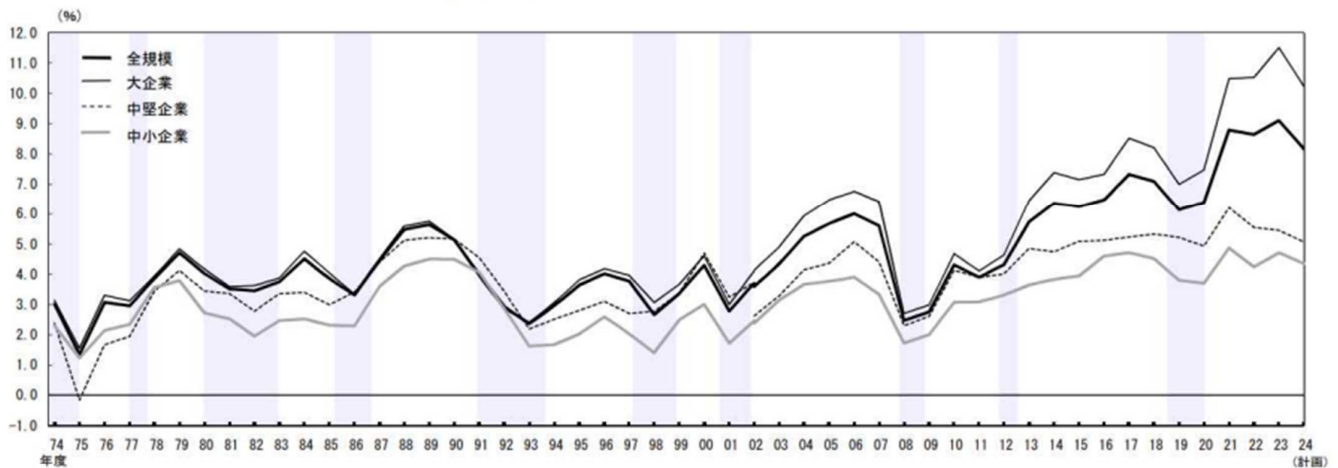
付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

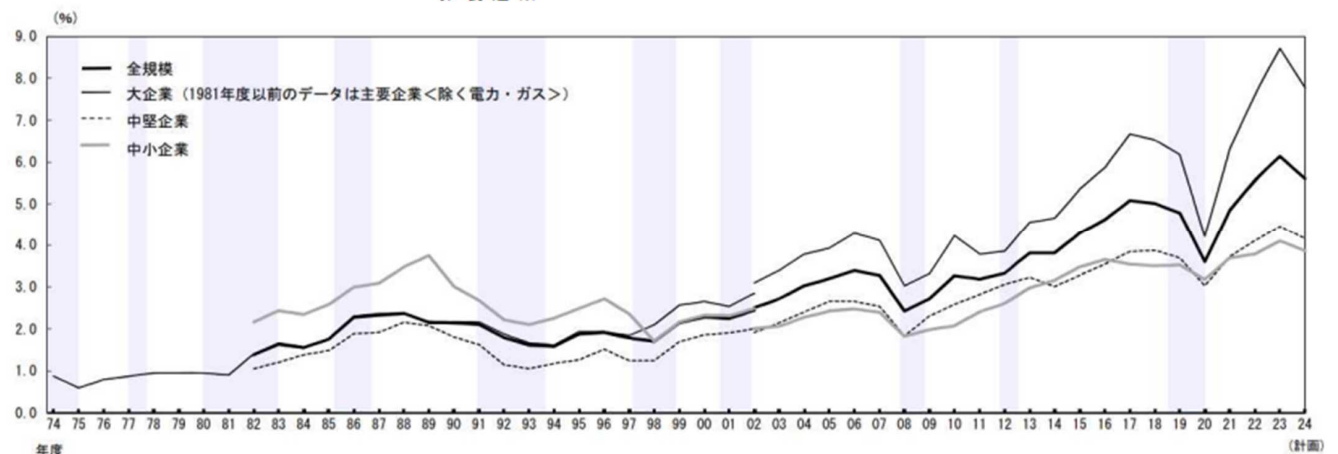
# 売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				(計画)	(計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	8.83	8.41
	非製造業	4.85	5.57	5.78	5.58
大企業	製造業	10.48	10.52	11.32	10.78
	非製造業	6.31	7.61	8.17	7.81
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.01	4.65
	非製造業	3.73	4.11	4.19	4.02
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.29	4.26
	非製造業	3.70	3.79	3.86	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

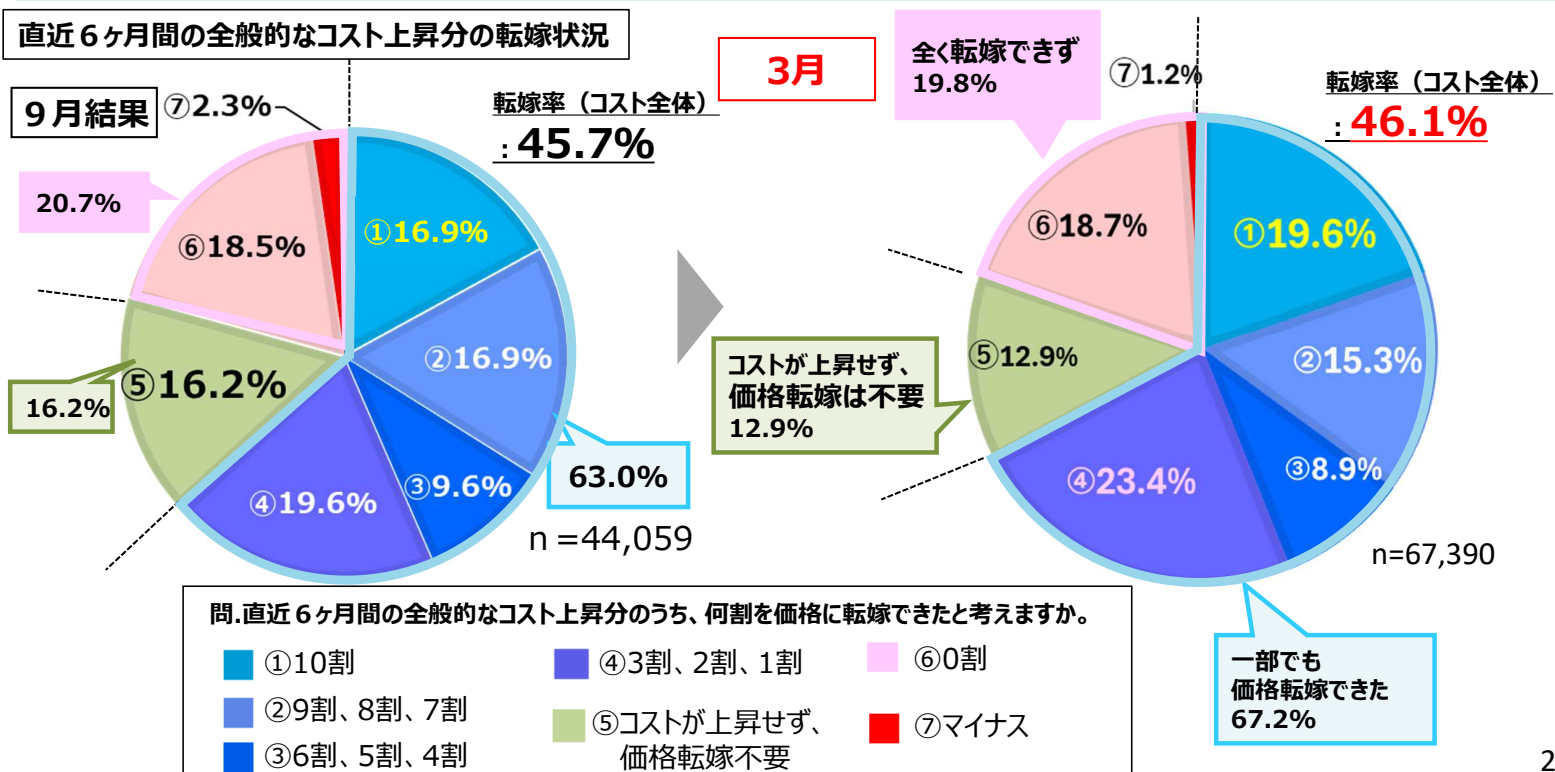
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

20

## 価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
  - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
  - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

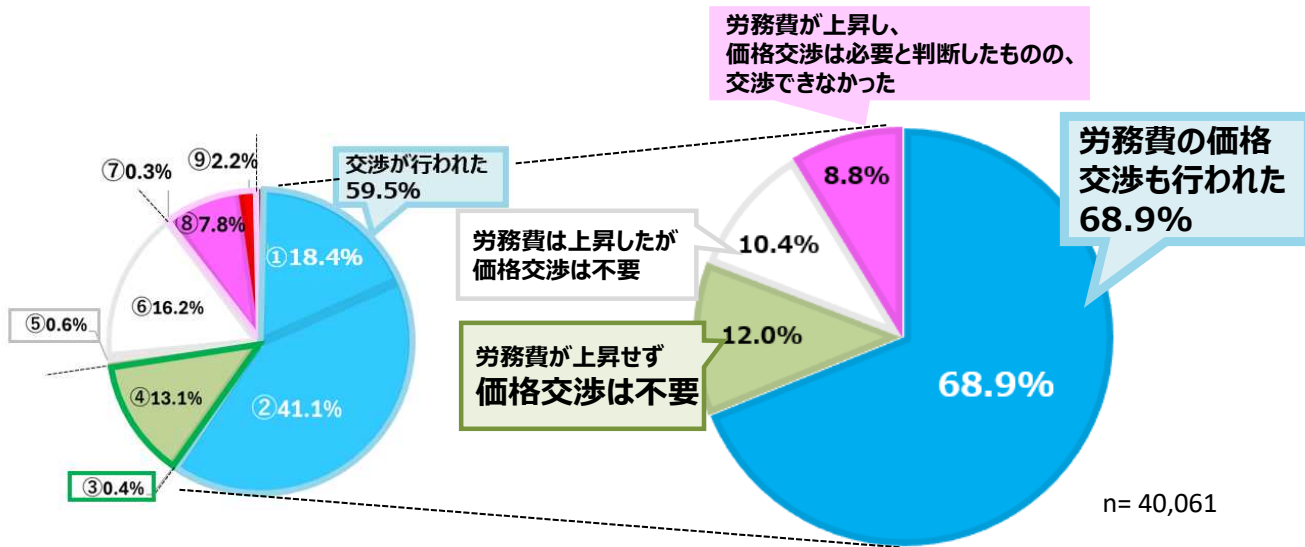


21

# (今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
  - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
  - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

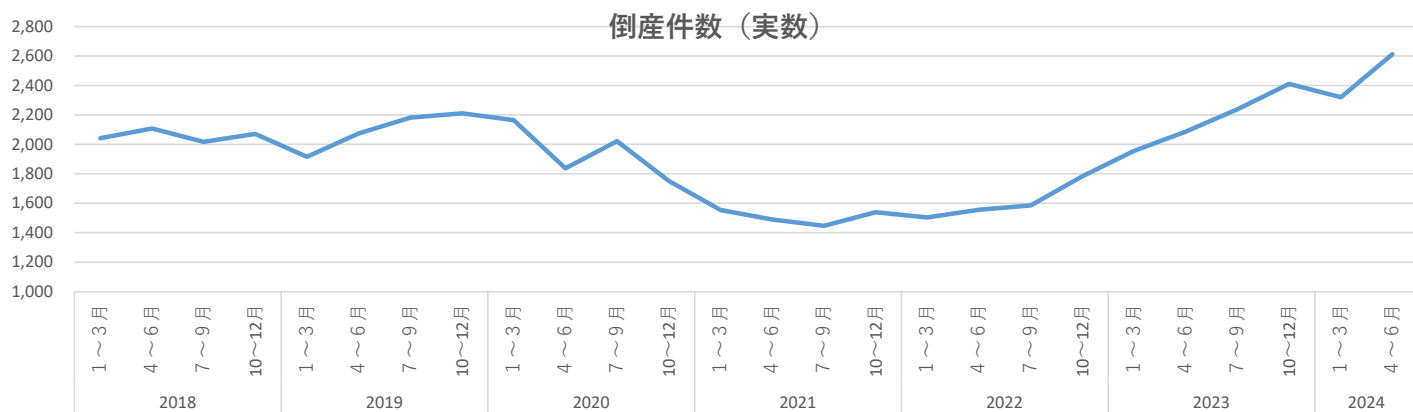
- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

## 倒産件数(実数)の推移

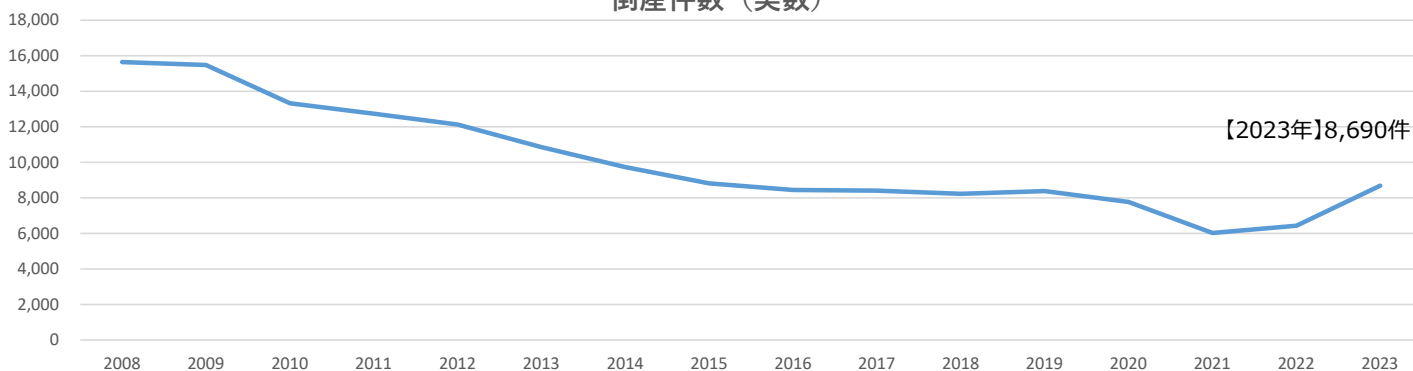
○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】

倒産件数 (実数)



23



# 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

## 2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

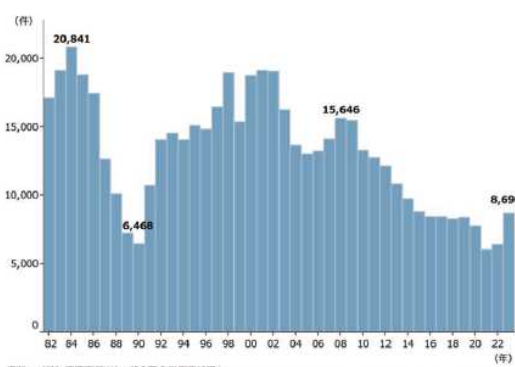
### 第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

## 全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

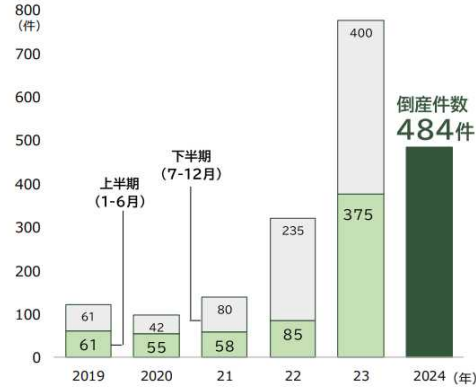
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」  
 （注）1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移

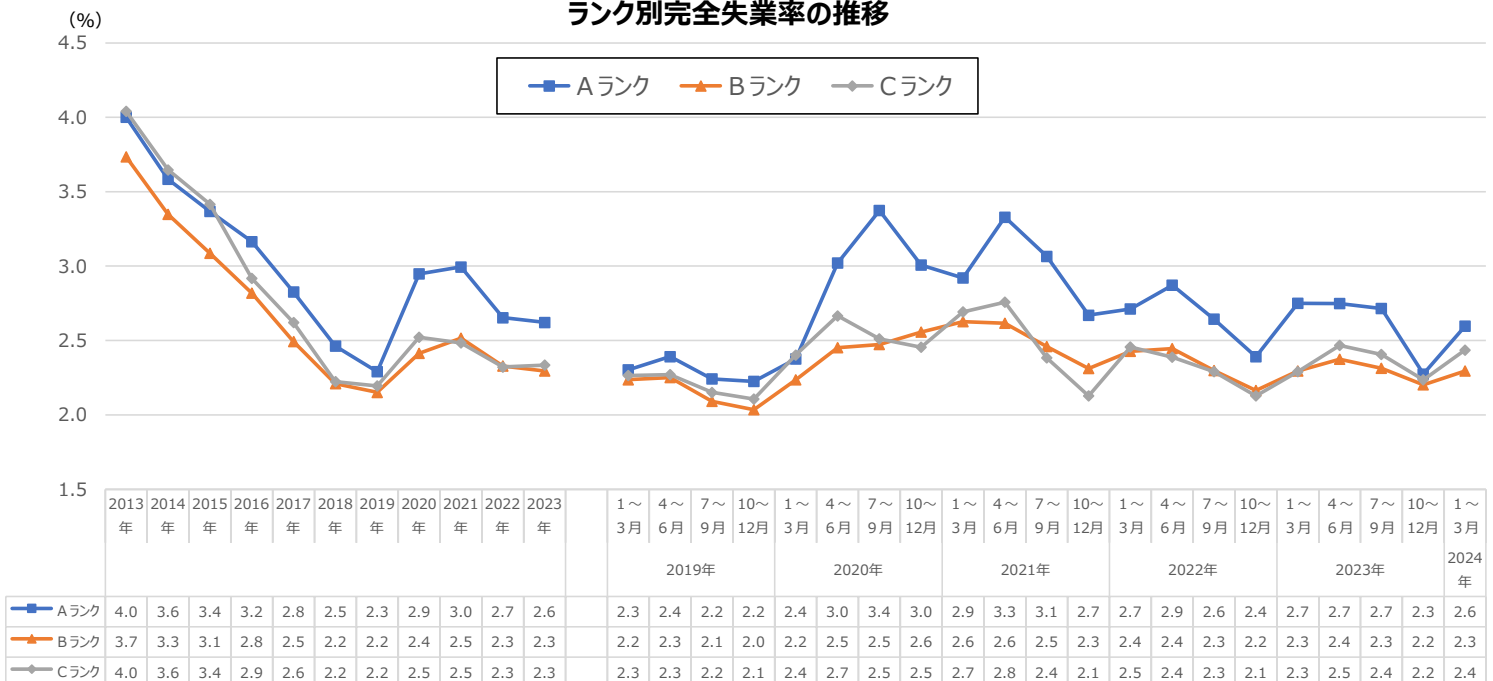


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」  
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

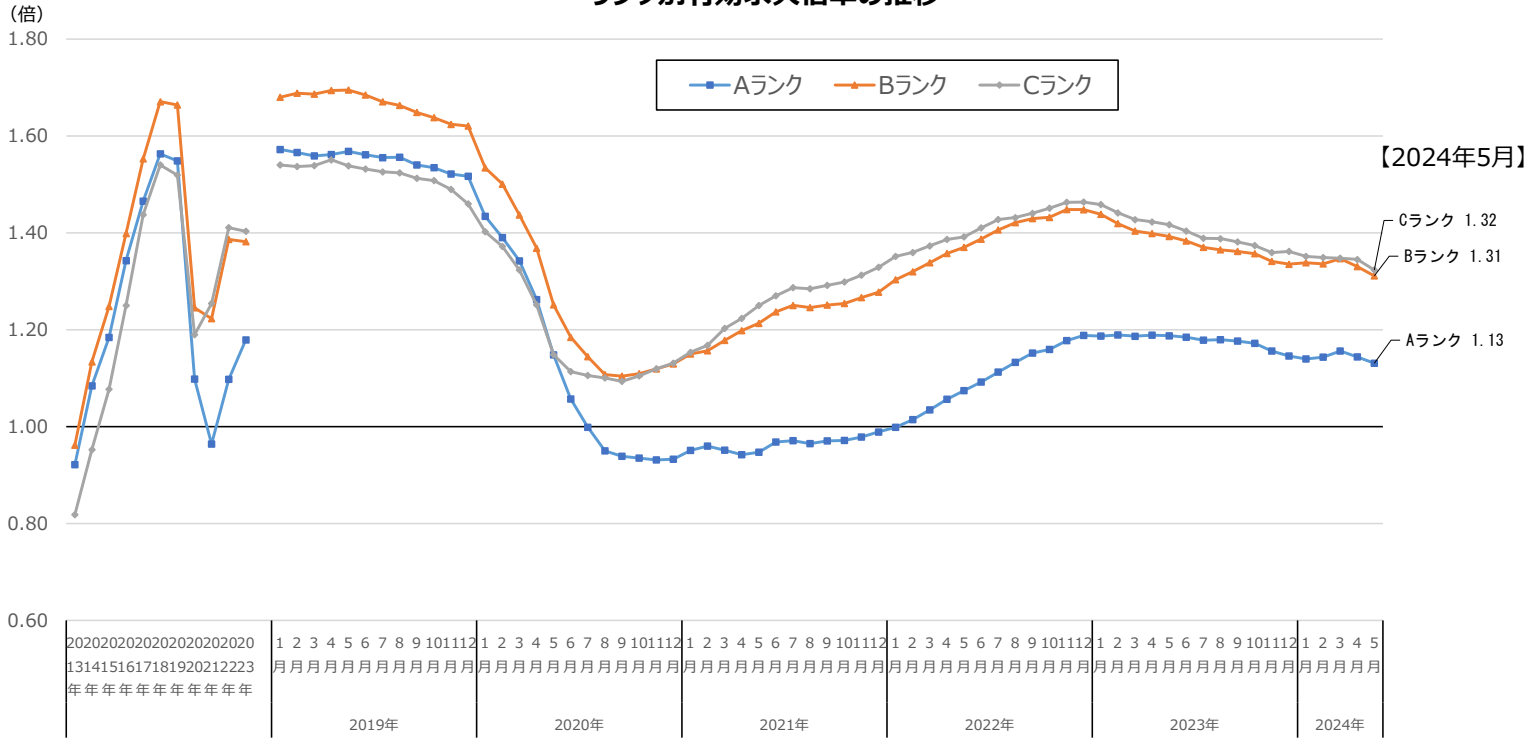


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。  
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。  
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。  
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。  
 5 各月の数値は季節調整値である。

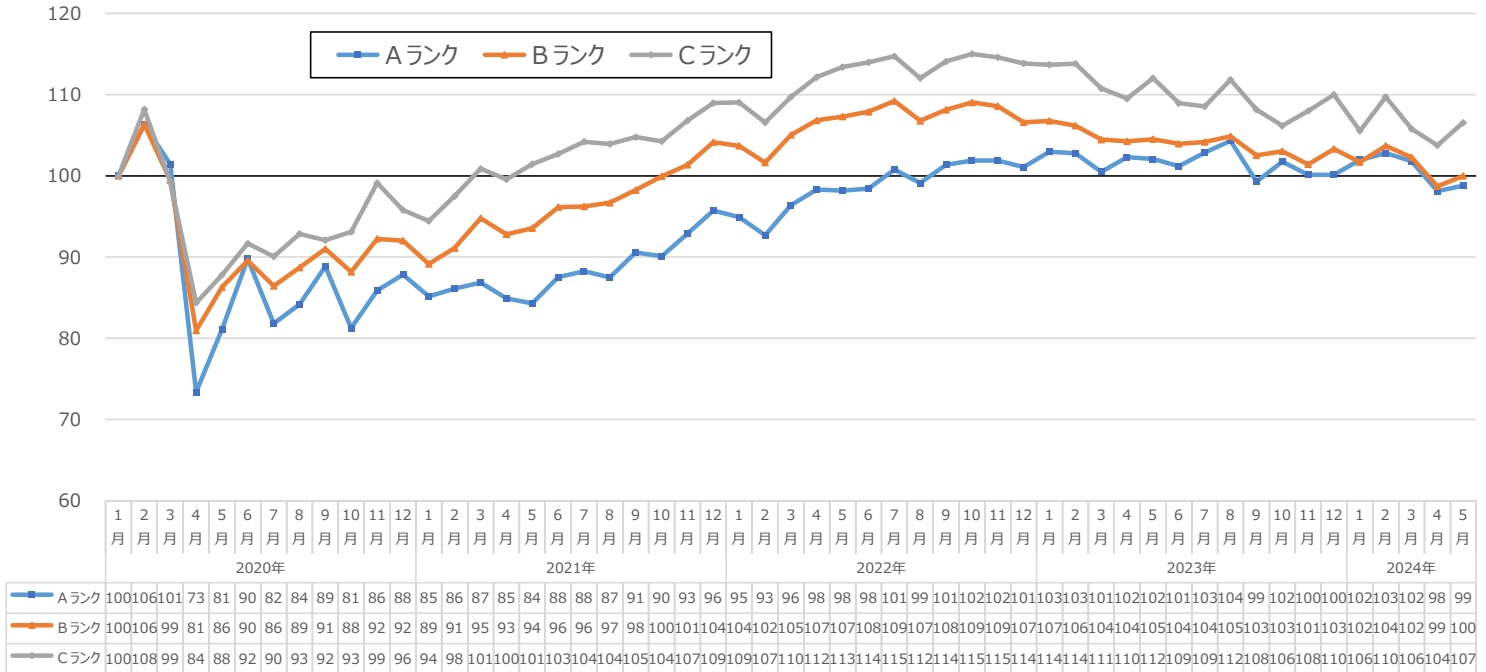


# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 労働経済等関係指標

令和 6 年 7 月

富山労働局労働基準部賃金室

# 目 次

1 生 産	
(1) 鉱工業生産	1
(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2 国内需要	
(1) 百貨店等販売額	3
(2) 新車新規登録台数	4
(3) 住宅建設	5
(4) 投資関連（全国）	6
3 物価・生計費	
(1) 物 価（総合指数）	7
(2) 勤労者世帯の消費支出	8
(3) 標準生計費（単身世帯）	9
(4) 生活保護基準額	10
4 貿易等	
(1) 貿易（全国）	11
(2) 為替相場	12
5 雇 用	
(1) 常用雇用指数	13
(2) 総実労働時間	14
(3) 所定外労働時間数（製造業）	15
(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5) 有効求人倍率	17
(6) 求人・求職状況（富山県）	18
(7) 企業の人員整理状況（富山県）	18
6 賃 金	
(1) きまって支給する給与額	19
(2) 短時間女性労働者の1時間あたり賃金額	20
(3) 高校卒初任給（富山県）	20
7 企業倒産	21

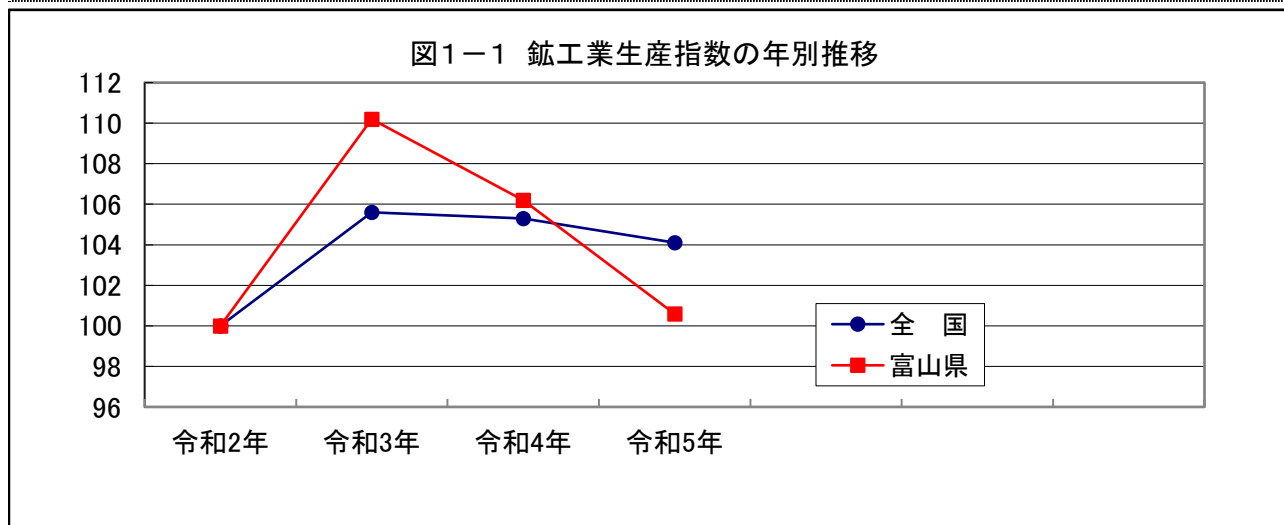
【資料出所】

項目	図番号	タイトル	資料出所							
			全国(他県)		富山県					
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移								
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)	—	—	—	—				
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)	—	—	—	—				
国内需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移								
	2-3	新車新規登録台数の年別推移								
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移								
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移								
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移								
	2-7	投資関連の年別推移					—	—	—	—
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移					—	—	—	—
物価・生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移								
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移								
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移								
	3-5	標準生計費の推移	各県 人事委	人事委員会勧告資料	富山県 人事委	人事委員会勧告資料				
	3-6	生活保護基準額合計の推移	—	—	厚労省	生活保護実施要領等				
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	—	—				
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移								
	4-3	対米ドル円相場の年別推移								
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移								
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)	厚労省	毎月勤労統計調査 地方調査年結果(厚労省HP)(令5年)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5年平均)				
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移			—	—				
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移			—	—				
	5-9	有効求人倍率の年別推移			富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移	—	—	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	5-11	求人数及び求職者数の年別推移(富山県)	—	—	富山 労働局	労働市場月報(令6.5)				
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)	—	—	—	—				
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	—	—	厚労省	毎月勤労統計調査(令5.7)				
			—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令5.7)				
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1~4人)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)				
	6-3	北陸三県パートタイム女子労働者の1時間当たり賃金の推移	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)				
6-4	高卒男女の初任給額の推移(富山県)	—	—	厚労省	賃金構造基本統計調査(令5)					
企業倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令6.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令6.6) 富山県主要経済指標				
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移								

# 1 生産

## (1) 鉱工業生産

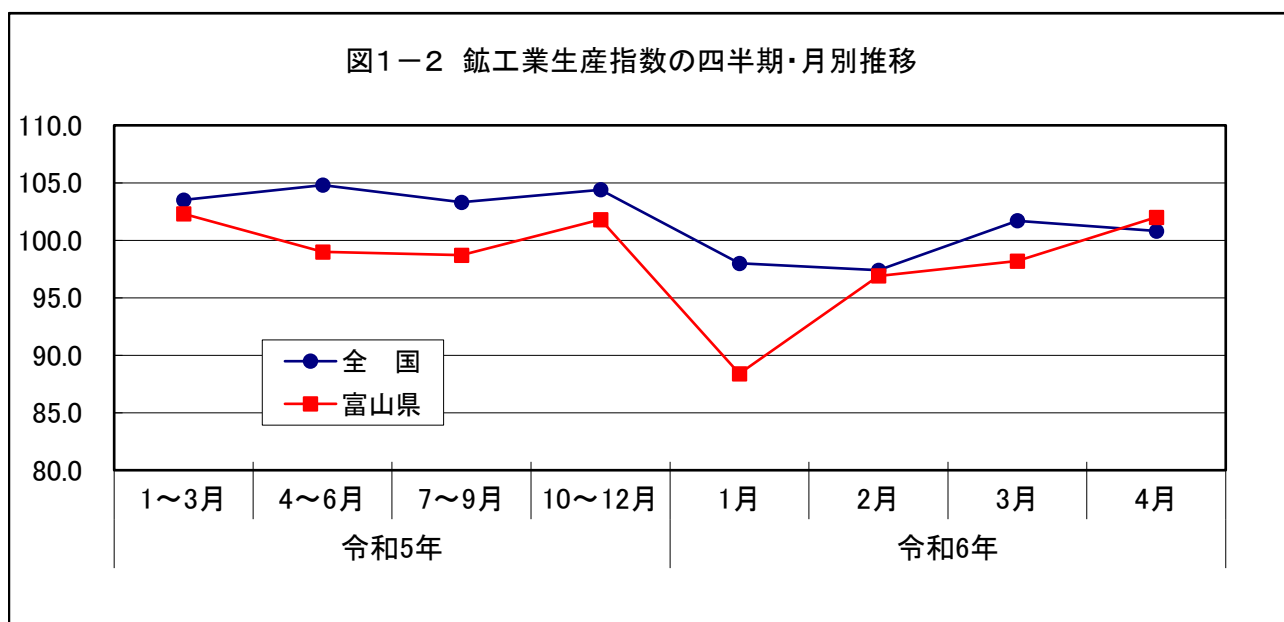
全国でみた場合、令和4・5年続けて、前年と比してわずかに減少傾向だが、富山県は、令和4・5年と減少幅が大きい。ただし、今年に入り持ち直しの兆しがみられる。



(令和2年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	100	105.6	105.3	104.1
富 山 県	100	110.2	106.2	100.6

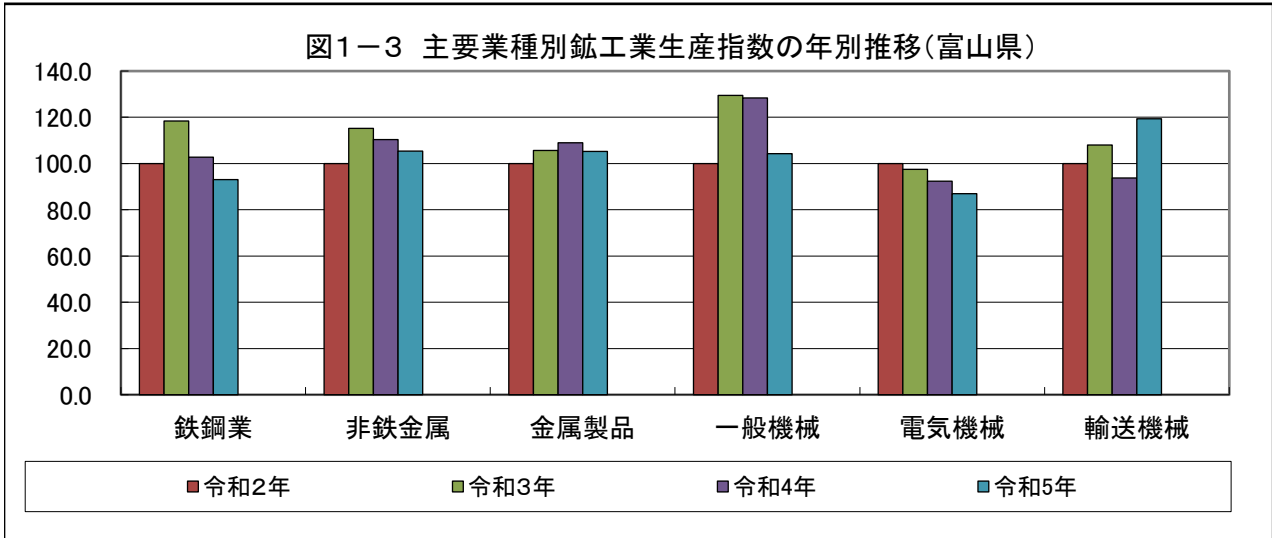


(令和2年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の月別推移

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	103.5	104.8	103.3	104.4	98.0	97.4	101.7	100.8
富 山 県	102.3	99.0	98.7	101.8	88.4	96.9	98.2	102.0

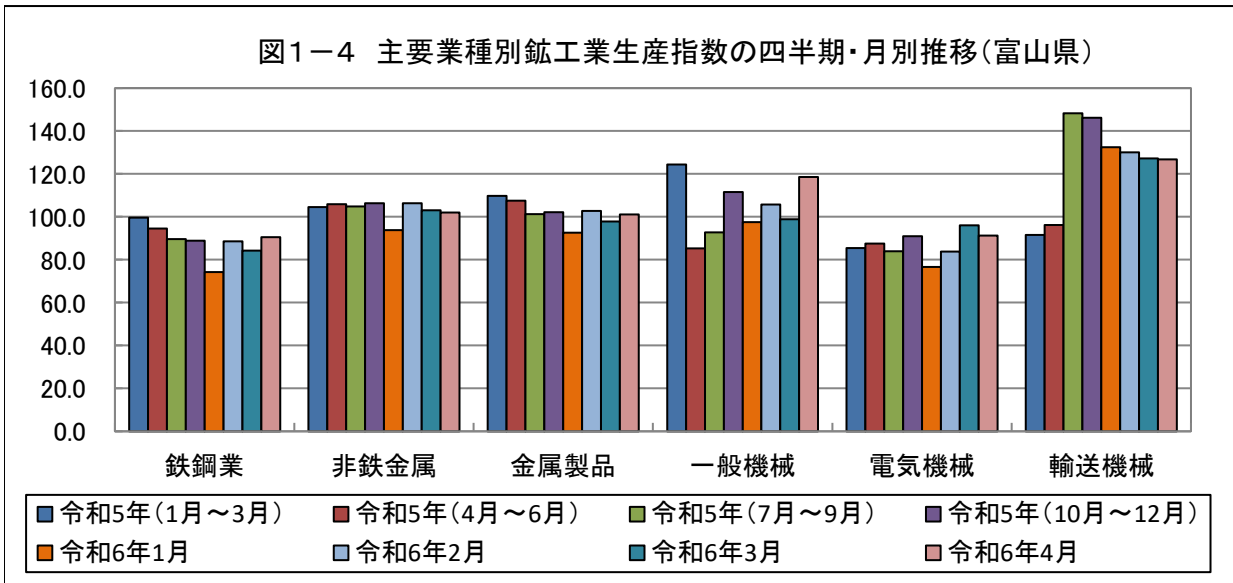
(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）



(令和2年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	118.4	115.2	105.7	129.5	97.5	108.0
令和4年	102.7	110.4	109.0	128.3	92.3	93.7
令和5年	93.0	105.4	105.2	104.2	86.9	119.4



(令和2年=100)

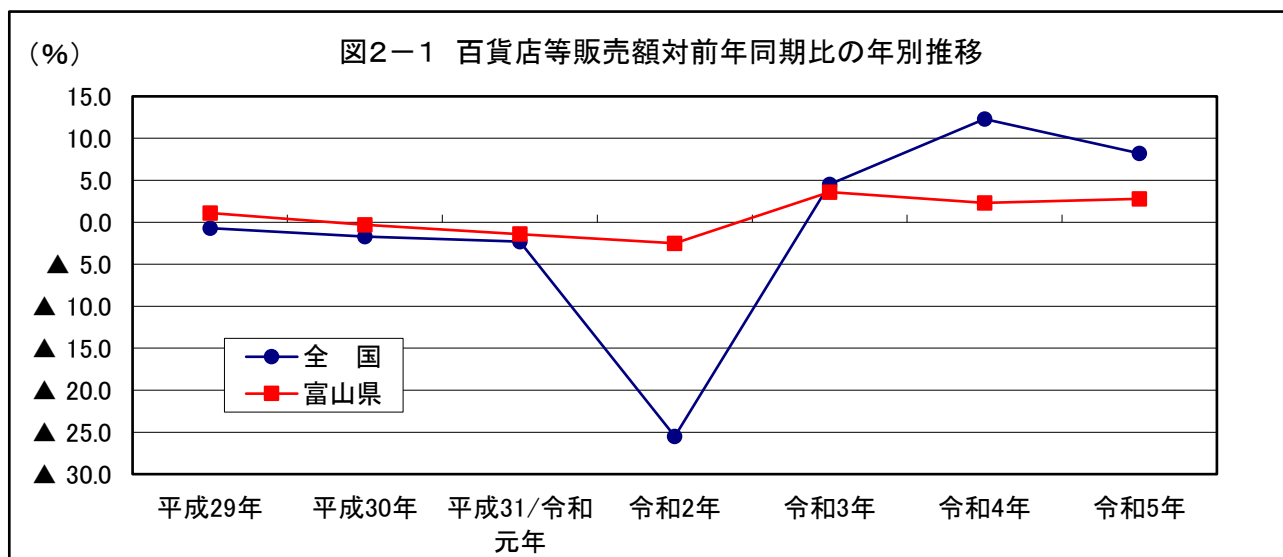
表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和5年(1月~3月)	99.6	104.6	109.7	124.4	85.4	91.5
令和5年(4月~6月)	94.6	105.9	107.6	85.3	87.5	96.2
令和5年(7月~9月)	89.6	104.8	101.2	92.7	83.9	148.3
令和5年(10月~12月)	88.9	106.3	102.1	111.5	90.9	146.2
令和6年1月	74.2	93.8	92.6	97.5	76.6	132.5
令和6年2月	88.6	106.3	102.8	105.8	83.8	130.0
令和6年3月	84.2	103.1	97.9	98.9	96.1	127.3
令和6年4月	90.5	102.0	101.1	118.6	91.3	126.8

## 2 国内需要

### (1) 百貨店等販売額

全国（百貨店）、富山県（百貨店＋スーパー）いずれも、令和2年を底として回復傾向に転じ、令和6年に入っても前年同期比でプラスが続いている。

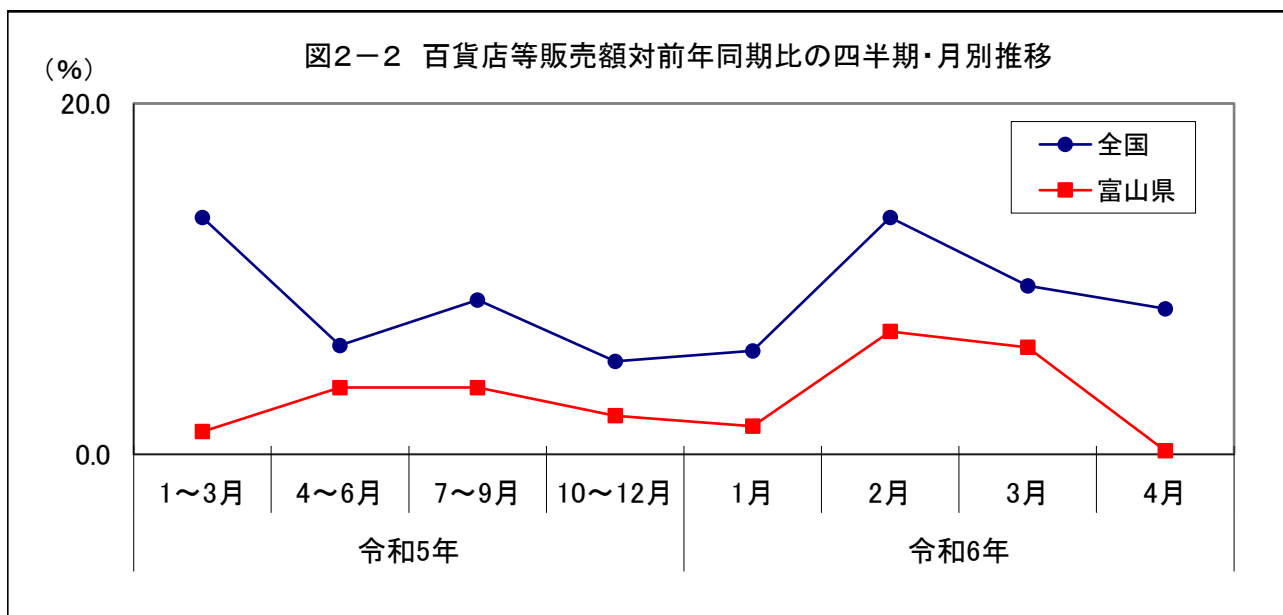


富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移

(%)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5	12.3	8.2
富 山 県	1.1	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6	2.3	2.8



富山県は百貨店＋スーパー販売額

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移

(%)

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	13.5	6.2	8.8	5.3	5.9	13.5	9.6	8.3
富 山 県	1.3	3.8	3.8	2.2	1.6	7.0	6.1	0.2

(2) 新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む。）の新規登録台数は、全国、富山県とも令和4年まで減少傾向であったが、令和5年は前年同期比が大きく増加傾向に転じた。  
令和6年は、メーカーの品質不正問題による出荷停止の影響から再び減少したが回復基調にある。

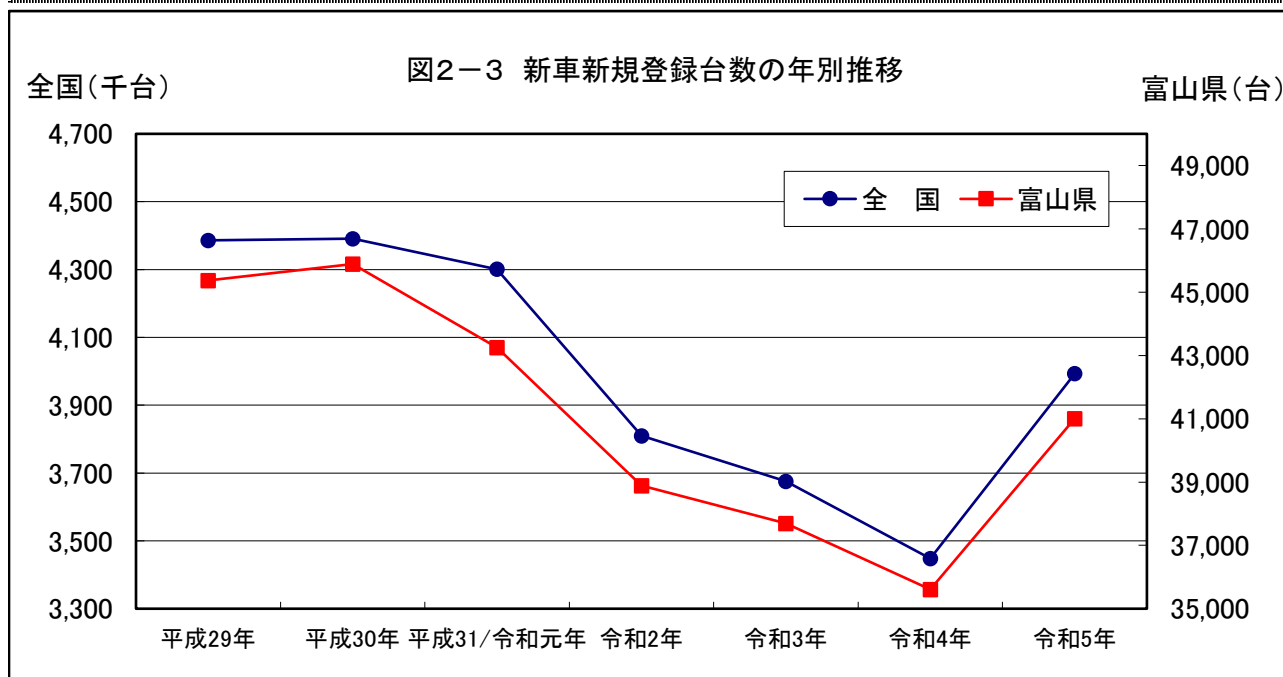


表2-3 新車新規登録台数の年別推移 (全国:千台、富山県:台)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	4,386	4,391	4,301	3,810	3,676	3,448	3,993
富 山 県	45,371	45,887	43,248	38,884	37,698	35,610	41,006

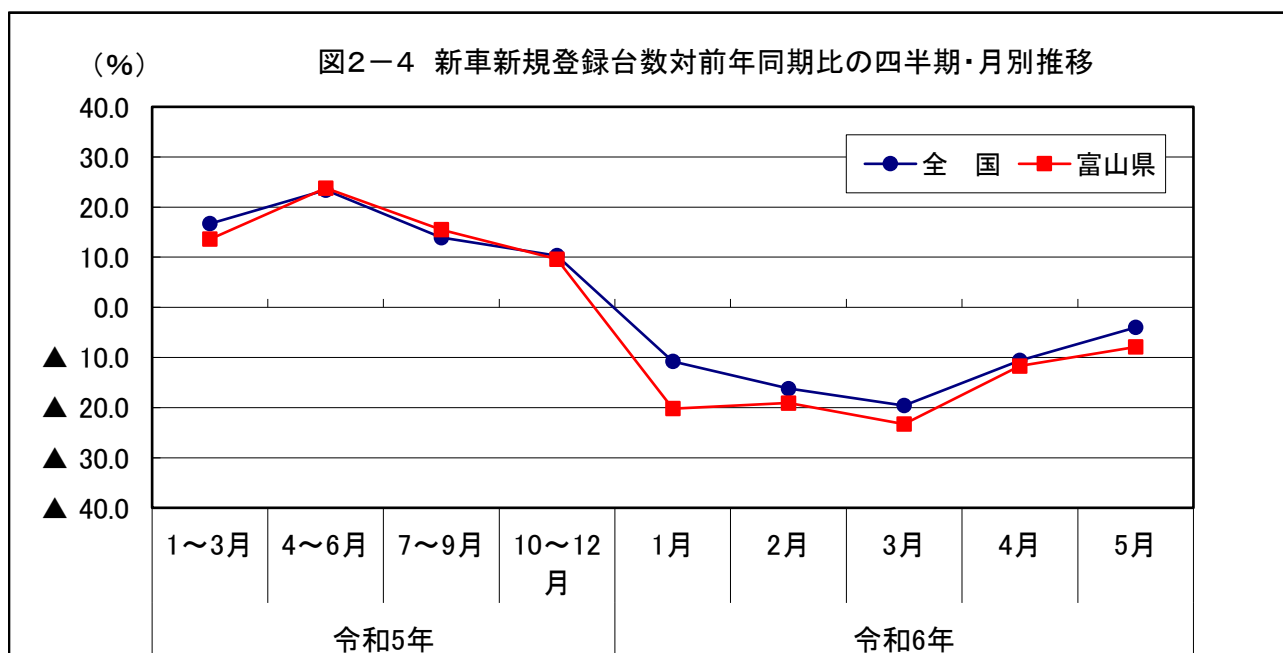


表2-4 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和5年				令和6年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	16.7	23.4	13.9	10.3	▲ 10.8	▲ 16.2	▲ 19.6	▲ 10.6	▲ 4.0
富 山 県	13.6	23.8	15.5	9.6	▲ 20.2	▲ 19.1	▲ 23.3	▲ 11.7	▲ 7.9



### (3) 住宅建設

全国、富山県とも、平成29年以降減少傾向が続いていたが、令和3年に回復に転じた。令和5年に入ってから弱含みであったが、令和6年は増加の兆しが見られる。

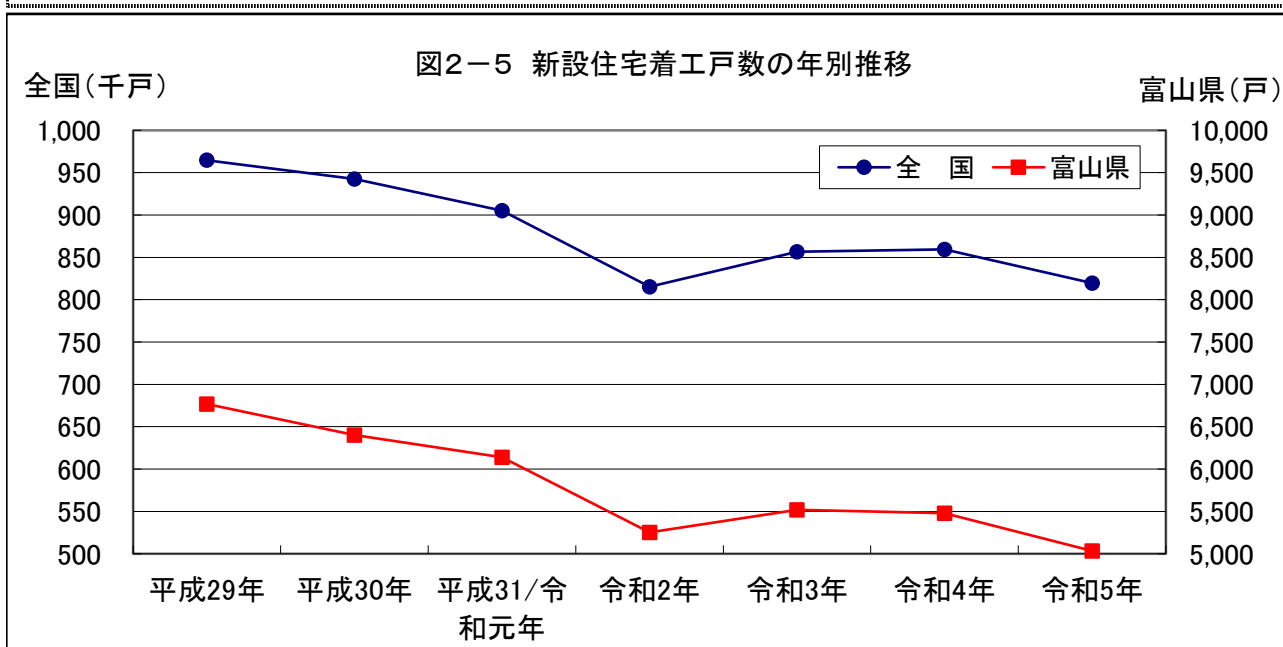


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	964.6	942.4	905.1	815.3	856.5	859.3	819.6
富 山 県	6,768	6,402	6,139	5,253	5,518	5,478	5,034

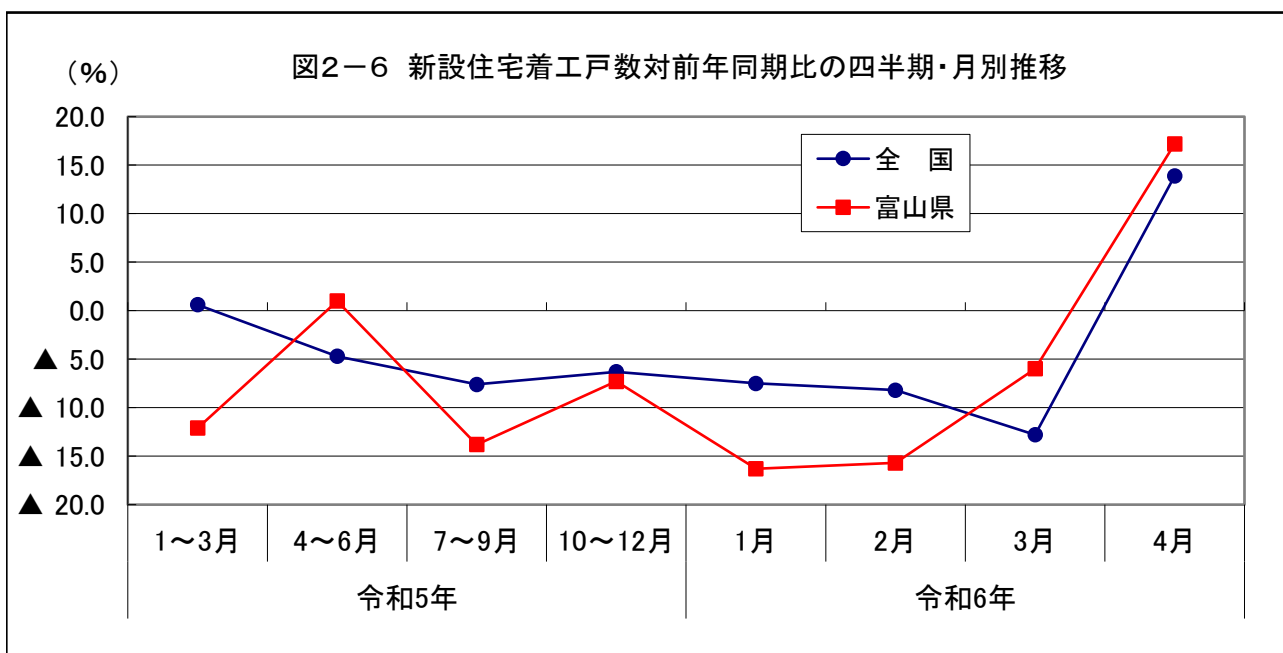


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	0.6	▲ 4.7	▲ 7.6	▲ 6.3	▲ 7.5	▲ 8.2	▲ 12.8	13.9
富 山 県	▲ 12.1	1.0	▲ 13.8	▲ 7.3	▲ 16.3	▲ 15.7	▲ 6.0	17.2

(4) 投資関連 (全国)

船舶・電力を除く民需用機械受注額及び建設工事受注総額(50社)は、横ばいで推移するも、令和2年を底に増加傾向に転じた。令和5年は建設工事受注総額は増加を続けたが、機械受注額は減少に転じた。

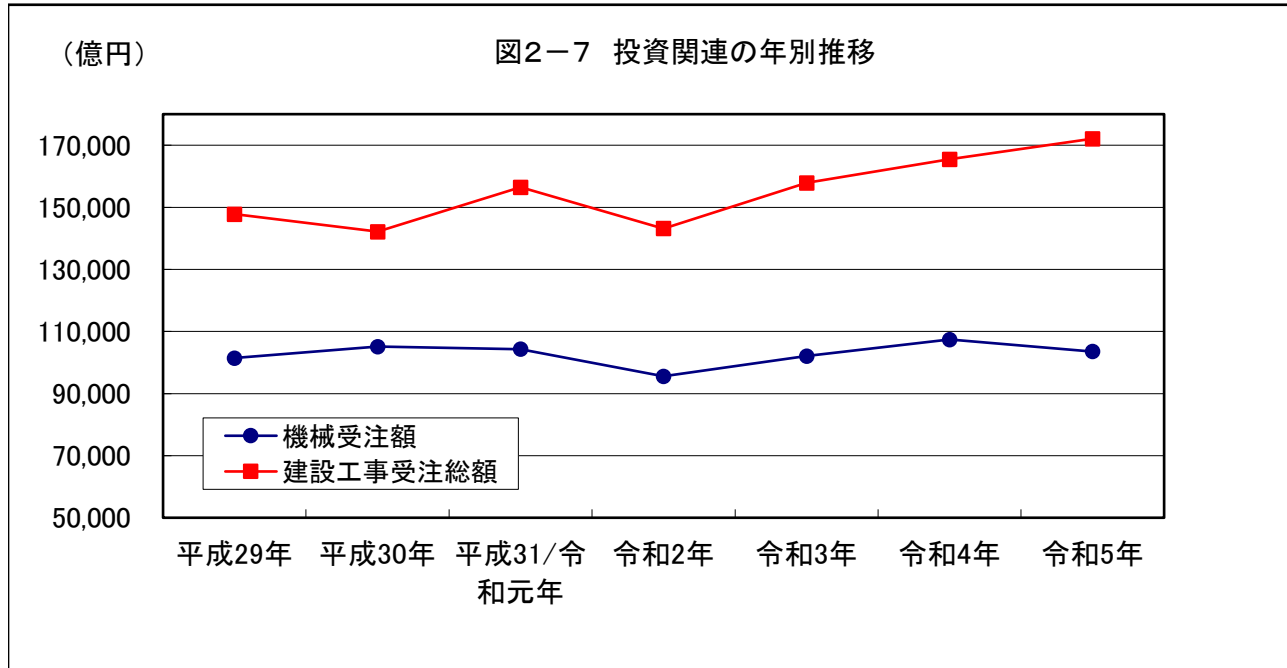


表2-7 投資関連の年別推移 (億円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
機械受注額	101,431	105,091	104,323	95,570	102,086	107,418	103,550
建設工事受注総額	147,827	142,169	156,468	143,170	157,839	165,482	172,094

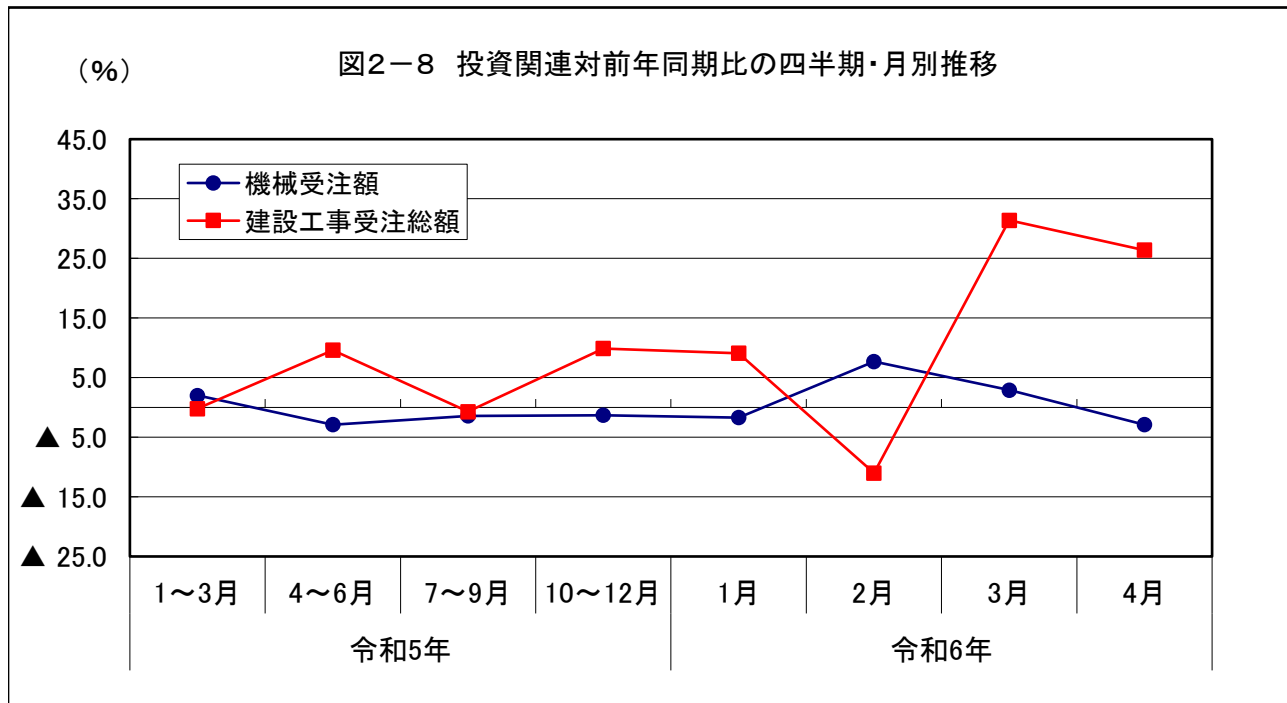


表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

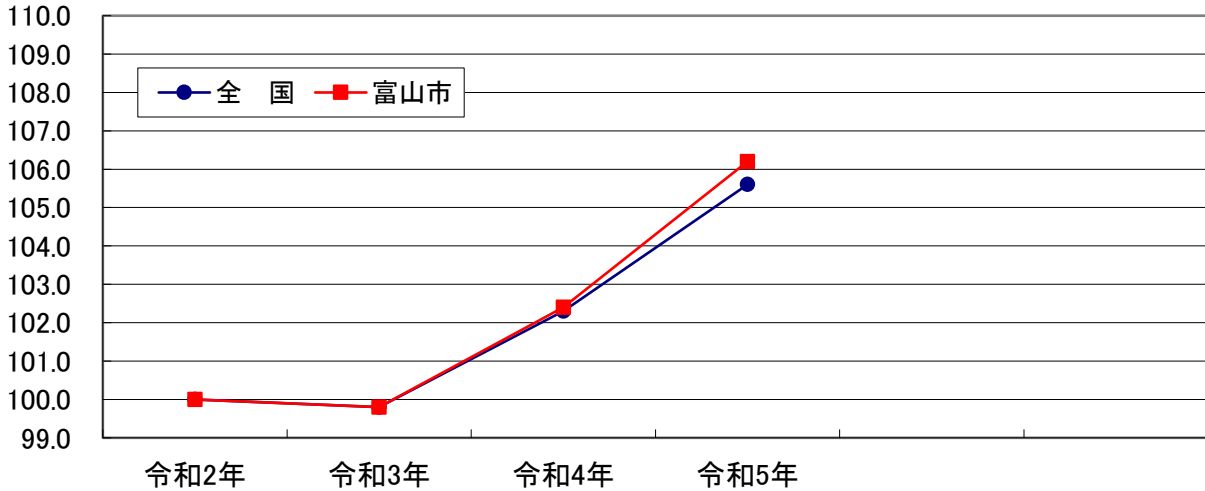
	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
機械受注額	2.0	▲2.9	▲1.4	▲1.3	▲1.7	7.7	2.9	▲2.9
建設工事受注総額	▲0.2	9.6	▲0.7	9.9	9.1	▲11.0	31.4	26.4

### 3 物価・生計費

#### (1) 物 価 (総合指数)

富山市の消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じて以降、全国値より高い状況が続いている。

図3-1 消費者物価指数の年別推移

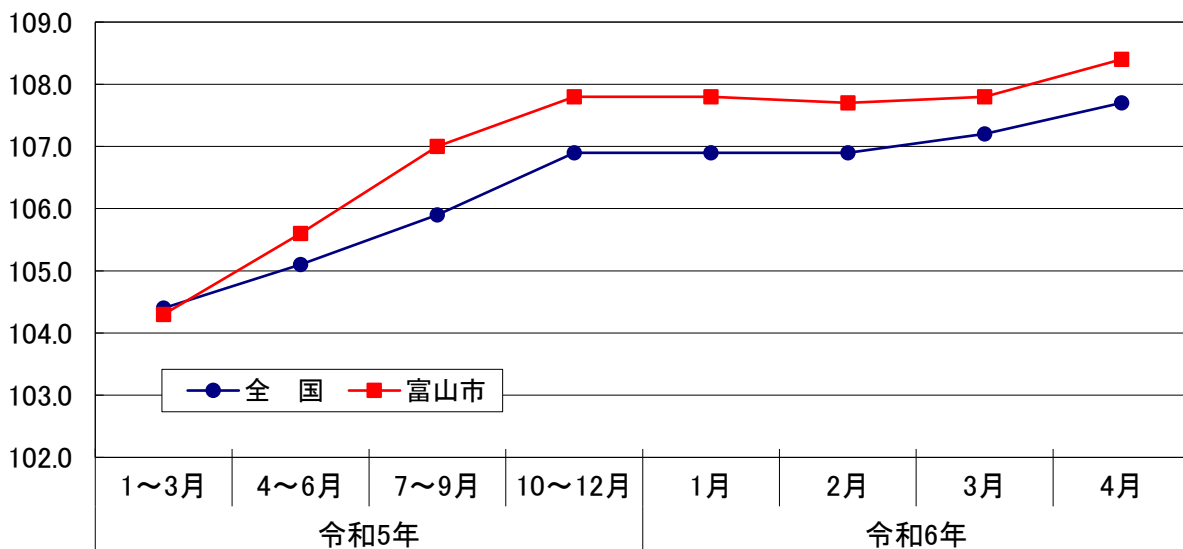


(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	100.0	99.8	102.3	105.6
富 山 市	100.0	99.8	102.4	106.2

図3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	104.4	105.1	105.9	106.9	106.9	106.9	107.2	107.7
富 山 市	104.3	105.6	107.0	107.8	107.8	107.7	107.8	108.4

## (2) 勤労者世帯の消費支出

富山市の消費支出は令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあり、また、全国平均より高い状況にある。

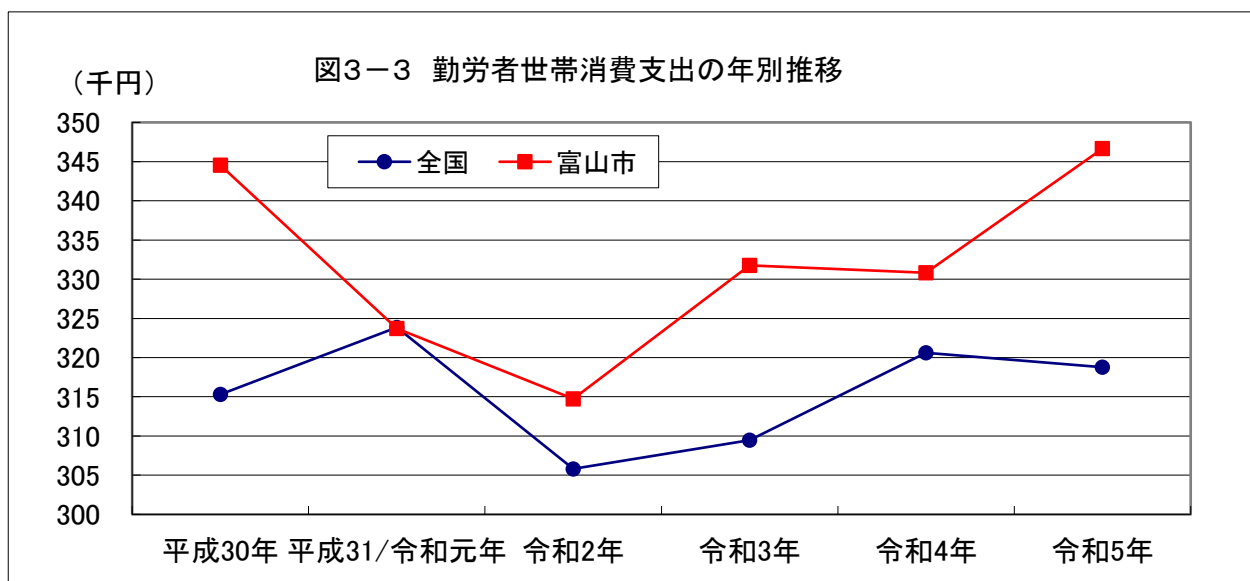


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	315,314	323,853	305,811	309,469	320,627	318,755
富 山 市	344,535	323,725	314,739	331,768	330,808	346,645

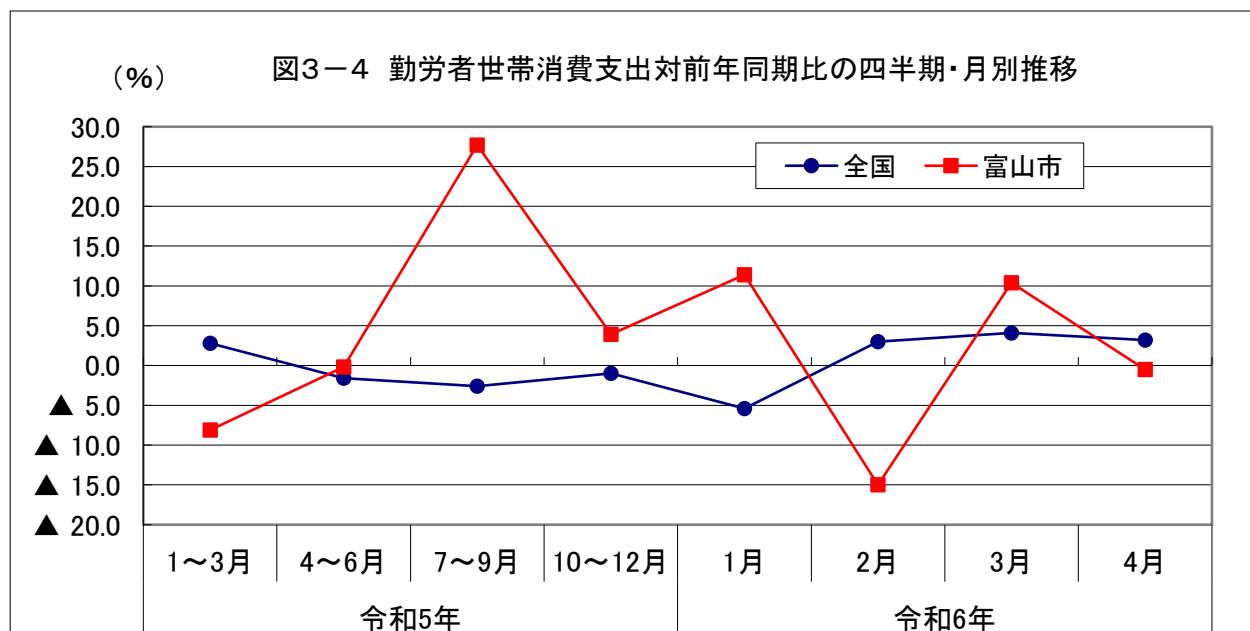


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の推移(名目) (%)

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	2.8	▲ 1.6	▲ 2.6	▲ 1.0	▲ 5.4	3.0	4.1	3.2
富 山 市	▲ 8.1	▲ 0.2	27.7	3.9	11.4	▲ 15.0	10.4	▲ 0.5

### (3) 標準生計費（単身世帯）

富山市の単身世帯の標準生計費は、平成31年/令和元年に底となり、以降は上昇傾向にある。また、全国平均よりも平成31年/令和元年を除いて高い。

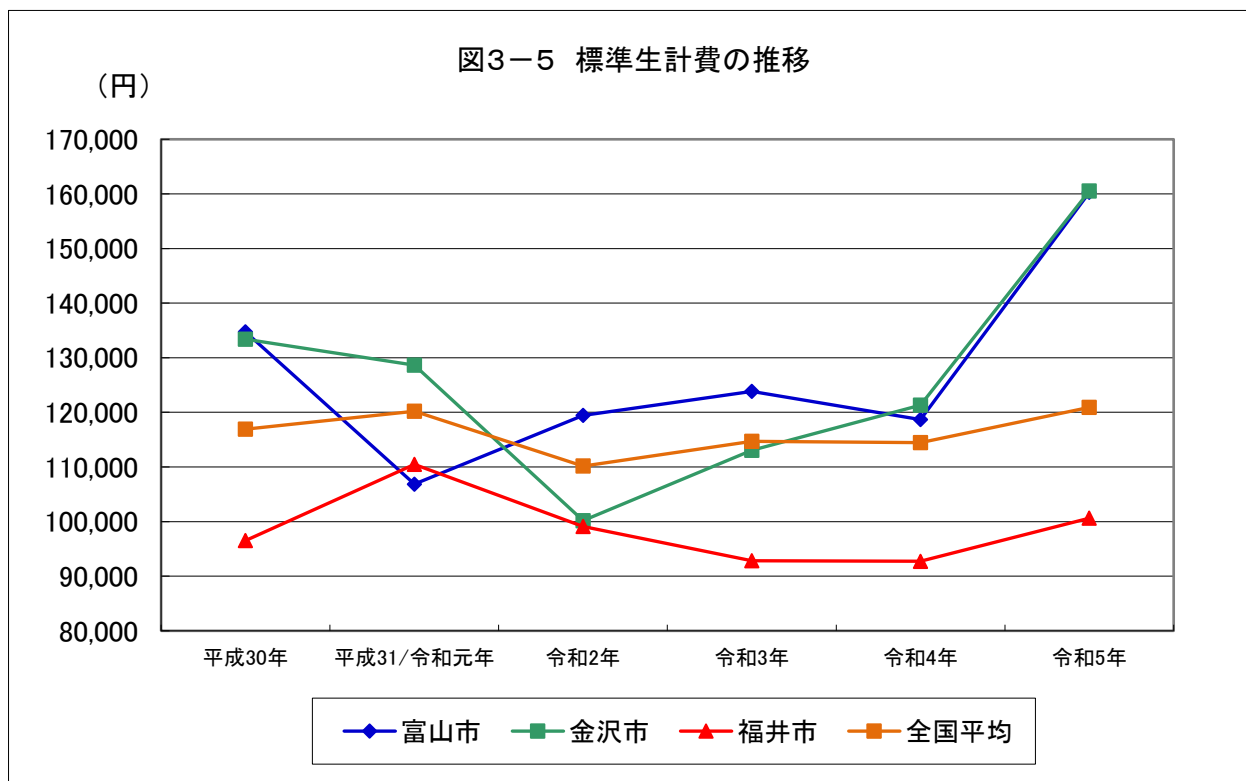


表3-5 標準生計費の推移 (円)

	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
富山市	134,714	106,865	119,411	123,865	118,678	160,271
金沢市	133,400	128,650	100,180	113,040	121,330	160,520
福井市	96,530	110,470	99,090	92,830	92,740	100,650
全国平均	116,930	120,190	110,160	114,720	114,480	120,910

閲覧

#### <参考> 標準生計費(富山市)の費目別内訳 (円)

	令和3年		令和4年		令和5年	
		増減		増減		増減
食料費	31,017	6,199	32,002	985	34,966	2,964
住宅関係費	41,408	-19,382	50,562	9,154	83,726	33,164
被服・履物費	4,969	3,953	4,916	-53	4,919	3
雑費Ⅰ	21,101	-2,680	18,368	-2,733	26,595	8,227
雑費Ⅱ	25,370	16,364	12,830	-12,540	10,065	-2,765
合計	123,865	4,454	118,678	-5,187	160,271	41,593

(費目) (家計調査等における大分類項目)  
 食料費 : 食料  
 住宅関係費 : 住居、光熱・水道、家具・家事用品  
 被服・履物費 : 被服及び履物  
 雑費Ⅰ : 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽  
 雑費Ⅱ : その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(4) 生活保護基準額

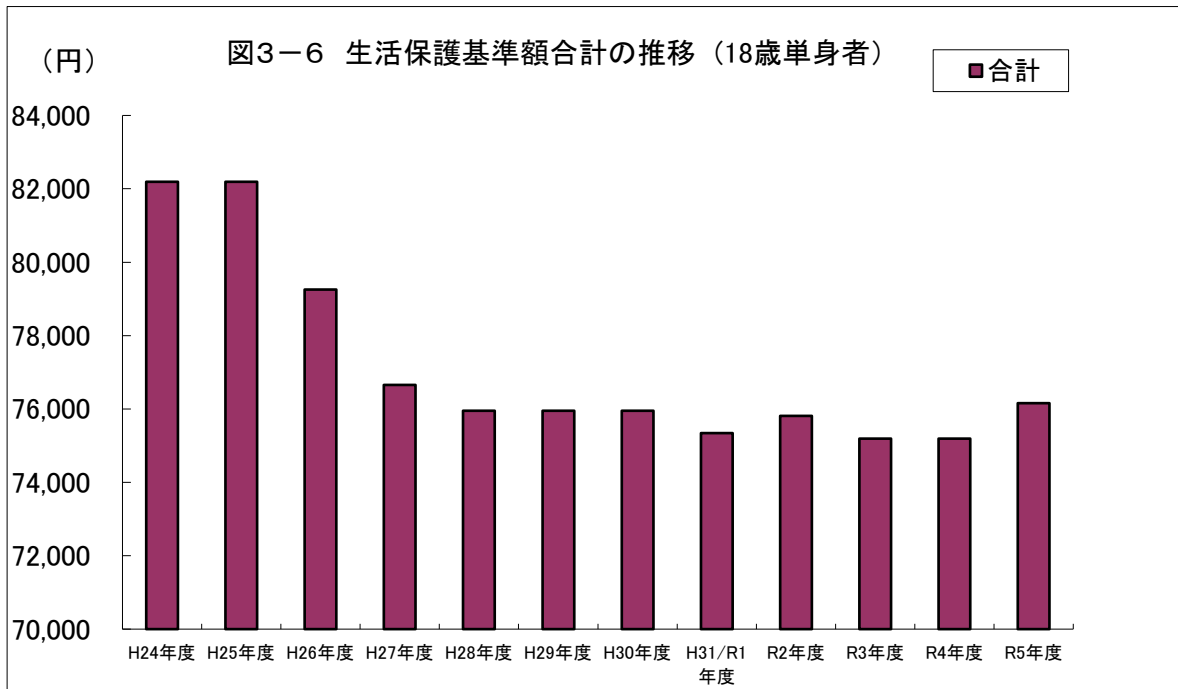


表3-6 生活保護基準額 (2級地-1) (注1) (円)

区分	年度	生活扶助基準額		冬季加算額 (注2)	合計
		第1類	第2類		
18歳単身者	H24年度	77,810	38,290	4,383	82,193
	H25年度	77,810	38,290	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	3,730	75,810
	R3年度	71,460	—	3,730	75,190
	R4年度	71,460	—	3,730	75,190
	R5年度	72,430	—	3,730	76,160
3人世帯 男33歳(稼働) 女29歳(非稼働) 子4歳	H24年度	145,770	97,280	6,771	152,541
	H25年度	145,770	97,280	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	6,015	143,095
	R3年度	137,170	—	6,015	143,185
	R4年度	137,170	—	6,015	143,185
	R5年度	144,290	—	6,015	150,305

注1) 「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分 (H27年度までは11月～3月) であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。

※ H25年度分は、H25年8月改定前の金額である。

※ H30年度分は、H30年10月改定前の金額である。

※ H31/R1年度分は、R1年10月改定前の金額である。

※ R2年度分は、R2年10月改定前の金額である。

※ R3年度分は、R2年10月改定後の金額である。

※ R5年度分は、R5年10月改定後の金額である。

## 4 貿易等

### (1) 貿易（全国）

令和3年及び令和4年は輸出額及び輸入額ともに増加した。令和5年は輸出額は増加を続けたものの、輸入額は減少した。

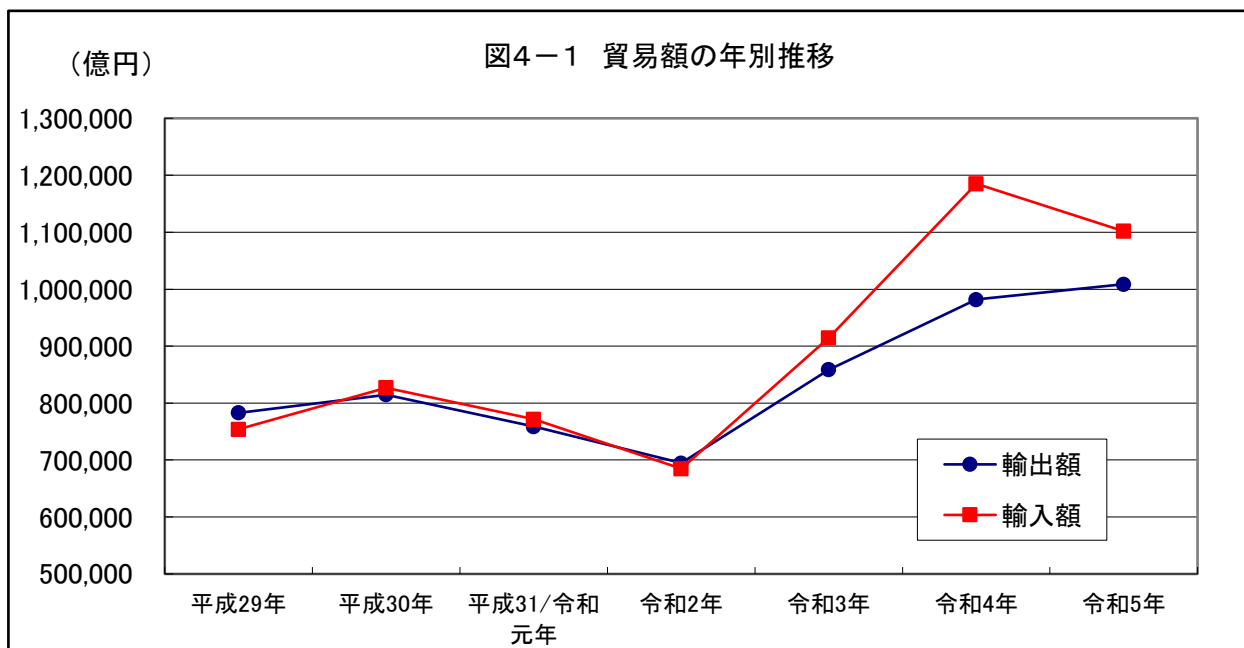
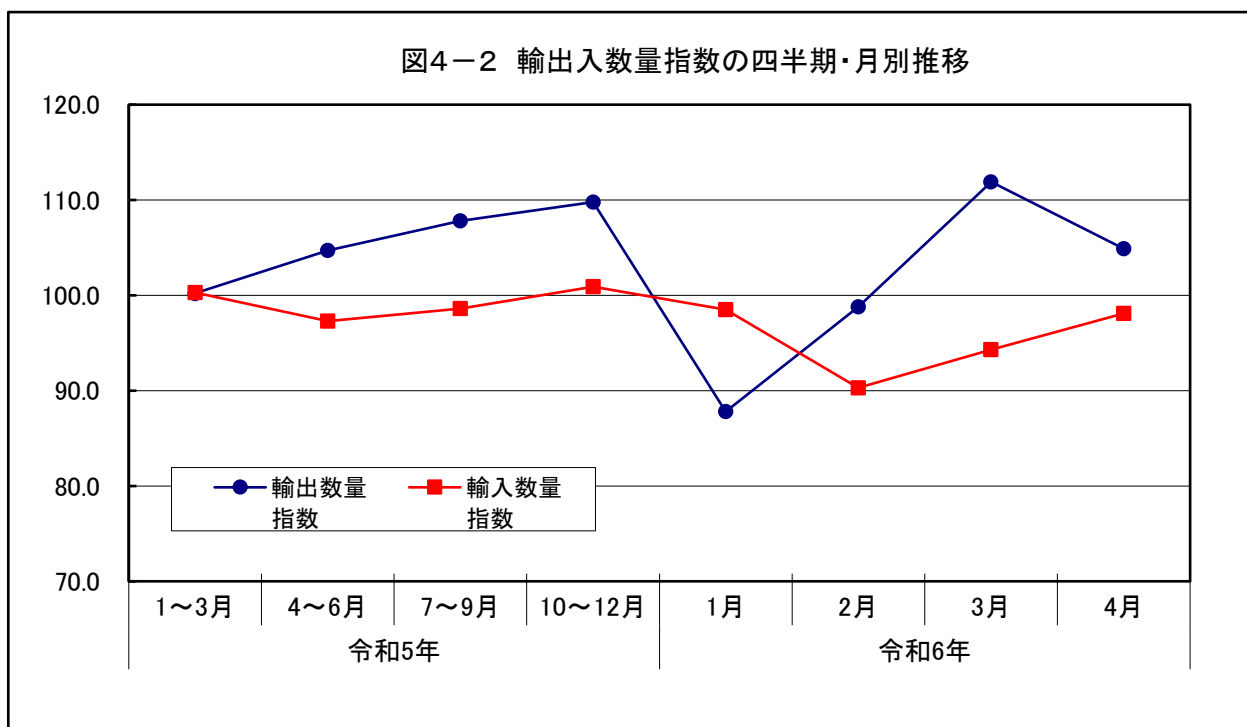


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移 (億円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
輸出額	782,865	814,788	758,788	694,854	858,737	981,736	1,008,738
輸入額	753,792	827,033	771,724	684,868	914,603	1,185,032	1,101,956



(平成27年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
輸出数量指数	100.2	104.7	107.8	109.8	87.8	98.8	111.9	104.9
輸入数量指数	100.3	97.3	98.6	100.9	98.5	90.3	94.3	98.1

(2) 為替相場

令和3年以降、円安が続いている。

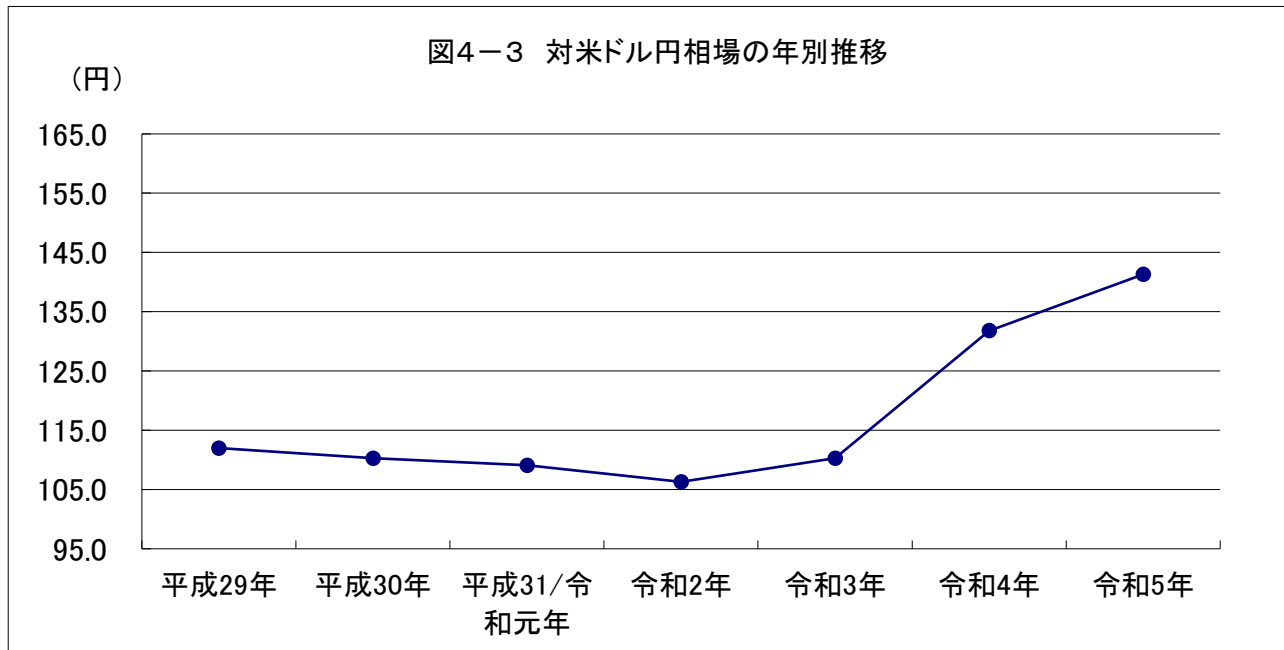


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
円相場	112.0	110.3	109.1	106.3	110.3	131.8	141.3

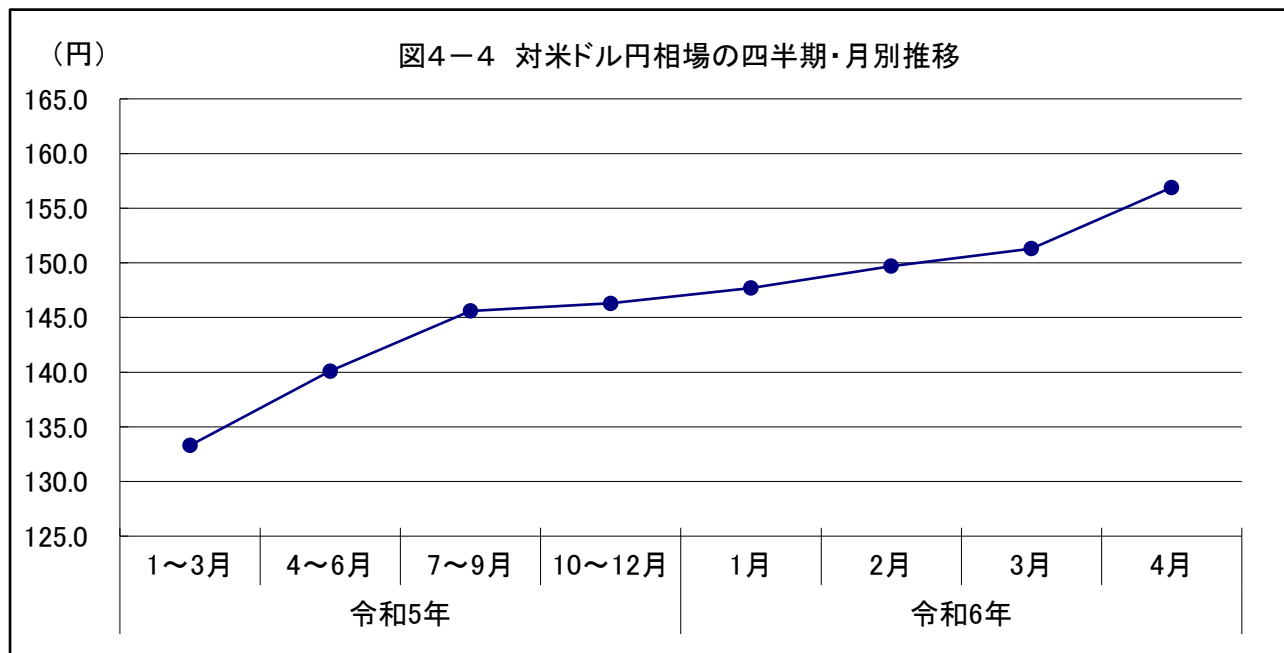


表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

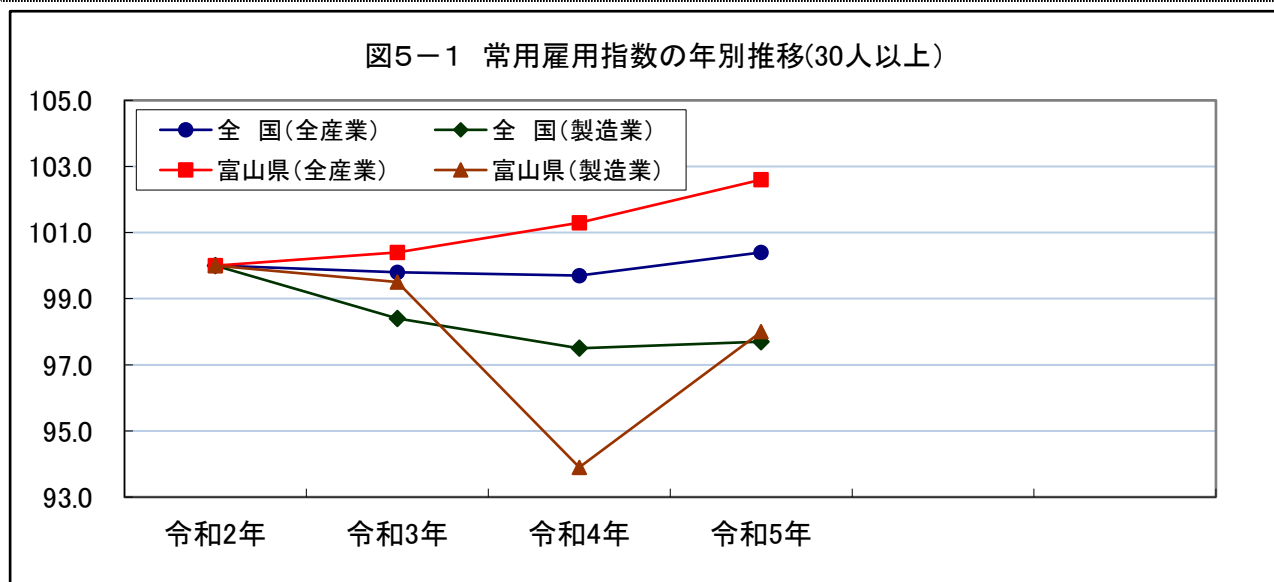
	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
円相場	133.3	140.1	145.6	146.3	147.7	149.7	151.3	156.9



# 5 雇 用

## (1) 常用雇用指数

富山県（全産業）は、令和3年以来100.0を超え、製造業についても令和5年第2四半期以来100.0を超えている。

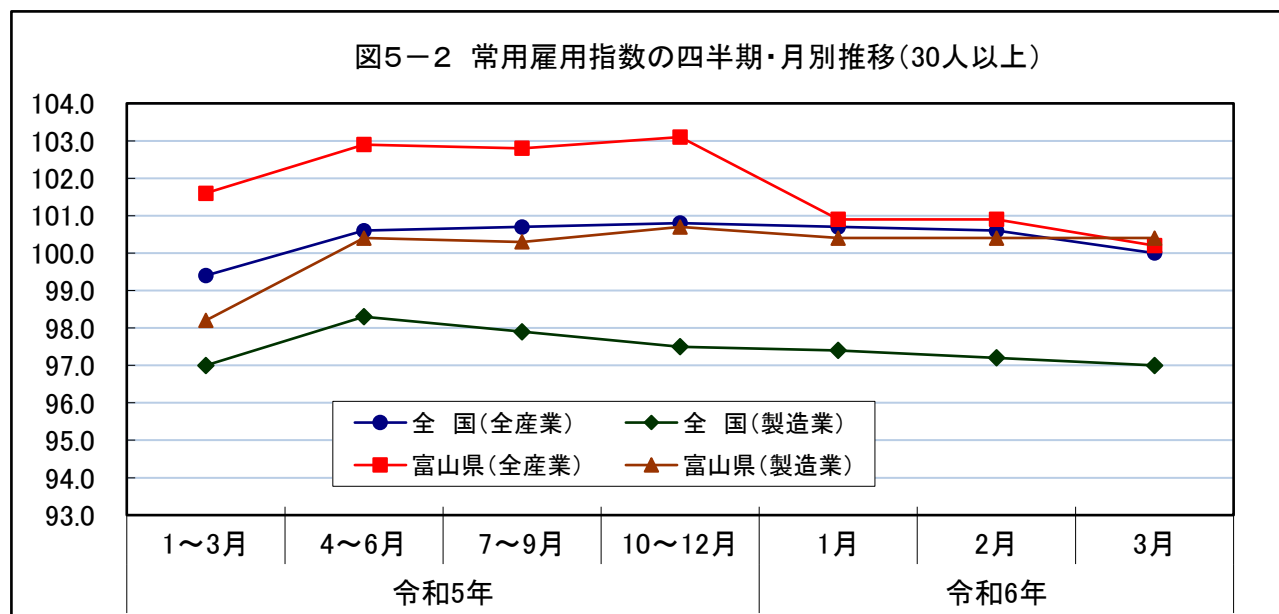


(令和2年=100)

表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国(全産業)	100.0	99.8	99.7	100.4
全国(製造業)	100.0	98.4	97.5	97.7
富山県(全産業)	100.0	100.4	101.3	102.6
富山県(製造業)	100.0	99.5	93.9	98.0

※状況雇用指数は再集計値。



(令和2年=100)

表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

	令和5年				令和6年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月
全国(全産業)	99.4	100.6	100.7	100.8	100.7	100.6	100.0
全国(製造業)	97.0	98.3	97.9	97.5	97.4	97.2	97.0
富山県(全産業)	101.6	102.9	102.8	103.1	100.9	100.9	100.2
富山県(製造業)	98.2	100.4	100.3	100.7	100.4	100.4	100.4

## (2) 総実労働時間

全国、富山県とも減少傾向にあったが、令和3年以降はやや持ち直しの傾向にあるが、平成31年/令和元年以前の水準には至っていない。

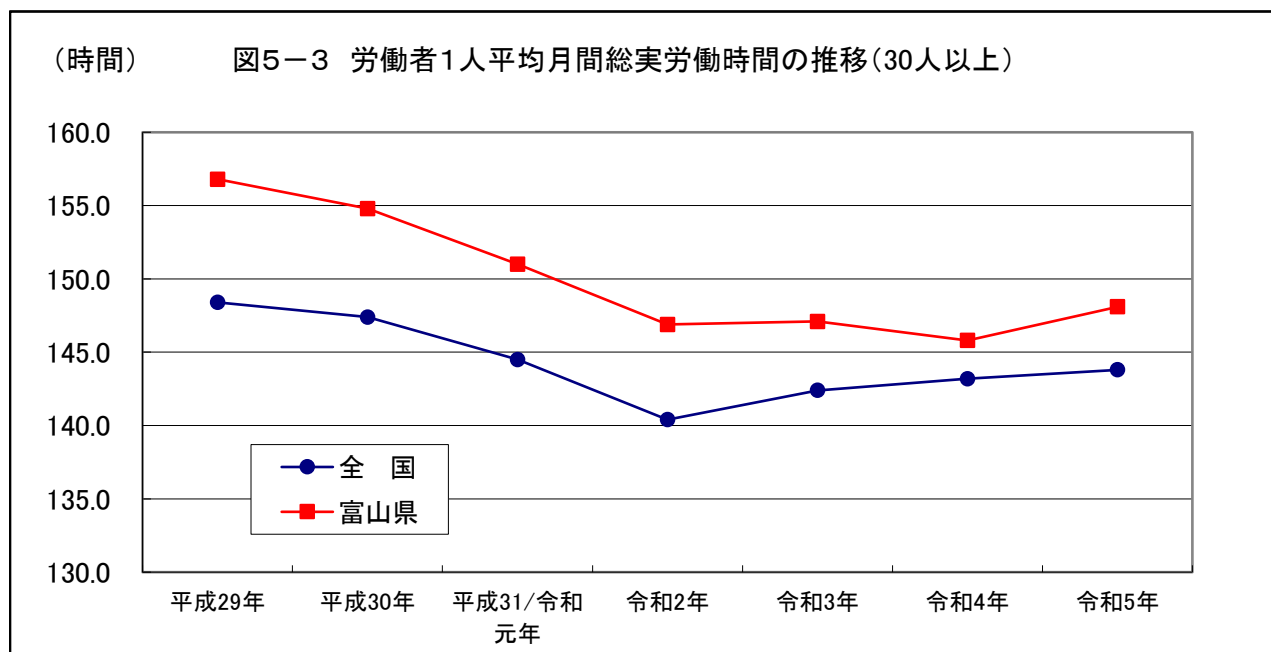


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	148.4	147.4	144.5	140.4	142.4	143.2	143.8
富 山 県	156.8	154.8	151.0	146.9	147.1	145.8	148.1

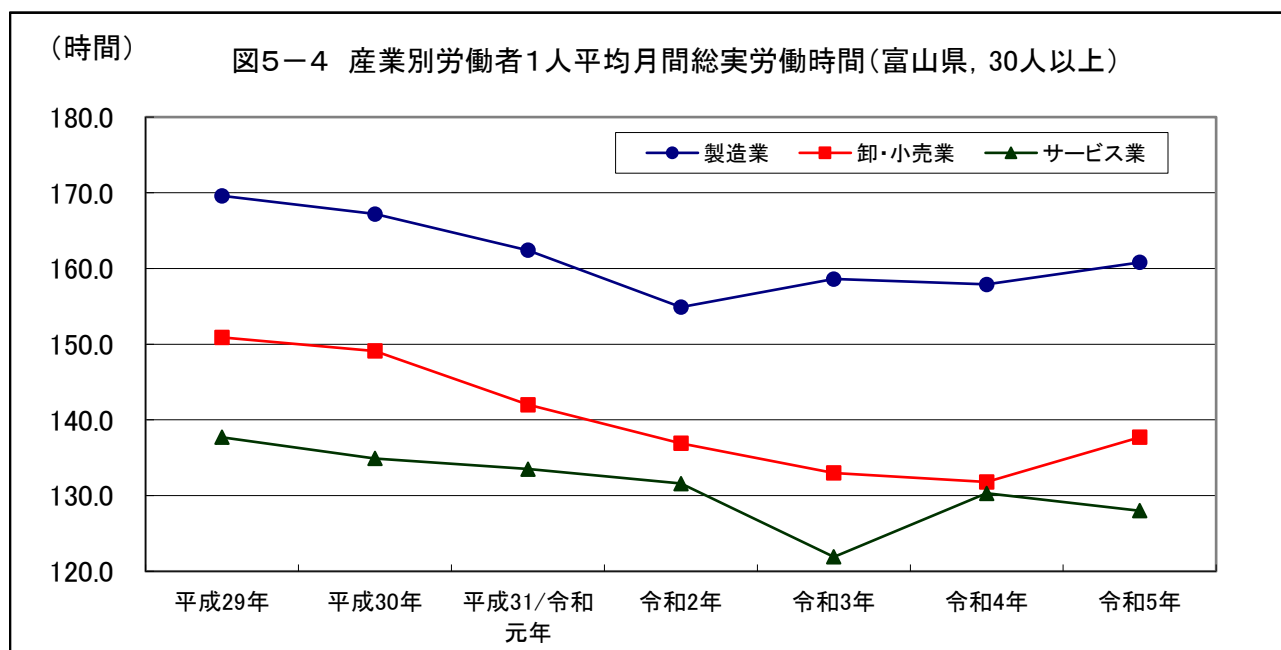


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
製造業	169.6	167.2	162.4	154.9	158.6	157.9	160.8
卸・小売業	150.9	149.1	142.0	136.9	133.0	131.8	137.7
サービス業	137.7	134.9	133.5	131.6	121.9	130.3	128.0

\* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

### (3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、コロナ禍であった令和2年に大きく減少したが、令和3年には上昇傾向に転じている

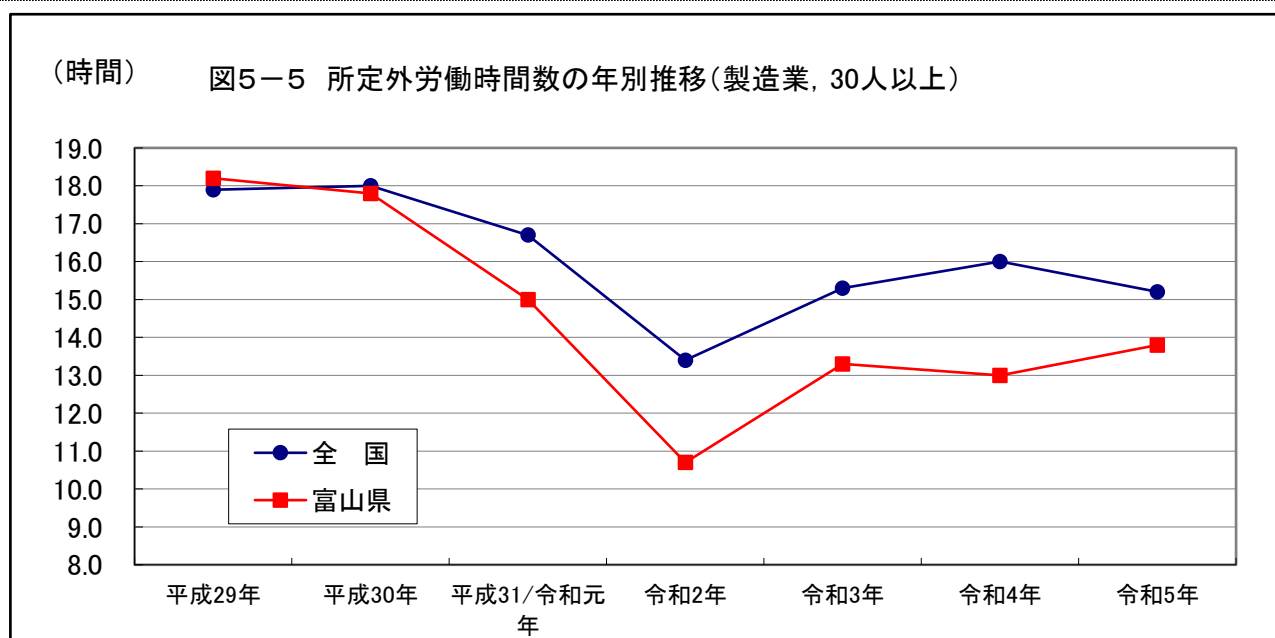
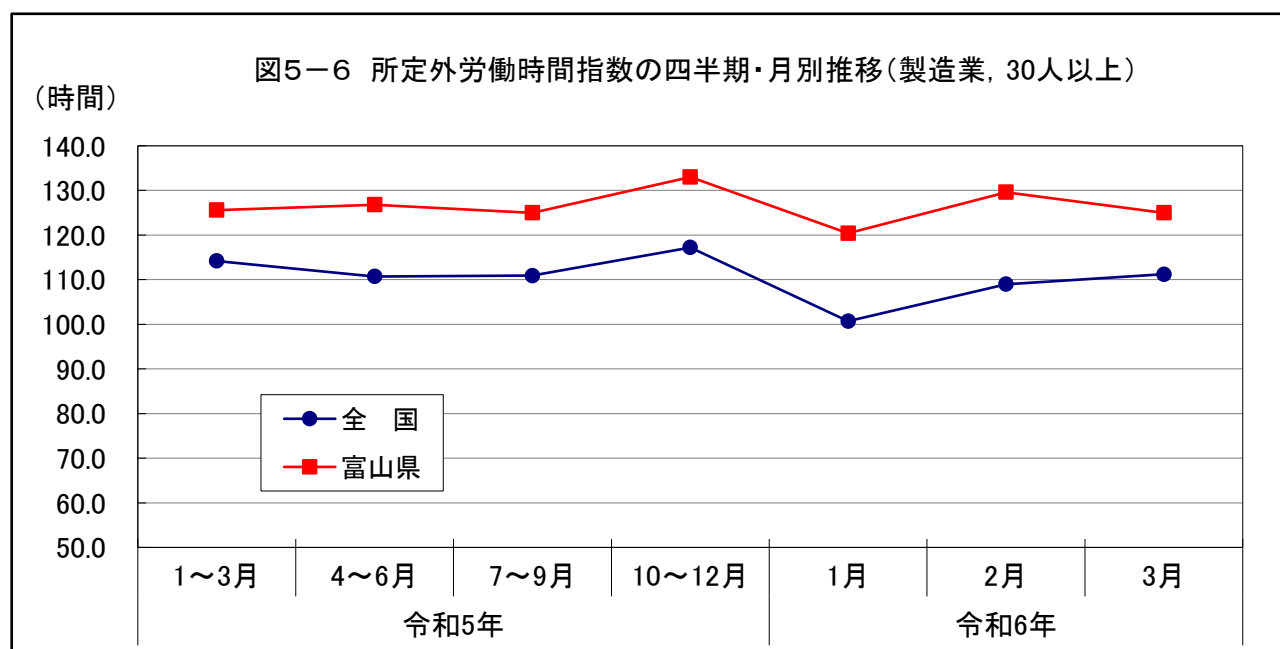


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	17.9	18.0	16.7	13.4	15.3	16.0	15.2
富 山 県	18.2	17.8	15.0	10.7	13.3	13.0	13.8



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和5年				令和6年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月
全 国	114.2	110.7	110.9	117.2	100.7	109.0	111.2
富 山 県	125.6	126.8	125.0	133.0	120.4	129.6	125.0

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

完全失業者数、完全失業率いずれも令和4年以降は、横ばい状態となっている。

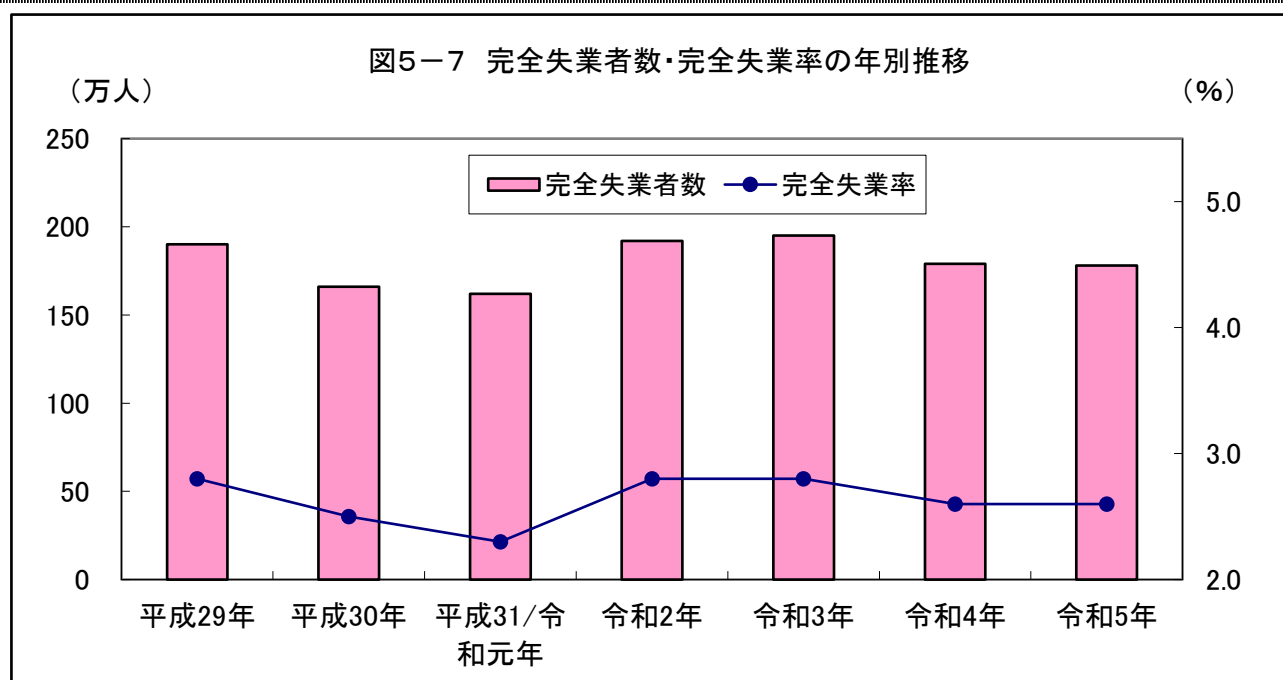


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, %)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
完全失業者数	190	166	162	192	195	179	178
完全失業率	2.8	2.5	2.3	2.8	2.8	2.6	2.6

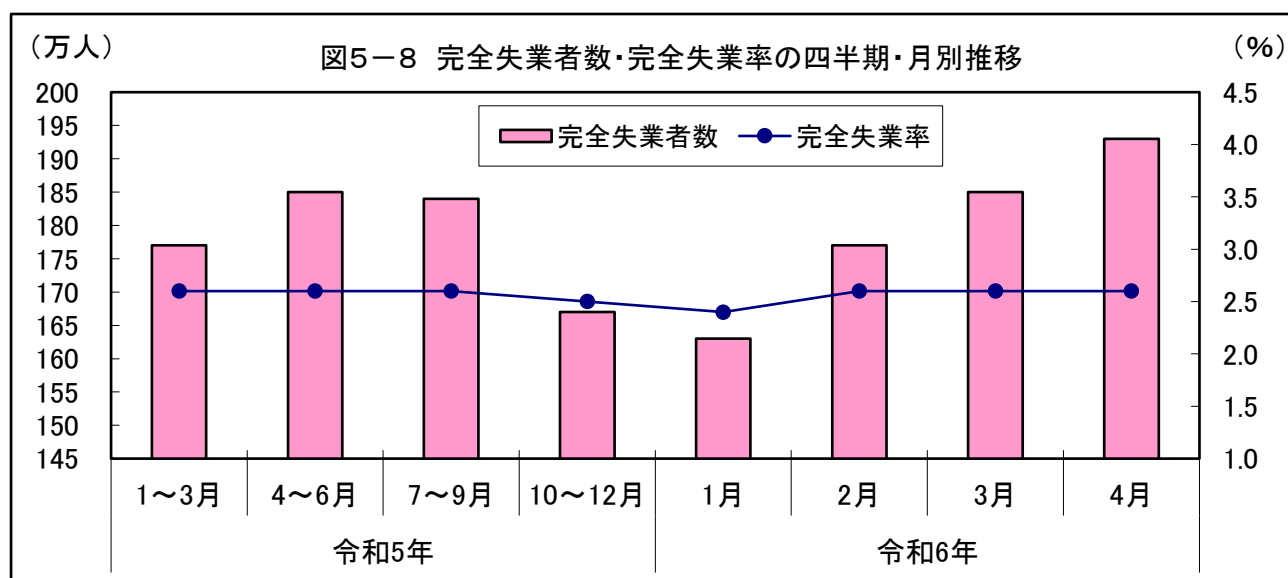


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, %)

	令和5年				令和6年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
完全失業者数	177	185	184	167	163	177	185	193
完全失業率	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6

(5) 有効求人倍率

令和2年に全国・富山県いずれも大きく低下したが、富山県は常に全国平均より高く令和3年以降、おおむね1.4倍を堅持している。

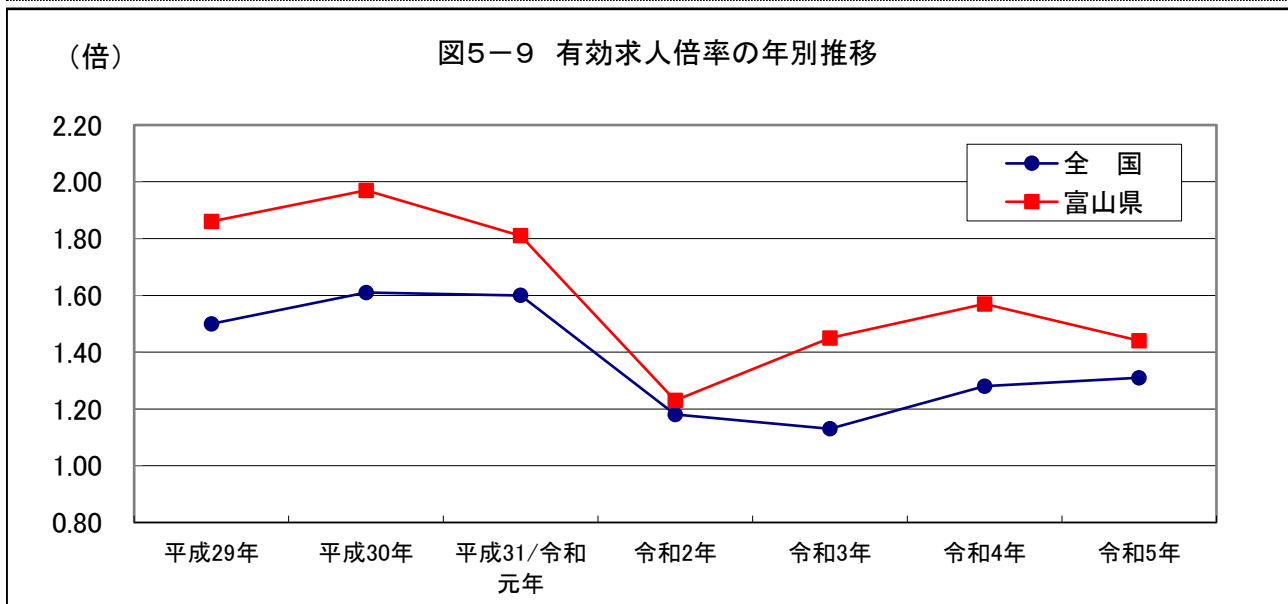


表5-9 有効求人倍率の年別推移 (倍)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31
富山県	1.86	1.97	1.81	1.23	1.45	1.57	1.44

(全国は季節調整値、富山県は原数値 富山県:年度)

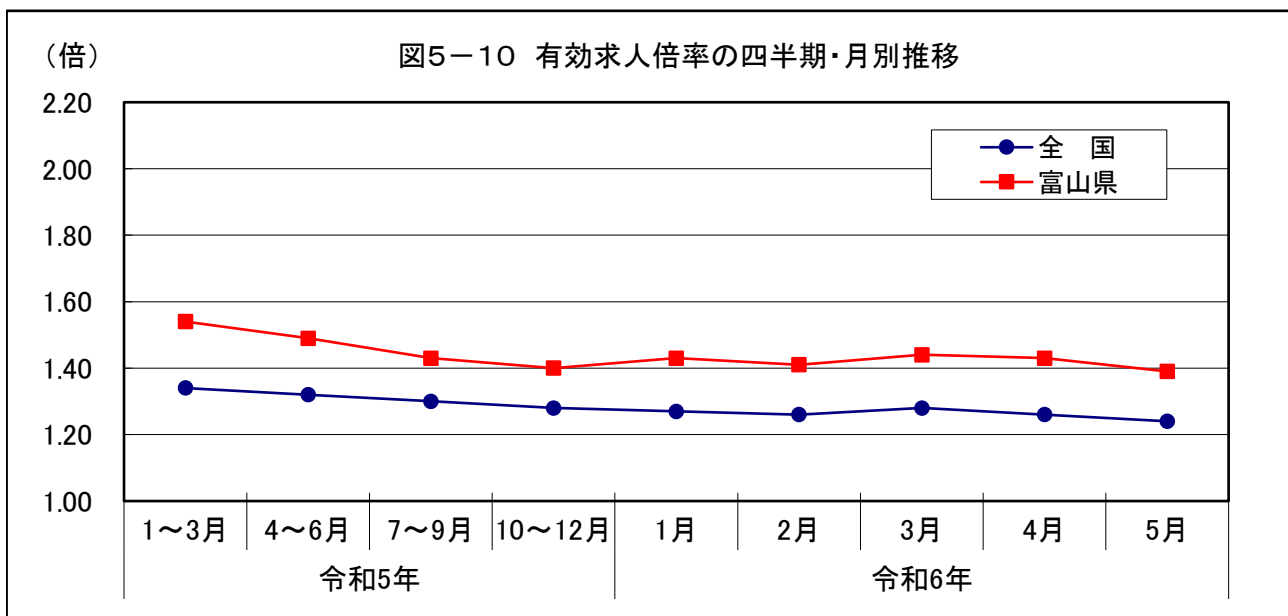


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移 (倍)

	令和5年				令和6年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.34	1.32	1.30	1.28	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
富山県	1.54	1.49	1.43	1.40	1.43	1.41	1.44	1.43	1.39

(全国、富山県とも季節調整値)

## (6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数、新規求職申込件数ともに令和2年度が底となり、以降回復傾向にはあるが、平成31年度/令和元年度以前の水準までには至っていない。

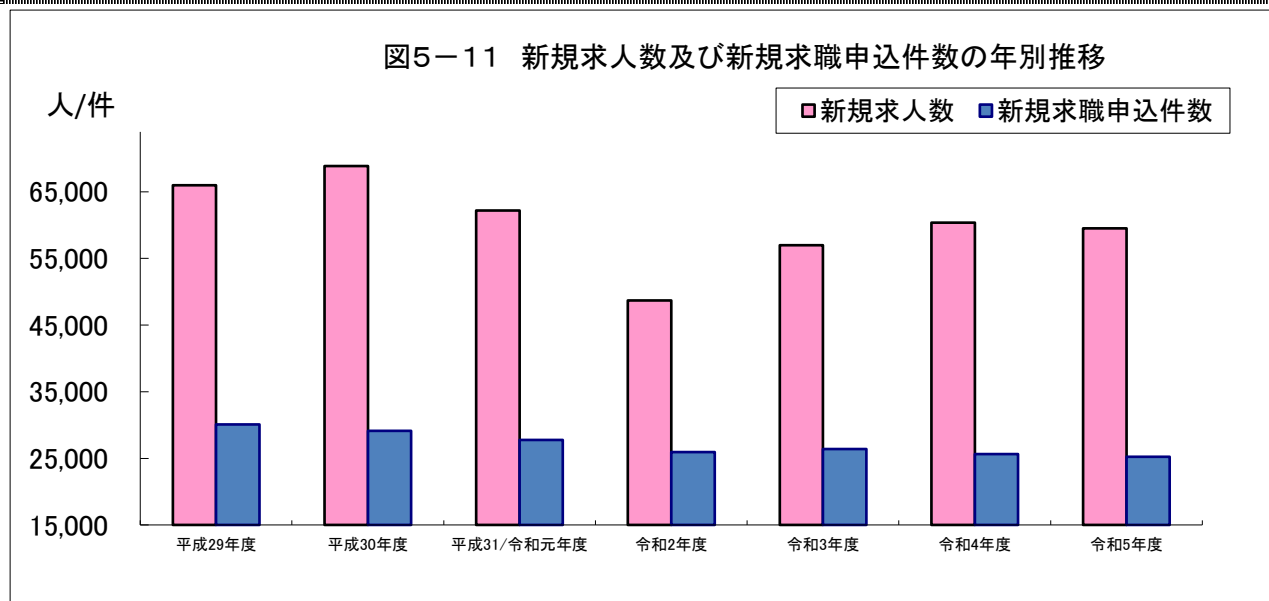


表5-11 求人及び求職状況の年別推移（パートを除く） (人/件)

	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規求人数	66,013	68,886	62,183	48,686	56,990	60,377	59,503
新規求職申込件数	30,100	29,119	27,781	25,943	26,393	25,618	25,244

\* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計である。

## (7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、増加が続いていたが令和3年度にいずれも減少。令和4年度に入り整理人員は減少するも、令和5年では再び増加した。整理件数は、令和4年度と令和5年度は、ほぼ横ばいである。

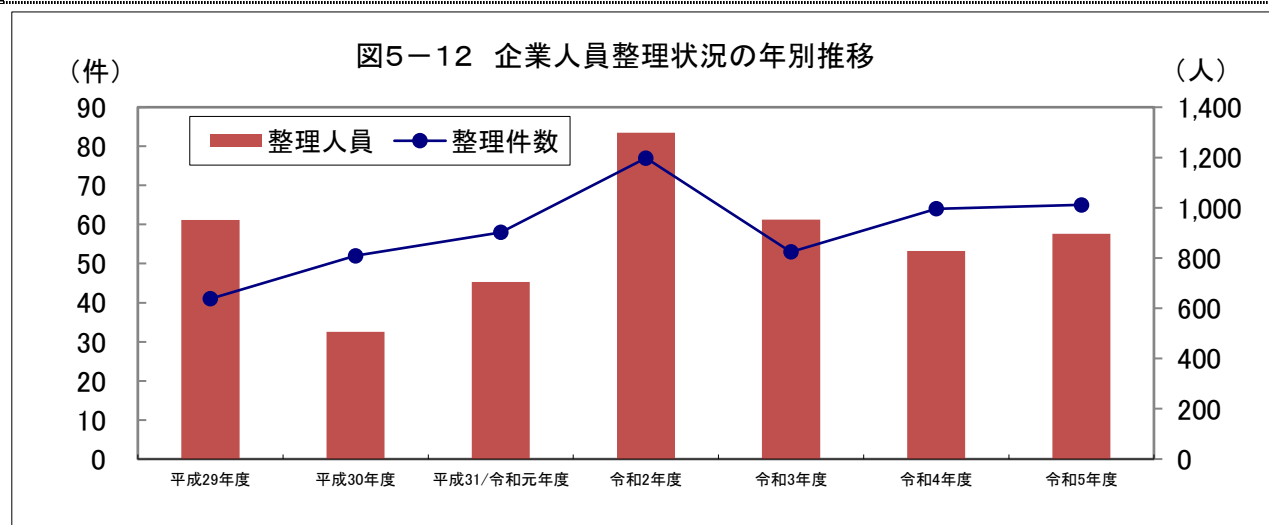


表5-12 企業人員整理状況の年別推移 (件/人)

	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整理件数	41	52	58	77	53	64	65
整理人員	951	506	705	1,298	953	828	897

\* 整理人員5人以上

## 6 賃 金

### (1) きまって支給する給与額

令和3年以降、富山県内規模別の賃金格差は、拡大傾向にある。令和5年に富山県の給与額は、石川県に抜かれた。

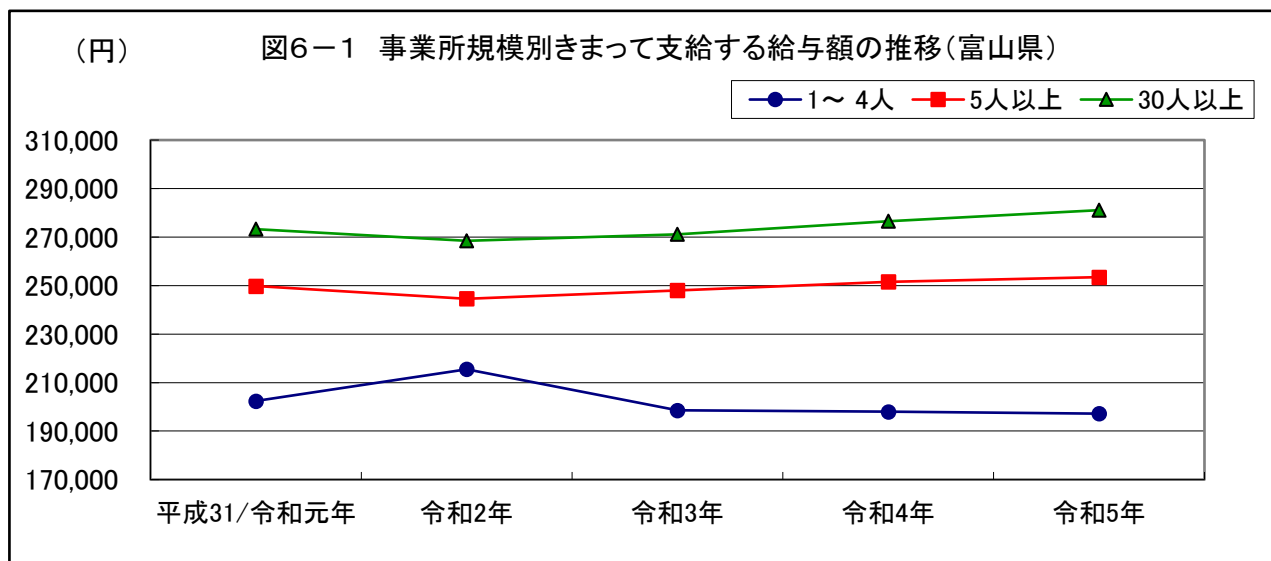


表6-1 事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年		令和4年		令和5年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
1~4人	202,345	74.0	215,469	80.3	198,532	73.2	197,959	71.6	197,193	70.2
5人以上	249,785	91.4	244,549	91.1	247,975	91.5	251,501	91.0	253,479	90.2
30人以上	273,298	100.0	268,459	100.0	271,122	100.0	276,504	100.0	281,096	100.0

(格差:規模30人以上=100)

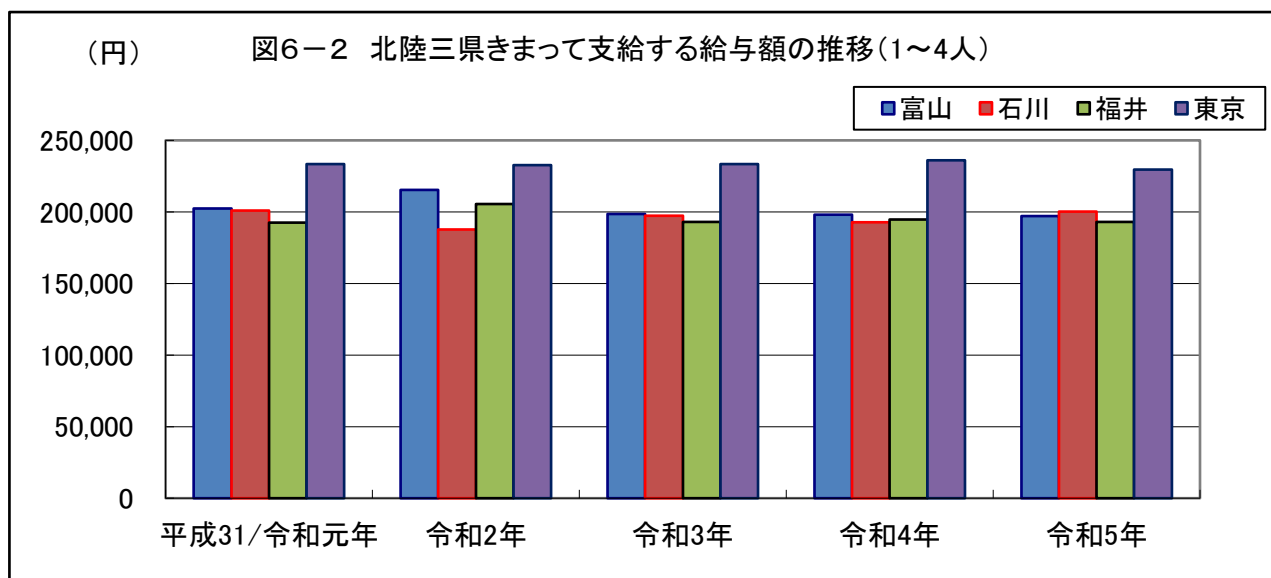


表6-2 北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1~4人)

	平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年		令和4年		令和5年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	202,345	86.7	215,469	92.6	198,532	85.1	197,959	83.9	197,193	85.9
石川	200,937	86.1	187,841	80.7	197,403	84.6	192,719	81.6	200,274	87.2
福井	192,561	82.5	205,450	88.3	192,924	82.7	194,764	82.5	192,988	84.1
東京	233,466	100.0	232,714	100.0	233,343	100.0	236,076	100.0	229,557	100.0

(格差:東京=100)

注:令和2年は、規模5人未満の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査(特別調査)」が中止され、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)として実施されたため、経年比較にはなじまない。

## (2) 短時間女性労働者の1時間あたり賃金額

「全国」と「富山」の格差は、令和4年と令和5年はほぼ横ばいである。

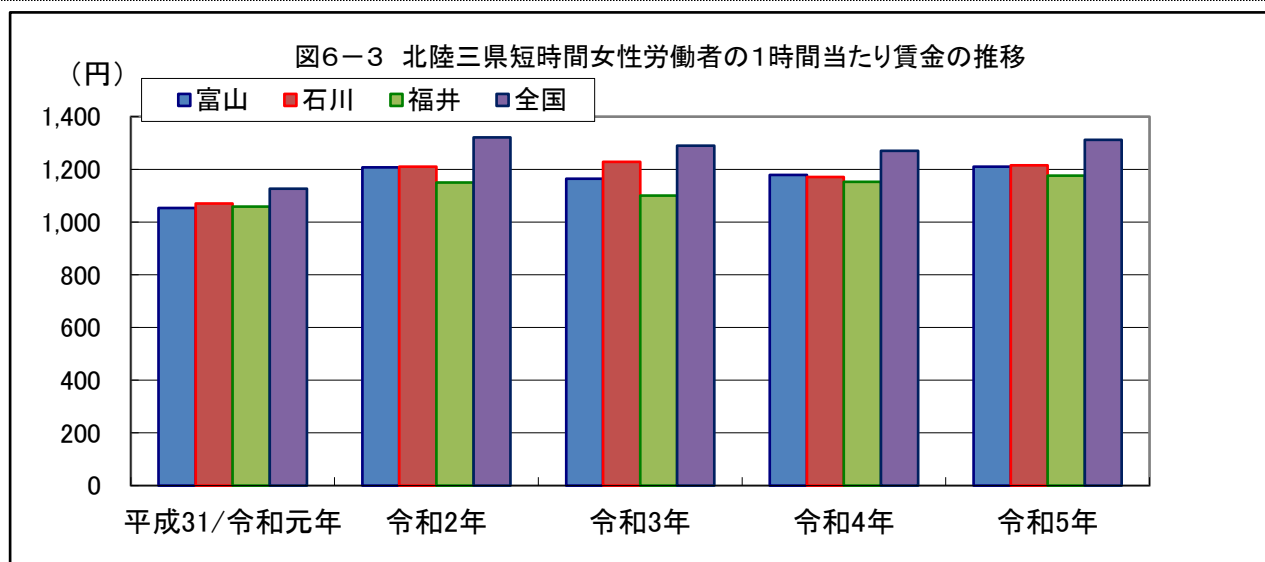


表6-3 北陸三県短時間女性労働者の1時間あたり賃金の推移(産業計, 規模10人以上)

	平成31/令和元年(注)		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	1,053	93.4	1,208	91.4	1,165	90.3	1,179	92.8	1,210	92.2
石川	1,070	94.9	1,210	91.6	1,229	95.3	1,171	92.2	1,215	92.6
福井	1,058	93.9	1,150	87.1	1,100	85.3	1,153	90.8	1,176	89.6
全国	1,127	100.0	1,321	100.0	1,290	100.0	1,270	100.0	1,312	100.0

(格差: 全国=100)

注: 令和元年調査までは、賃金額の高いもの(特定の職種に該当するもの)を除外して集計していた。

## (3) 高校卒初任給(富山県)

令和3年を除けば、おおむね増加傾向にある。

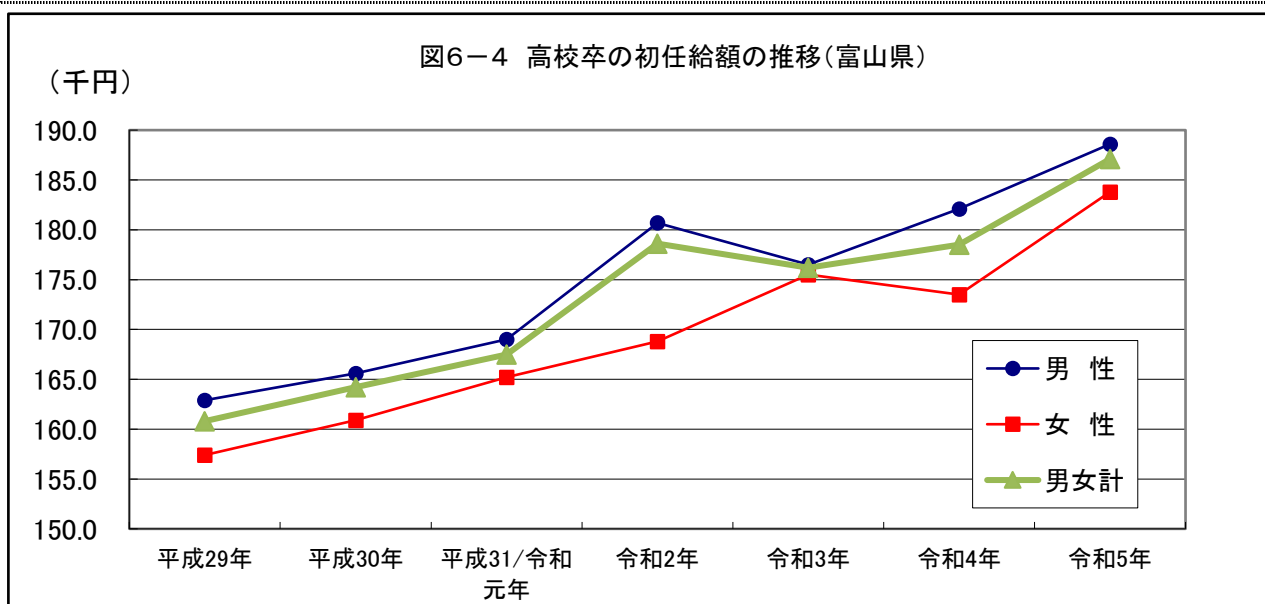


表6-4 高校卒の初任給額の推移(富山県) (千円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男性	162.9	165.6	169.0	180.7	176.5	182.1	188.6
女性	157.4	160.9	165.2	168.8	175.5	173.5	183.8
男女計	160.8	164.2	167.5	178.6	176.2	178.5	187.1

注: 令和2年以降、初任給額の調査が廃止され、新規学卒者の所定内給与額(通勤手当含む)として集計。



## 7 企業倒産

富山県は、令和3年は減少したが、その後、令和5年に向け再び増加した。

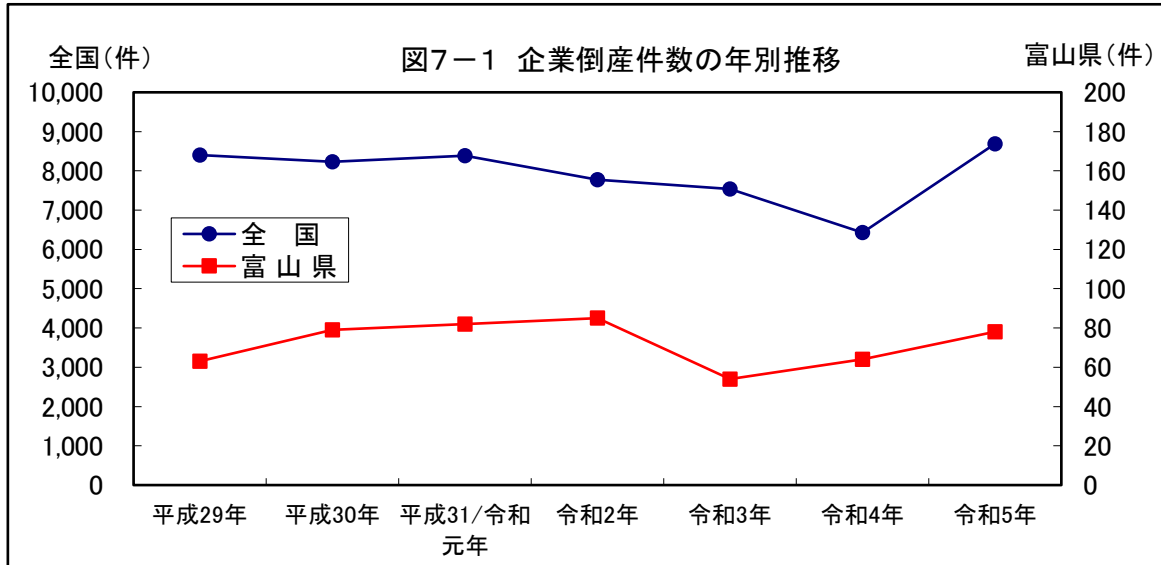


表7-1 企業倒産件数の年別推移 (件)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	8,405	8,235	8,383	7,773	7,535	6,428	8,690
富 山 県	63	79	82	85	54	64	78

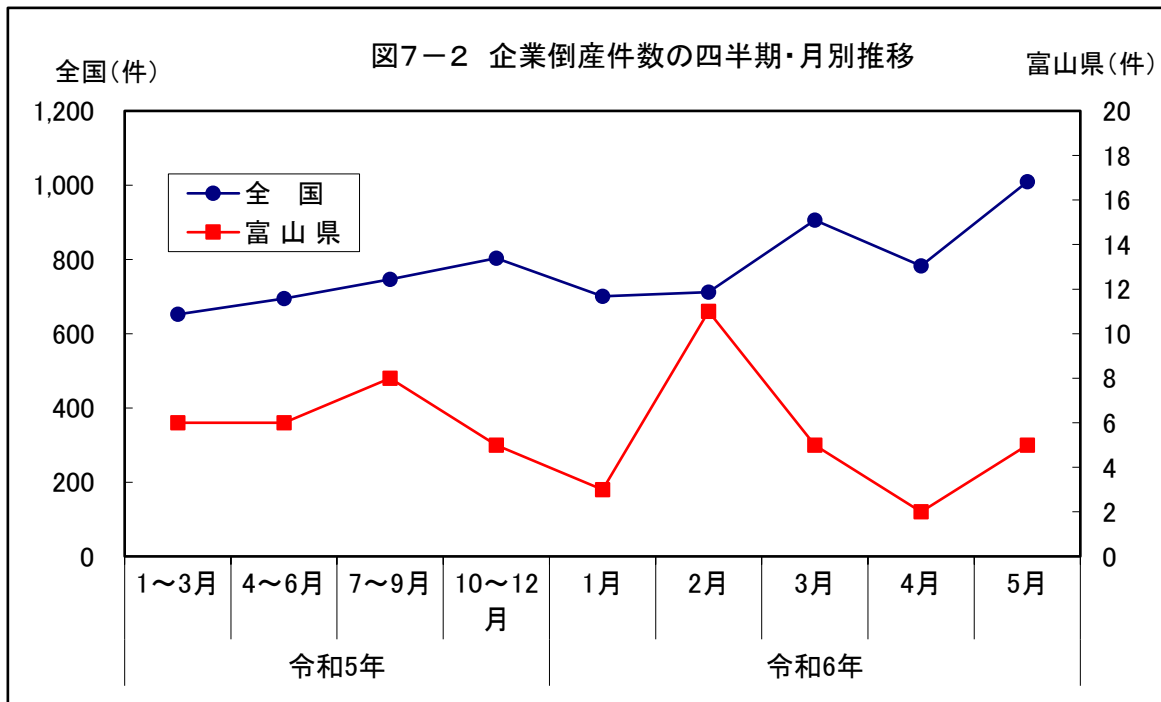


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移 (東京商工リサーチ)

	令和5年				令和6年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	652	695	746	803	701	712	906	783	1,009
富 山 県	6	6	8	5	3	11	5	2	5

1か月当たり平均件数

各月の実件数

令和6年度  
最低賃金に関する基礎調査結果

令和6年7月

富山労働局労働基準部賃金室

表1 令和6年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計	大計	中計	明細	産業分類
調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1 製造業(明細番号9~13を除く)	E09~22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2 情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3 卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(1561を除く)、57、58、59(15911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4 学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5 宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6 生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7 医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8 サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9 非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10 玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12 百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13 自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。  
産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

表2 令和6年度基礎調査 対象事業所数及び回答事業所数

産業分類	計	対象事業所数			計	回答事業所数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
<b>調査産業計</b>	23,201	17,995	4,690	516	926	562	271	93
<b>地域別最低賃金適用産業計</b>	22,737	17,872	4,476	389	664	496	138	30
製造業	2,983	1,823	772	388	116	61	26	29
情報通信業(新聞業、出版業)	35	30	4	1	4	2	1	1
卸売業、小売業	8,047	6,432	1,615		202	156	46	
学術研究、専門・技術サービス業	1,204	1,042	162		31	25	6	
宿泊業、飲食サービス業	3,168	2,509	659		69	52	17	
生活関連サービス業、娯楽業	2,089	1,842	247		60	52	8	
医療・福祉	2,554	1,841	713		95	71	24	
サービス業(他に分類されないもの)	2,657	2,353	304		87	77	10	
<b>特定(産業別)最低賃金適用産業計</b>	464	123	214	127	262	66	133	63
アルミ関連等製造業	110	30	41	39	70	22	26	22
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	73	20	21	32	41	8	12	21
電気機械器具製造業	167	58	64	45	82	30	37	15
百貨店, 総合スーパー(*)	11			11	5			5
自動車(新車)小売業	103	15	88		64	6	58	

(\*)「百貨店, 総合スーパー」については、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。

# 最低賃金基礎調査結果

## 1 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

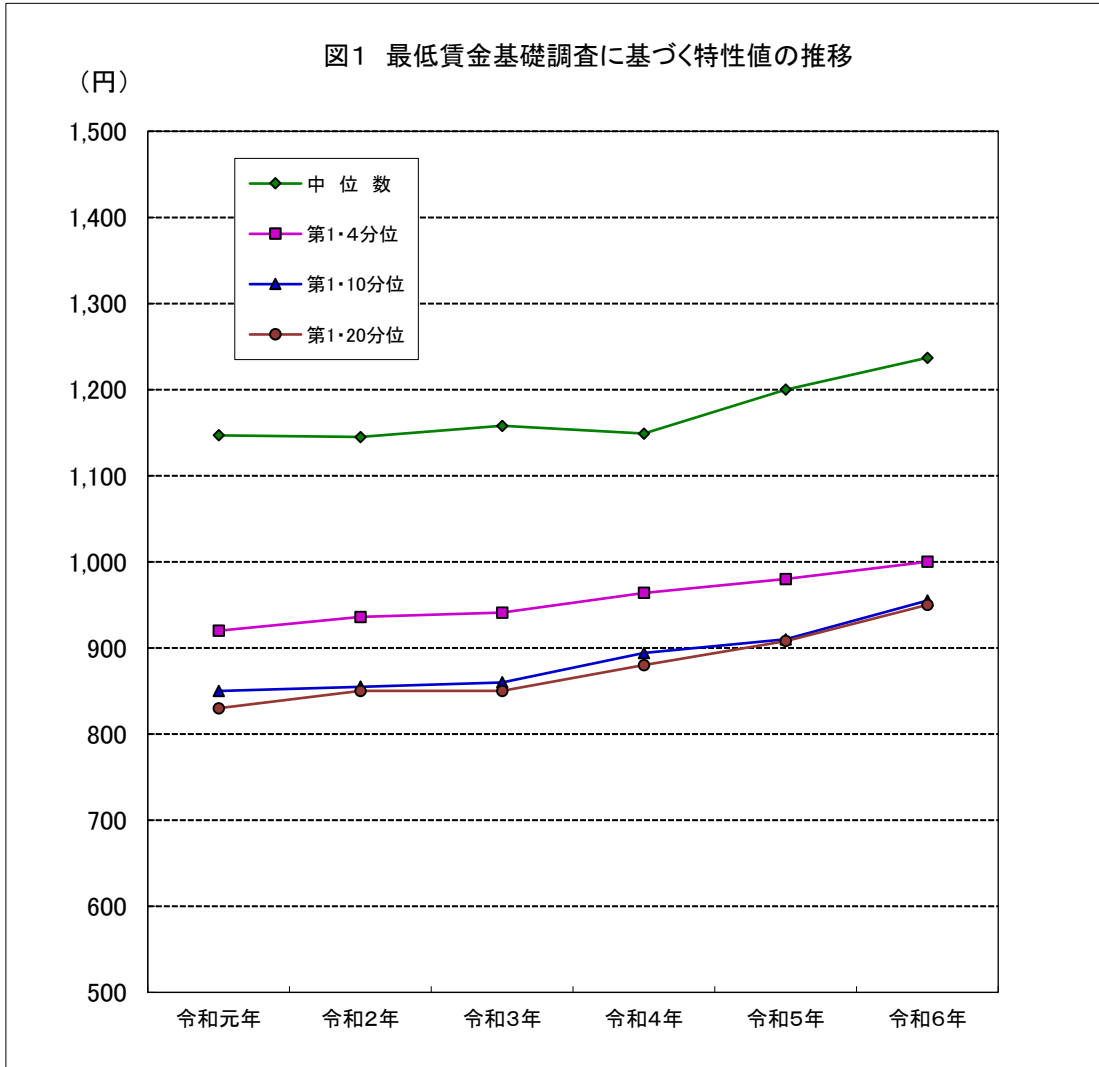


表3 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1・20分位	金額(円)	830	850	850	880	908	950
	前年比(%)	3.75	2.41	0.00	3.53	3.18	4.63
第1・10分位	金額(円)	850	855	860	894	910	955
	前年比(%)	1.80	0.59	0.58	3.95	1.79	4.95
第1・4分位	金額(円)	920	936	941	964	980	1,000
	前年比(%)	1.10	1.74	0.53	2.44	1.66	2.04
中位数	金額(円)	1,147	1,145	1,158	1,149	1,200	1,237
	前年比(%)	-0.26	-0.17	1.14	-0.78	4.44	3.08

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

※ 各特性値は、全て確定値である。

## 2 産業別特性値

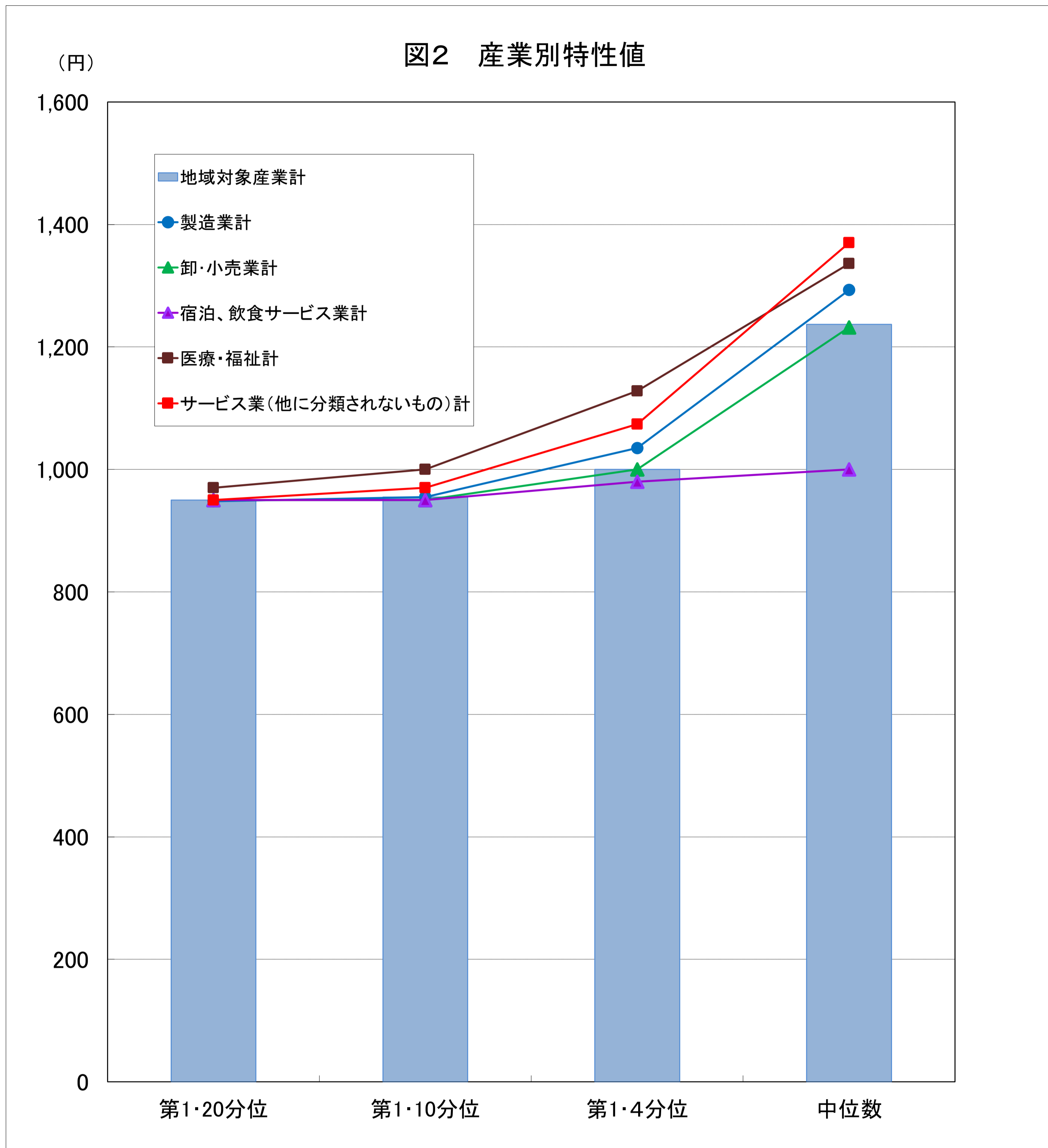


表4 産業別特性値

	地域対象産業計	製造業計	卸・小売業計	宿泊、 飲食サービス業計	医療・福祉計	サービス業(他に分類されないもの)計
第1・20分位	950	948	950	950	970	950
第1・10分位	955	955	950	950	1,000	970
第1・4分位	1,000	1,035	1,000	980	1,128	1,074
中位数	1,237	1,293	1,232	1,000	1,336	1,370

### 3 特性値の前年度との比較

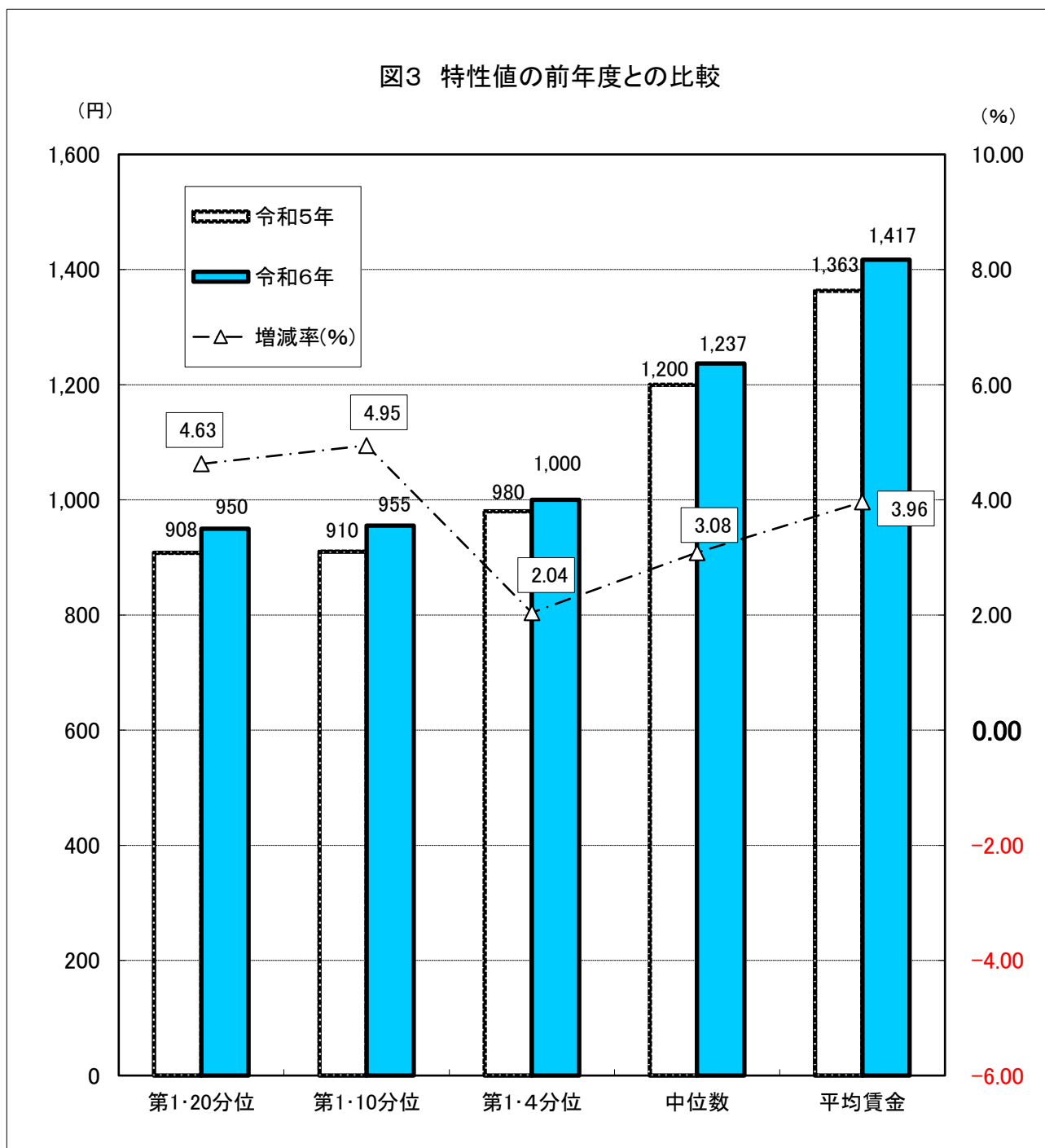


表5 特性値の前年度との比較

特性値	令和5年	令和6年	増減率(%)
第1・20分位	908	950	4.63
第1・10分位	910	955	4.95
第1・4分位	980	1,000	2.04
中位数	1,200	1,237	3.08
平均賃金	1,363	1,417	3.96

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

2024年7月18日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 様

富山県労働  
議長 中

### 2024年度富山県最低賃金額改定の検討にあたっての意見

富山県内の労働者の労働条件の向上と経済の健全な発展に向けご尽力いただいている審議会委員の皆様にご心からの敬意を表します。今年度の富山県最低賃金の改定にかかわって、富山県労働組合総連合(富山県労連)としての意見を以下の通り述べ、検討に反映していただきますようお願いいたします。

富山県労連は6月21日、全国労働組合総連合(全労連)の東海北陸地方協議会として貴職及び富山労働局長宛てに「歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで最低賃金1500円への引上げと全国一律制を求める要請書」及び付属資料を提出しました。是非、ご検討いただきますよう申し添えます。

さて、30年間に渡る非正規化などによる実質賃金の低下に物価高が直撃し、厚生労働省の国民生活基礎調査で、「生活が苦しい」との回答が約6割に上り、統計が始まった1986年以降、最悪の結果になっています。とりわけ高齢女性には最賃近傍の非正規労働しかなく、シングルマザーもダブル・トリプルワークをしながら子育て費用を捻出している実態となっています。医療・介護などのケア労働者は厳しい労働実態のわりに賃金が上がらず、ギリギリの生活を強いられています。また、中小企業の多くが、企業物価高騰や人件費引き上げ分の価格転嫁ができないばかりでなく、人手不足で展望が見えない状況に苦しんでいます。その一方、大企業の内部留保が大きく膨らみ、富裕層も資産を増やすなど富の偏在がすすんできました。このことが経済を停滞させてきたことから、今、賃上げと価格転嫁可能な社会にむけたコンセンサスがつくられつつあります。その切り札が最低賃金の引上げとこれによる地域経済の活性化であり、イギリス・フランス・ドイツをはじめ欧米諸国でも最低賃金が大幅に引き上げられてきました。

私たちは過日、全労連東海北陸地方協議会として、最低賃金の全国一律制や県内企業の賃金引き上げを政労使一体ですすめている福井県の労働政策課に聞き取りを行いました。高校卒業生の4割が県外に就職するなど厳しい人手不足に悩む中、産業の高度化のためにも、県外への人材流出を防ぐための全国一律制が必要との議論がなされています。先の要請書にも記載のとおり生計費が地域間でそれほど変わらない中で、最低賃金が地域間で大きな格差となっていることが、地方経済の停滞の大きな原因になっています。確かに、最賃引き上げによって中小企業の経営は苦しくなる部分がありますが、その克服のためには政府による中小企業への支援と公正取引の徹底が不可欠です。

今、政府も地域間格差の縮小の必要性に言及し始めていますが、私たちはできるだけ早い時期に最低賃金の全国一律制の実現と1500円以上への引上げが必要だと考えています。そのためには、政府が独自に国民の生計費調査を行い、これに基づいて中央最低賃金審議会が全国一律の最低賃金を決定するように最低賃金法を改正しなければなりません。

以上の趣旨から、富山県最低賃金審議会の皆様におかれましては、富山地方最低賃金を早急に1500円に近づけるよう審議をすすめていただくとともに、国に対して次のような政策要望を行っていただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 最低賃金を引き上げるために政府が中小企業支援を力強く推進すること。
- 2 最低賃金をできるだけ早急に全国一律制とすること。
- 3 最低賃金をできるだけ早急に1500円以上とすること。
- 4 中央最低賃金審議会が最低賃金を生計費原則によって決定するよう最低賃金法を改正すること。



以上



富高教発第83号

2024年7月18日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 様

富山県高等学校教職  
執行委員長 中山

### 富山県最低賃金の大幅改善を求める意見書

労働者や若者の生活実態を踏まえて、最低賃金についてご審議いただいていることに敬意と謝意を表します。

さて、3年に及ぶコロナ禍から日常が取り戻されつつあるとはいえ、ウクライナ戦争などによる国際情勢の不安定化に始まり日米金利差による円安が拍車をかける物価の高騰、そして先進諸国の中で唯一、そして過去最長に下がり続ける実質賃金が家庭の経済状況を悪化させ、高校生たちの学校生活と卒業後の将来にも大きな不安を広げています。県内の定時制・通信制高校には、一食300円の給食費が払えない、シューズ代や選手登録費が出せず部活動をあきらめざるを得ないなど、経済的な理由で学ぶ権利を侵害されている高校生が相当数存在しているのが実態です。日本の子どもの7人に1人が相対的貧困の状態にあり、とりわけひとり親家庭の子どもでは2人に1人に及び、「貧困」に起因する子どもの学習権の阻害と進路保障の後退はますます深刻化しています。子ども・若者たちに明るい将来の展望を持たせるためにも、全体の4割に迫る非正規労働者も含めた賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消による景気回復は、国全体と地方に突き付けられている喫緊の課題です。

富山県の最低賃金は近年引上げられており、昨年は中央の目安どおり40円引上げの948円とされました。しかしこれではフルタイム働いても月166,848円・年収200万円で「ワーキングプア」ギリギリです。県立高校で生徒たちの学習と生活を支える会計年度任用職員の大半の方の時給は、昨年4月時点で922円、10月の最賃引上げによりそれを下回りました(12月の条例改正で4月に遡及して996円に引上げ)。必要な仕事にもかかわらず低賃金を強いられている労働者の賃金は最低賃金に直結しており、その水準を大幅に引き上げることが、従事者の生活を守り担い手を確保するためにも必要です。また、先進諸国で最低水準の最賃の要因となっている「地域別」を克服し、「全国一律」の最賃大幅引上げによる賃金底上げの実現は、労働者全体、とりわけ若年層や女性などの低賃金層の賃金改善に波及し、個人消費の活性化による景気回復と、地方からの若年世代の流出に歯止めをかけ、根本的・持続的な少子化対策としても有効です。

子どもたちが夢に向かって思う存分学び、展望をもって社会に巣立っていくためには、手厚い中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善による労働者全体の賃金底上げが必要です。委員の皆様には、いま必要とされる「社会的な賃上げ」を実現し、次世代の社会を担う高校生・若者の教育環境改善と将来展望を拓くことも視野に入れた審議により、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申されますよう、切にお願い申し上げます。



2024年7月18日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

全日本建設 組合  
富山県本  
執行委員 郁夫

## 2024年度地域別最低賃金改定にむけた意見書

労働者の生活実態を踏まえて、労働条件の向上と最低賃金のご審議にいただいていることに敬意を表します。富山地方最低賃金審議会各位のみなさんに全日本建設交運一般労働組合(略称・建交労)富山県本部として2024年度富山県の最低賃金を決定するに当たり、ご意見申し上げます。

厚生労働省が8日発表した5月の毎月勤労統計調査によると、現金給与総額に物価の変動を反映させた実質賃金は前年同月比1.4%減となりました。減少は26カ月連続で、過去最長を更新。賃上げの効果が浸透しつつあるものの、マイナス幅は前月から拡大。物価の伸びに依然追いついていません。

最賃改定によって影響を受ける労働者は23年度では2割に達しており、それだけ低い水準におかれている労働者が多く、低賃金であえぐ労働者を救済するために一気に引き上げるべきではないでしょうか。

実質賃金は26カ月連続で低下し、働く者の生活は厳しくなる一方です。今年の春闘で経団連は5%を超える賃上げがあったと言うが本当に実質賃金が上昇するほどの賃上げとなっているか疑問です。労働者が人間らしく暮らせるように、ただちに最賃1500円に引き上げるべきとおもいます。

現在の最賃では最低生計費をまかなえません。地域間格差は、02年の104円から昨年220円になっています。地方の労働力を流出させ、中小企業の厳しさに拍車をかけています。

富山労働局ならびに富山地方最低賃金審議会におかれましては、富山県内の労働者がおかれている現状を直視され、2024年度の最低賃金の改定にあたっては、労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、積極的な最低賃金の引き上げを決定されるよう審議委員各位に求めてご意見とします。



以上

2024年7月18日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾治明 様富山県医療労働組合連合会  
執行委員長 前田洋志(公印略)

## 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



以上

## 富山県最低賃金専門部会委員名簿

任命年月日：令和6年7月22日

	氏名	現職等
公益代表委員	ながお 長尾 はるあき 治明	富山国際大学 名誉教授
	ほりおか 堀岡 かずまさ 和正	和み法律事務所 弁護士
	たかくら 高倉 ふみと 史人	高岡法科大学 法学部長 教授
労働者代表委員	いしだ 石田 やすひろ 康博	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	おおもり 大森 ひとし 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	くろかわ 黒川 ともゆき 智之	JAM北陸 副書記長
使用者代表委員	てらやま 寺山 おさむ 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	えした 江下 おさむ 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	はった 八田 まさと 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

(敬称略)

## 富山県最低賃金審議運営事項

令和6年6月28日  
富山地方最低賃金審議会

令和6年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

### 記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
  - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。
  - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き3回を目安とする。
  - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
  - （4）専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
  - （1）参考人は、労使それぞれ9人以内とする。
  - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
  - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第6条第5項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

## 関 係 法 令

### 最低賃金法第 4 条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前 2 項に規定する賃金に算入しない。
  - 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

### 最低賃金法第 25 条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

### 最低賃金審議会令第 6 条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第 56 期富山地方最低賃金審議会  
運 営 小 委 員 会 委 員 名 簿

令和 6 年 5 月 28 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	長 尾 治 明	富山国際大学 名誉教授
	両 角 良 子	富山大学 経済学部 教授
	堀 岡 和 正	和み法律事務所 弁護士
労働者代表委員	石 田 康 博	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	大 森 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	江 下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	八 田 正 人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は令和 7 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 56 期富山地方最低賃金審議会  
特別小委員会委員名簿

令和 6 年 5 月 28 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	長尾 治明	富山国際大学 名誉教授
	堀岡 和正	和み法律事務所 弁護士
	両角 良子	富山大学 経済学部 教授
労働者代表委員	石田 康博	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	大森 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	黒川 智之	JAM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和 7 年 3 月 31 日まで

(敬称略)



# 消費者物価指数(富山市) 抜粋

参考資料

## 富山市消費者物価指数の推移(10大費目)

		総合					食料			住居	光熱・水道
		生鮮食品を除く総合	持家の帰属家賃を除く総合	生鮮食品・エネルギーを除く総合	食料・エネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住居	光熱・水道	
ウエイト		10 000	9 567	8 827	8 722	6 588	2 697	433	2 264	1 678	806
年平均指数	平成29年	99.4	99.4	98.8	99.7	101.0	96.6	98.6	96.2	101.4	96.8
	30年	100.3	100.2	100.1	99.8	100.5	98.4	101.6	97.7	100.5	101.0
	令和元年	100.2	100.3	100.1	99.9	100.3	98.6	97.1	98.9	99.7	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	99.8	99.5	99.2	98.8	99.9	98.4	100.2	101.7	102.2
	4年	102.4	102.2	102.4	100.6	99.4	104.6	106.6	104.2	103.7	112.1
5年	106.2	105.9	106.7	104.9	102.1	113.2	113.2	113.2	104.8	108.3	
前年比	平成29年	0.7	0.6	1.1	0.0	-0.4	1.6	3.0	1.3	-0.9	4.1
	30年	0.9	0.8	1.3	0.1	-0.5	1.8	3.1	1.6	-0.9	4.3
	令和元年	-0.1	0.1	0.0	0.2	-0.2	0.2	-4.4	1.2	-0.8	1.1
	2年	-0.2	-0.3	-0.1	0.1	-0.3	1.4	3.0	1.1	0.3	-2.1
	3年	-0.2	-0.2	-0.5	-0.8	-1.2	-0.1	-1.6	0.2	1.7	2.2
	4年	2.7	2.4	2.9	1.5	0.6	4.7	8.4	4.0	2.0	9.7
5年	3.7	3.6	4.2	4.2	2.7	8.2	6.2	8.6	1.1	-3.4	
年度平均指数	平成29年	99.7	99.7	99.3	99.8	100.9	97.4	100.9	96.6	101.3	97.9
	30年度	100.1	100.2	100.0	99.7	100.4	97.9	98.2	97.9	100.1	101.8
	令和元年度	100.3	100.4	100.3	100.0	100.3	99.0	97.3	99.3	99.8	102.2
	2年度	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	100.2	99.8	100.2	100.1	99.0
	3年度	100.0	100.0	99.7	99.0	98.5	100.5	100.7	100.5	102.3	104.9
	4年度	103.3	103.0	103.3	101.6	100.0	106.5	108.3	106.2	104.1	111.7
5年度	107.0	106.7	107.7	105.7	102.7	114.5	114.3	114.6	104.9	109.1	
前年度比	平成29年	0.8	0.7	1.3	0.0	-0.4	1.8	3.8	1.4	-0.8	4.8
	30年度	0.4	0.6	0.7	0.0	-0.5	0.6	-2.7	1.3	-1.1	4.0
	令和元年度	0.2	0.2	0.3	0.3	-0.1	1.1	-0.9	1.5	-0.3	0.4
	2年度	-0.4	-0.5	-0.4	0.0	-0.4	1.1	2.3	0.9	0.2	-3.1
	3年度	0.1	0.1	-0.2	-1.0	-1.5	0.4	0.9	0.3	2.2	6.0
	4年度	3.2	3.0	3.7	2.6	1.6	5.9	7.5	5.6	1.8	6.5
5年度	3.7	3.6	4.2	4.0	2.7	7.6	5.6	7.9	0.8	-2.3	
指数	令和5年6月	106.0	105.9	106.4	104.7	101.9	112.0	107.5	112.8	104.8	111.8
	7月	106.8	106.5	107.3	105.4	102.5	113.6	112.1	113.9	104.9	110.1
	8月	106.9	106.8	107.5	105.7	102.6	113.8	110.1	114.5	104.9	108.7
	9月	107.2	106.8	107.8	105.9	102.8	115.3	115.6	115.3	105.0	106.1
	10月	107.9	107.5	108.7	106.3	103.0	116.3	117.4	116.1	104.7	111.4
	11月	107.8	107.5	108.6	106.4	103.2	115.6	114.7	115.7	105.2	111.2
	12月	107.8	107.4	108.5	106.3	103.2	115.6	115.8	115.5	105.2	110.9
	令和6年1月	107.8	107.2	108.6	106.1	103.1	116.1	120.3	115.3	105.0	110.7
	2月	107.7	107.3	108.5	106.2	103.1	115.9	117.4	115.6	105.1	110.3
	3月	107.8	107.4	108.5	106.3	103.2	115.5	116.4	115.3	104.9	110.6
	4月	108.4	107.9	109.3	106.8	103.8	116.2	119.4	115.6	104.8	110.9
	5月	108.8	108.2	109.7	106.8	103.7	116.6	120.2	115.9	104.7	115.0
	6月	<b>108.8</b>	<b>108.5</b>	<b>109.8</b>	<b>106.8</b>	<b>103.6</b>	<b>116.0</b>	<b>115.8</b>	<b>116.1</b>	<b>104.6</b>	<b>118.5</b>
前月比	令和5年6月	0.6	0.9	0.6	0.0	-0.1	-0.8	-6.3	0.3	0.0	10.6
	7月	0.7	0.6	0.8	0.7	0.6	1.5	4.3	0.9	0.1	-1.5
	8月	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	-1.8	0.5	0.0	-1.3
	9月	0.3	0.0	0.3	0.3	0.1	1.3	5.0	0.7	0.1	-2.4
	10月	0.7	0.6	0.8	0.4	0.3	0.8	1.6	0.7	-0.3	5.1
	11月	-0.1	0.0	-0.1	0.1	0.2	-0.6	-2.3	-0.3	0.5	-0.2
	12月	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	1.0	-0.2	0.0	-0.3
	令和6年1月	0.0	-0.2	0.1	-0.2	-0.1	0.4	3.8	-0.2	-0.2	-0.1
	2月	-0.1	0.1	-0.1	0.1	0.1	-0.2	-2.4	0.3	0.1	-0.4
	3月	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	-0.3	-0.8	-0.2	-0.1	0.2
	4月	0.6	0.5	0.7	0.5	0.6	0.6	2.6	0.2	-0.1	0.3
	5月	0.3	0.3	0.4	0.0	-0.1	0.3	0.6	0.3	-0.1	3.7
	6月	<b>0.1</b>	<b>0.3</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>-0.1</b>	<b>-0.5</b>	<b>-3.6</b>	<b>0.2</b>	<b>-0.1</b>	<b>3.0</b>
前年同月比	令和5年6月	3.8	3.9	4.3	4.4	2.9	7.4	0.5	8.8	0.9	0.7
	7月	4.1	3.9	4.7	4.5	2.8	9.4	8.0	9.6	0.5	-1.7
	8月	3.9	3.9	4.5	4.4	2.6	8.8	3.8	9.8	0.6	-3.4
	9月	4.0	3.8	4.5	4.6	2.7	9.7	8.2	10.0	0.7	-6.8
	10月	4.2	3.9	4.8	4.5	2.9	8.9	9.0	8.8	0.3	-3.1
	11月	3.7	3.5	4.2	4.1	2.9	7.5	8.5	7.3	1.0	-4.3
	12月	3.4	3.1	3.9	3.8	2.7	7.2	9.3	6.8	0.9	-5.3
	令和6年1月	3.0	3.0	3.5	3.7	2.8	5.8	3.5	6.3	0.7	-5.8
	2月	3.8	3.8	4.3	3.3	2.5	5.1	3.4	5.4	0.8	7.7
	3月	3.1	3.0	3.5	2.3	1.7	4.1	4.2	4.0	0.3	8.5
	4月	2.9	2.6	3.4	2.3	2.1	3.6	9.1	2.6	0.1	4.2
	5月	3.2	3.1	3.7	2.0	1.6	3.3	4.7	3.0	0.0	13.7
	6月	<b>2.7</b>	<b>2.5</b>	<b>3.2</b>	<b>2.0</b>	<b>1.7</b>	<b>3.6</b>	<b>7.7</b>	<b>2.9</b>	<b>-0.1</b>	<b>6.0</b>